

西部劇の時代ではないのでしょうか。次々に、フロンティアを目指して、ほろ馬車隊が出かけていって町をつくります。そのときに、町をつくった人たちは、自分たちで自分を守らなきゃいけないのですね。一たん、例えばインディアン等の襲来があって被害を受けたからといって、だれも救済してくれない。その被害をこうむってしまったから、それはたまたま運が悪かったか、自分の力が足りなかつたから自分の責任だ、こういうふうに言われる姿とよく似ているような気持ちがいたします。

今、郵政省でも、安全対策については、荒井先生も随分ハッカー対策で御活躍されて、議論をしてまいりましたが、この対応している姿というのも、ようやくその町に保安官が派遣されてきて、少しは安全を守るために政府がやりましょう、こういうふうに言っている姿のような気持ちがいたしまして、まだまだこれだけの大衆化された情報社会というのに見合う社会的な体制というのは生まれていない。特に、トラブルに対し、それをきちんとカバーして、システムの運用に支障が起らぬ、または被害をこうむった人が救済できることない、または被害をこうむった人が救済できる、こういう体制になつてないというのが率直な私の感想でございますが、この現状に対して大臣がどういう御所見をお持ちになつておられるか、お尋ねをさせていただきます。

○八代国務大臣 いろいろな西部劇を引用されながらお話を伺いまして、もつともだと思いながら聞き入ったところでございますが、インターネットがこれから爆発的な人気、また、インターネットビジネスというのも展開していく二十一世紀というものを展望いたしますと、今までよく日本のインターネットは、高い、それから遅い、危ないう、こういうことが三つの例えで言われてまいりましたが、高い部分もだんだん解決されつつあるし、遅い部分もこれから技術開発で大きくクリアされしていくんだろうと思いますが、あとは、まさに今小野委員御指摘のように、危ない部分だろうと思うのです。

それはまさに、大志を抱いて、フロンティア精神で西部に出かけていくつて、そして自分の小さな牧場を守ろうとしたら、そこへ悪漢が殴り込んできて、せっかく育てた牛もトウモロコシもみんな奪われてしまう。ワイアット・アーブに頼んで、も、ワイアット・アーブは一人しかいなくてどうにもならないということで、OK牧場の決闘みたいい形の悲惨な結果になつていくと、これも大変でござりますから、そういう意味でも、いろいろなトラブルがこれから生じてくるということは、私たちも予測しなければならないだろうと思います。

そういう意味でも、ある程度の専門知識が必要となるのは当然なんですけれども、一般消費者が思わぬトラブルに巻き込まれてしまふ。小野委員も、専門家でありながら、三十七万円ものそういう請求をいただいたということをございますけれども、ネットワークに対する社会経済の依存度が急速に拡大していきますと、その辺もしっかりと環境整備をすることは不可欠だろう、このように思つております。

事態の把握や被害者への対応等、情報通信に係るサービス全体において消費者を保護するシステムの充実ということも、これも急務だといふふうに私たちは考えておりまして、郵政省としましても、電気通信サービスに係る相談窓口として、電気通信利用環境整備室というものが設置されております。しかし、これだけではわかりませんね。ですから、私は、インターネット——〇番的なものが、だれももそういう不測の事態あるいは思わぬトラブルに巻き込まれたときには、びつともうやると、そのことについて的確なアドバイスと対応と、それに応するいろいろな保護策が展開されるようなシステムをこの際しつかりつくなつておく、セキュリティーの問題も含めて考えておくと、ということは大変重要だというふうに思つておりますし、小野委員は党におけるインターネット・ネット小委員長でもありますから、いろいろこれからお力、お知恵を拝借しながら、そういう相談

窓口相互間の連携の強化を行っていく上でどのような対策が必要なのかも、これから早急に私たちも取り組みたい、このように思っております。

ただ、難しい窓口ではなくて、これからやはりよく知っている人と、私のように知らない者がいろいろインターネットにアクセスしていくと、思わずところで迷子になってしまったり、どうにもならない事態などというのを経験を積みながら、私たちも一つ一つ前へ進みたいと思っていのですが、そういう意味でも、気楽に仮説的に駆け込みができる、アクセスで駆け込むことができるようない一〇番的なものも、私は対策としてこの際必要ではないかな、このように思つていろいろでございます。

○小野委員　的確な御答弁をどうもありがとうございました。

大臣は〇K牧場というようなお話を出していただいたわけでございますが、西部開拓時代の開拓者は、それなりの覚悟を持って先進的なフロンティアのところへ乗り出していったと思うのですね。それだけのまた装備といいますか、鉄砲とか、攻撃を受けた場合にそれを守る手段も持つていったと思うわけでありますが、現在の日本の今展開されている情報社会というのは、大衆情報社会でございますから、丸腰の人たちがその先端部分に実は進んでいくような状態が生まれているような情報社会になつていて、ということをございますから、ぜひその時代状況に対応できる体制なしの施策というものを要請させていただきたいと思います。

とりわけ、これから特に大きな話題になつてくるのは、現金決済をインターネット上でとり行うというようなことが一般化てくる時代になつてくるだろうと思いますけれども、そのときに、コンピューターウイルスで、その現金決済を行なうソフトの部分にいたずらを行なうようなものが広範に頒布されたというような状況を考えますと、一人当たり何十万、何百万というようなおかしな決済が行われる。それが何万人、何十万人に広がって

しまったということになると、これは、總額にすると數千億とか數兆円というような大混乱が実は引き起こされてくる可能性があるわけですね。今までとすると、例えば省庁にハッカーが入ったといったって、その画面を書きかえれば、正直なところ終わりなんですよ。しかしながら、これからの情報社会は、もつと現実的な、深刻な問題を帯びてくるというようなことになつてくるわけでございまして、現状のような救済措置が何を考えられないで突き進むということは、非常に大きな社会的混乱、問題を引き起こす可能性もはらんでいるという意識を持つていただきて、お取り組みをお願いしたいと思うのでございますが、これにはもう先ほども御答弁があつたのですが、今後の取り組みについて、特に触れていただけるようなものがございますでしょうか。

○八代国務大臣 先ほど申し上げましたように、小野委員の御指摘は至極当然でござりますし、これはまさに急務だというような思いを持っておりますので、相談窓口相互間の連携の強化を行つていくことも含めて、相談窓口におけるトラブル解決能力の一層の充実が図られるよう、郵政省としてこれはしっかりと検討していくなければならぬ、このように思つておりまして、繰り返しになりますが、インターネット一一〇番的な駆け込み寺的なものもこの際必要だな、このように今私も思つた次第でございます。

○小野委員 一一〇番の機能のこれから創設拡充と、それと同時に、やはり被害を受ける人というものは現実に生まれるわけですから、受けた人に対する救済的な施策ということも十分お考えいただきたいと思うのですね。やはり情報社会においては、情報強者と情報弱者がおられます。大臣はかねがねから社会的な弱者という問題に非常に力を入れておられるわけであります、情報弱者がこれから大きな被害をこうむる可能性を持つ社会になつてくるという観点からのお取り組みも、これは御要望させていただいて、この質問は終わらせさせていただきたいと思います。

引き続きまして、総括政務次官にお尋ねをさせたいだときたいと思うわけでござりますけれども、今回のこのトラブルを経験させていただきまして私が痛感いたしましたのは、おかしいということが早い時期に我々に認知ができるれば、これだけするすると長期間にわたって異常接続が続いて、高い金額の被害を受けることがなかつたわけでございます。

考えてみれば、私たちの体も異状を来たした場合どうだというと、すぐに熱が出てくる、痛みを感じる、またはかゆみを感じるとか、いろいろと我々がこれを認識できるから、早目に手を打つて体を健廉にすることができるわけあります。情報社会といふものを考えました場合に、異常検知という問題が非常にこれから大事になってくるなど。特に、これから多数の人たちが端末を操作する社会になってくるということを考えますと、端末自身に、異常をきちんと検知をして、それを警告し、対処をしろというふうに促すシステムが組み込まれなければならぬのじゃないかというふうな印象を非常に強く持たせていただきまし

そこで、通信・放送機構では、基礎から応用への研究開発を行うということで、いろいろな自主研究、また委託研究が展開されているわけでござりますが、この点も、これら情報社会といふものを考えると非常に大事なテーマの一つになるんじゃないかななどということございますが、この御所見はいかがでございましょうか。

○小坂政務次官 小野晋也先生には大変な被害をこうむられたようでお見舞いを申し上げたいと思つてございます。工学部御出身の小野先生、専門家でいらっしゃいますので、あらゆる面から検討を重ねられたと思うのですね。それでもその原因がわからぬといふことでござりますから、もし原因がある程度わからましたら、ぜひもまた教えていただきまして、そういうた面でもまたさらに研究を進めたいと思います。

ただいま御指摘の点につきましては、言ってみれば急速に発展をしてきた情報通信社会の影響の部分の一つになるのではないかと思うのです。システムを熟知しているならともかく、普通に、きのう人に言われてきょうから始めたという方もいっぽいいらっしゃるわけですから、そういう方々でも安全に使える環境整備というのは確かに必要だと思います。そんな意味で、このシステムの利用の観点から大変重要な課題である、としてみたらどうだ、こういふお話をございま

す。この異常接続がどのような原因で起こったかといふのは、先ほど御指摘のようにハードの面で何とか異常があったのか、それはコンピューター本体ですね、あるいはモデルのよろなパソコンの接続窓口のところに何かが起つたのか、あるいはそれを動かしているソフトの面で何かがあつたのか、いろいろな局面が考えられると思いますので、その原因によって、どこが研究開発してそういいう防衛システムをつくるのか、慎重に考えなければいけない部分もあるかとは思いますが、今後も、その原因によって、どこが研究開発してそういいうことについて、本当にきちんと情報がやりとりできて、確度の高いものになるのかどうかといふ不安が出てきたのですね。

○小坂政務次官 まさに危惧しております

私は、今回トラブルを起こして経験して

ますけれども、よく文字化けを起こしていること

があります。ソフトの面では十分検討され、つ

くっているはずでありますし、回線もトラブルが

起つたらしい工夫をしているのでありますよ

うが、それでも文字化けが起こつて、これは何書

いているんだというよろなメールが届くことがあります

るということを考えますと、よほど信頼性の高い

システムを組み上げていく必要があるということ

になるんだろうと思うのですね。

○小野委員 こういうトラブルに際しましてやはり必要なのは、トラブル自身が起こらないようにするというのが一番大事なことだと思うのですね。しかしながら、それでも素人が使うといふ機械になりますと、いろいろなトラブルが起こるでしょう。だから、トラブルが起こつたことが早期に発見されるというのがその次に大事なことです。あって、起こつてしまつて被害が起つれば、その後の対応がきちんと行えるというものがその次に大切なことがあります。

○小野委員 これから電子申請を行うといふことになりますと、端末機器ないしはソフトそ

のものについて、本当にその機能を果たし得るの

今、情報社会の中で取り組まれている主なテーマは、最初のトラブルが起こらないようにする部分は非常に技術者も熱心に取り組んでいるのです

が、その後の部分、第二番目のトラブルが早く検

知できる、そしてその後の処置を的確に行うこ

とにまだおくれがあるというのは事実でござ

りますので、ぜひその検討を進めていただきます

ことを御要望させていただきたいと思います。

それから、引き続きまして今回の法案の改正点

でございますけれども、これから地方公共団体等

が、その部分、第二番目のトラブルが早く検

知できる、そしてその後の処置を的確に行うこ

とにまだおくれがあるというの

が、御所見はいかがでございましょうか。

○小坂政務次官 確かに御指摘のように、一つ機

器を買つたら、こういう接続がちやんとなされる

であろうという信頼関係というのがやはり機器と

の間に必要でございますので、そういう意味

で、認定というの

は必要だと思つております。

電気通信事業法では、ネットワークに直接接続

される機器、例えば今おつしやつたような機械で

あればモデルのよろな部分でございますが、ネッ

トワークの損傷を防止する観点から技術基準を定

めておりますし、その認定制度を定めているこ

ろでございます。

しかし、御指摘のよろな点のネットワークに直

接接続されるモデル以外の部分、いわゆるソフト

の部分ですね、パソコンネットワークに関しまし

ては、これもそろいつた一定の枠をつくついく

ことが必要だとは思つわけあります。

しかし、御指摘のよろな点のネットワークに直

接接続されるモデル以外の部分、いわゆるソフト

の部分ですね、パソコンネットワークに関しまし

ては、これもそろいつた一定の枠をつくついく

ことが必要だとは

常に広範な社会的影響を生み出してくると思ふます。文明の軸に立って、また人々の思想という問題にも大きな影響を及ぼしてくるということを考えました場合に、より大きく、社会の中に情報伝信システムがどうあらねばならないのか、どうあればいいのか、こういうことを考えるシンクタンク機能の必要性も私どもは痛感しているところでございまして、これからこういふことの検討も含めて、郵政省、八代大臣中心にますますの御活躍をいただきますことをお祈りをさせさせていただいき、質問を閉じさせていただきます。

ます。そして、そのための先導役として、今回の公共電気通信システム法に代表される、共同分野の情報化というものがかぎであろうというふうに思つてはいるわけでございます。

ですからこそ、今回の公共電気通信システム法の改正の主要目的ということを、ひとつ政務次官からお聞かせいただきたいと思います。

○小坂政務次官　ありがとうございます。

委員御指摘のよう、情報通信の高度化を通じて高度情報通信社会の構築をすることは喫緊の課題であると認識をしているわけでございまして、

教育支援システム、それから農業用水管理システム、移動制約者支援システムの開発を行っておりまます。平成十一年度からは、警察庁、消防庁と連携をいたしまして、警察通信の安全対策に資するシステム、防災情報の収集に資するシステム等の開発にそれぞれ取り組んでおります。

例えば、文部省との連携について進捗状況を御報告いたしますと、平成十年度、十一年度におきまして、全国約一千六百校をインターネットに接続いたしまして、学校に接続されるインターネット

次に、自治省との連携の地方公共団体における申請手続電子化に資する電気通信システムでござりますけれども、これは、地方公共団体に対する住民の皆様方の申請とか届け出等の行政手続をオンライン化するシステムでございます。

このシステムが実現いたしますと、地方公共団体におきまして住民の皆様が申請あるいは届け出等をされました場合の処理の迅速化が図れるということもございますし、地域住民の皆様方が行政手続を行う上で、自宅とかあるいは事務所からも電子的に行えるということで、負担の軽減を図れ

どうもありがとうございました。
○前田委員長 次に、江渡勝徳君。
○江渡委員 自由民主党の江渡勝徳でございます。
す。おはようございます。
まずおちまして、八代大臣初め両政務次官、御
再任本当におめでとうございます。引き続き郵政
行政御推進のために御尽力をお願いしたいと思つ
ているわけでござります。
さて、我が国の経済というのは依然として低迷
しておりますし、その低迷から脱し切れていない
状況にありますけれども、このような中におきま
して、インターネットあるいは携帯電話の爆発的
な普及に象徴されるように、急速な发展を見せて
おりますこの情報通信分野、特に情報通信技術開
発投資の、つまりIT関係なわけでございますけれ
ども、この部分が牽引役といたしまして、設備
投資の誘発、あるいは新規産業の、そして雇用の
創出、さらには国際競争力の強化等さまざまな波
及効果というものを今現在もたらしておるわけで
ござります。日本の經濟の再生には大きな役割を
果たすところであるというふうに私は思つておる
わけでございます。
また、情報通信というものが、經濟、行政、教
育、生活をしてまた文化と、さまざまな分野にま
さに基盤的に、そしてまたインフラ的な役割を
担つて いるために、あらゆる分野におきまして情
報通信の高度化を推進していくことはまさ
かに必要でありますし、また不可欠のものでござ
います。

平成九年五月には公共分野の情報化、あるいは平成十年十一月には高度情報通信社会推進に向けた基本方針を閣議決定いたしておるところでございります。こういった意味で、先進的アプリケーションの開発は政府の役割である、こういう認識を基本的に持つておるところでございます。

そして、今回の法改正の目的でございますけれども、地方公共団体における申請手続電子化に資する電気通信システム、あるいは、もう一つは漁業情報の高度利用に資する電気通信システム、いずれも、これを通信・放送機構において委託研究をさせるための枠組みを法律において規定することが必要でございまして、その意味で今回の改正をお願いいたしているところでございます。

○江邊委員 ありがとうございました。

続きまして、システム法で現在行われておりますプロジェクトについて、これまでの進捗状況と、いうのもやはり聞かせていただきなければなりませんし、また、今回追加しようとしております二つのシステムの実現にそれぞれどのようなメリットがあるのでどうか。先ほど小野先生の方からも危惧がなされておりました。特に改ざん防止のことなどセキュリティーの部分、これらのことについてもお聞かせいただきたいと思います。

○有村政府参考人 お答えいたします。

この公共電気通信システムの開発は平成十年度から取り組んでおるわけでございますけれども、具体的に申し上げますと、平成十年度からは、文

トの高速大容量化に関する実証実験というものを既に一部開始しておりますけれども、その他の省庁とのシステムにつきましても、実証実験の実施や実験用システムの設計、構築を進めている、そういう段階にございます。

今回の改正でございますけれども、今回は、これらの中のシステムに加えまして、水産庁との連携によります漁業情報の高度利用に資する電気通信システム、自治省との連携による地方公共団体における申請手続電子化に資する電気通信システムの二つのシステムを追加するということにしております。

まず、水産庁との連携でございますけれども、このシステムは、衛星等を活用いたしまして、漁業活動に関する画像情報等を広域的に収集、加工、配信することを可能とするシステムを開発するものでございます。

このシステムが実現いたしますと、海上における漁船や水産庁の取り締まり船にとりまして、画像で見ることが可能になりますので、視覚的に理解しやすいということが実現できますし、また、受信機に送信されてまいります情報を蓄積いたしまして、必要なときに利用したい情報を取り出して利用するということが可能になる、そういうたメリットがございまして、漁船の操業とか水産資源管理に必要な情報を効果的に提供したり利用できるようになるということが期待されておりま

るところがございます。
そして、こういったシステムにつきましては、地方公共団体のシステム、事務と申しますのは、住民の皆様方の個人情報というものを扱うものでござりますので、特に、私どもが開発する内容といしまして、セキュリティー技術というものを大事にして開発を進めたいというふうに思つております。
○江渡委員 今お答えいただきましたけれども、特にこのセキュリティーの問題、これは一番大きな部分だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思いまし、また、漁業者にとりまして真にプラスになれるような情報をいち早く発信していくいただきたいなというふうに思つておるわけでございます。
これから特にこの公共分野の情報化というのは各省庁の連携によりまして一層強力に推進していくかなければならないというふうに思つておりますし、そのことが本当に重要なことだと思っておるわけでございます。
そこで、大臣にお聞かせいただきたいと思うわけでございますけれども、郵政省としての今後の展望をいかにお考えになつておられるかということをお答えいただきたいと思います。
○八代国務大臣 情報通信時代のリーダーシップは、情報通信を担当しております郵政省が当然中⼼になるべきと考えておりますが、また、これは

部省 農林水産省、運輸省と連携いたしまして、教育支援システム、それから農業用水管理システム、移動制約者支援システムの開発を行っておりまます。平成十一年度からは、警察庁、消防庁と連携をいたしまして、警察通信の安全対策に資するシステム、防災情報の収集に資するシステム等の開発にそれぞれ取り組んでおります。

例えば、文部省との連携について進捗状況を御報告いたしますと、平成十年度、十一年度におきまして、全国約一千六百校をインターネットに接続いたしまして、学校に接続されるインターネットの高速大容量化に関する実証実験というものを既に一部開始しておりますけれども、その他の省庁とのシステムにつきましても、実証実験の実施や実験用システムの設計、構築を進めている、そういう段階にございます。

今回の改正でございますけれども、今回は、これらのシステムに加えまして、水産庁との連携によります漁業情報の高度利用に資する電気通信システム、自治省との連携による地方公共団体における申請手続電子化に資する電気通信システムの二つのシステムを追加するということにしております。

まず、水産庁との連携でございますけれども、このシステムは、衛星等を活用いたしまして、漁業活動に関する画像情報等を広域的に収集、加工、配信することを可能とするシステムを開発するものでございます。

このシステムが実現いたしましたと、海上における漁船や水産庁の取り締まり船にとりまして、画像で見ることが可能になりますので、視覚的に理解しやすいということが実現できますし、また、受信機に送信されてしまります情報を蓄積いたしまして、必要なときに利用したい情報を取り出し利用する、ということが可能になる、そういったメリットがございまして、漁船の操業とか水産資

○江渡委員 今お答えいただきましたけれども、特にこのセキュリティーの問題、これは一番大きな部分だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思いますし、また、漁業者にとりまして真にプラスになれるような情報をいち早く発信していくべきだなというふうに思つておるわけでございます。

これから特にこの公共分野の情報化というのは各省庁の連携によりまして一層強力に推進していくなければならないというふうに思つておりますし、そのことが真に重要なことだと思つておるわけでございます。

そこで、大臣にお聞かせいただきたいと思うわけでございますけれども、郵政省としての今後の展望をいかにお考えになつておられるかということをお答えいただきたいと思います。

次に、自治省との連携の地方公共団体における申請手続電子化に資する電気通信システムでござりますけれども、これは、地方公共団体に対する住民の皆様方の申請とか届け出等の行政手続をオンライン化するシステムでございます。

このシステムが実現いたしますと、地方公共団体におきまして住民の皆様が申請あるいは届け出等をされました場合の処理の迅速化が図れるということをございますし、地域住民の皆様方が行政手続を行いう上で、自宅とかあるいは事務所からも電子的に行えるということで、負担の軽減を図れるということがあります。

そして、こういったシステムにつきましては、先生が先ほどお話しになりましたように、地方公共団体のシステム、事務と申しますのは、住民の皆様方の個人情報というものを扱うものでござりますので、特に、私どもが開発する内容といしまして、セキュリティー技術というものを大事にして開発を進めたいというふうに思つております。

郵政省だけができるものでもございませんので、内閣には、総理大臣を本部長といたしまして、私が副本部長という立場ではございますが、高度情報通信社会推進本部というのがございます。

これから情報化時代を目指しましていろいろな形で各省庁と連携を深めておりまして、例えば、運輸省、建設省と連携をしてしまして、交通分野では、ITSと言つておりますが、高度道路交通システムというようなもの、私もその実験場を見学に行きましたが、例えば、もう車がそれぞれ通るだけでその料金が自動的にカウントされるというようなやり方で渋滞をなくすとか、あるいはまた、交通情報とかというものの的確にするとか、あるいは駐車場なんか、どこに駐車場にあきがあるかといふようなことをして、まことにもう新しいシステムが考えられておりますし、あるいは行政分野では、国土庁と建設省、通産省、運輸省、自ら省と連携しまして、地理情報システムの構築、これはGISと言つておりますけれども、そういう情報通信技術の研究開発にも既に取り組んでおります。

あるいは、一番身近な郵便局としましても、ワントップ行政、今局長からも話がありましたが、そういうワントップ行政サービスを実験することによって、これから地方の時代と言われておりますが、地方自治体と連携を持って、郵便局がその足らざるところを補う、その情報通信網といふものも考えていくことも必要だというふうに思います。

また、平成十二年度の予算におきましては、ミニニアムプロジェクトとして、特に小沢前総理から強く提案されました教育の情報化、電子政府の実現、それからIT21、つまり情報通信技術二十世紀計画ですね。こういう推進も採択されておりまして、この辺はまさにすべての省庁と深い連携を保たなければならぬものではございませんので、そういう意味で、情報通信行政の主管庁としての郵政省のリーダーシップを發揮するとともに、引き続き関係省庁との連携による公共分野の

情報化に積極的に私たちも取り組んでいきたい、このように思つておられる次第でございます。

○江渡委員 大臣、ありがとうございました。

一統しまして、開発法に関して質問させていただきますけれども、情報通信分野のベンチャーエネルギー企業は米国において経済発展の牽引役としての役割を果たしておりますし、また、我が国におきましても、情報通信産業というものは、来るべき二十一世紀の新たなリーディング産業といった

一統しまして、経済発展の、そしてまた雇用創出のかぎを握るものとして期待されているわけでございまして、この分野のベンチャーエネルギー企業の育成をするけれども、この分野のベンチャーエネルギー企業には極めて重要であると認識しております。

そこで、今回追加されます情報通信分野のベンチャーエネルギー企業に対する助成金制度について、特に助成率とか助成限度額、あるいは手続などの具体的な内容というのはどうなつておられるが、その足らざるところを補う、その情報通信網といふものも考えていくことも必要だというふうに思います。

○有村政府参考人 お答えいたします。

今回の改正は、先生からお話をありましたように、情報通信ベンチャーに助成金を差し上げようというものですございまして、情報通信分野のベンチャーエネルギー企業などを対象にいたしまして、新しい事業の立ち上げに必要な資金の一部を助成する、そういう制度をつくろうとするものでございます。

助成対象の経費といたしましては、経営のためのコンサルティングを受ける経費でございますとか、新しい技術を用いまして試作品を開発するための費用、こういったものを予定しております。

助成率は二分の一ということで、助成の限度額は一事業者当たり五百萬円とするにしておりまして。それから、手続でござりますけれども、これは

通信・放送機構から助成をするわけでございますけれども、通信・放送機構が一般公募によりまして助成金制度への申請をまず募りまして、その上で情報通信分野に詳しい学識経験者、ベンチャーキャピタル関係者、マーケットに詳しい専門家、あるいはベンチャーエネルギー企業の経営に詳しい専門家で構成されました評議委員会におきまして公正な評価をした上で、助成対象事業者を決定するということにしております。

また、先生がお話しになりました手続の簡素化についてございますけれども、手続に際しまして、いざながれども、この分野のベンチャーエネルギー企業には極めて重要であると認識しております。

そこで、この点につきまして、通信政策局長、お答えいただきたいと思います。

○有村政府参考人 お答えいたします。

通信政策局長 非常に改めてお話を伺いましたが、その点につきまして、手続の簡素化、迅速化に努めるように通信・放送機構を指導してまいりたい、そのように考えております。

○江渡委員 できるだけ簡素化、迅速化というのをお願いしたいと思うわけですから、しかし、そういうときにおいてもやはり公正正さというものがしっかりと担保されるものでないと、国民の信といふものはなかなか問えないと思うわけでございます。

最後に、時間の関係もありますので、大臣の方に御質問させていただきたいと思うわけでござりますけれども、我が国経済の発展と雇用の創出を図るために、この情報通信分野のベンチャーエネルギー企業支援の取り組みにつきましては、どう思つております。

また、電気通信審議会から先般答申をいただきまして、二十一世紀の情報通信ビジョンというものがまとめられたところでございます。これは、もう二〇〇五年と言わば二〇一〇年、ちょうどそこには日本はデジタル時代を迎えるわけですが、そこには日本はデジタル時代を迎えるわけですが、そういうものを展望しながら、二十一世紀には五つの潮流ということを考えております。

また、特に、今後インターネット関係を中心としたベンチャーエネルギー支援だけで経済を引っ張つてこ

うとした場合に、いろいろなところで言われておりますけれども、それで引っ張つておられる年数というのは五年ぐらいにしかならないだろう、そういうようなお話をなされていますけれども、その後の情報通信関連の取り組みにつきまして、どのように考えてどのように行おうとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○八代国務大臣 情報通信分野におきまして、いろいろな意味でベンチャーエネルギー企業の育成を図ることで大事だというふうに思つておられます。将来の成長が期待できるベンチャーエネルギー企業が多数登場する可能性がある。特に若い人たちは、今は就職したくない、自分が企業を起こすためにインター

ネット関連で、そしてまた二、三人のグループで、いろいろな意味でベンチャーエネルギー企業の育成を図ることにしておられます。

エーザーニーズの高度化、あるいはボーダーレス化、情報通信の扱い手の多様化、いろいろなことを加味しながら、私たちもこの提言をもとにいたしまして、国際社会への貢献を視野に入れつつ、ITによる日本型の社会変革の実現を目指す提言になつておりますから、そのことも押さえながら、かといって、日本の文化、歴史が、こういうものでボーダーレスの時代になつたからといって、すべてがワンワールド的につくられていくのも困りますけれども、日本は日本の文化、歴史を重んじる。

早速質問に入らせていただきたいと思いますが、きょうかかっているもののうち、私は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案、これについて主に質疑をさせていただこうというふうに思っております。ベンチャー企業を育てなければいけないということは、我が国のこれから先のまさに活力でありまして、これまで日本が経済成長をしてきた中に於いて、中小企業がほとんど我が国の企業数の中に占める中で、我が国の活力というのは、まさに本当に中小の企業の活力があって、それにひとつ大企業も機能してといふぐあいだつたと思いま

そういう意味では、趣旨そのものに私も賛成でありますし、私も本案には賛成をさせていただこうというふうにもちらん思っているわけでありまして、以下、これから先の実施等についての幾つか、ひとつ円滑にそこそこ進めていくための御所見というものををお伺いしたいというふうに、まず私のスタンスを持っております。

それで、まず冒頭お聞きをしたいのは、今回の法改正によって、いわばどれだけのマーケットがあるのか、マーケットといふか、どれだけの申請を見込んでいるのかということなんですね。せつかくつくっても、どれだけニーズがあるのかとい

このよな意味で、いわゆる市場のニーズは非常に強いものがあるというふうに認識をいたしております。これの中から類推をいたしますと、今回この法案によるマーケットも、大体同程度まいりまして、昨年、十一年度は、十二件の助成を行つたわけですが、申請は六十四件あつたわけでござります。

女、この世界の中ではかりと企業が打ち立てられていくような施策も含めながら、先ほど来御議論ござりますように、高いものも解決し、それから遅いものもクリアし、そして危ないという影の部分もしっかり押さえながら、これから的情報化時代というものに取り組んでいきたいのだ、このように思つてはいるところでございますので、よろしくまたお力添えをお願い申し上げます。

○江渡委員　ただいま大臣の方から五つの潮流ということでお話を伺つたわけでございますけれども、それらのことをしつかりと進めるためにも、

いうことでお話を伺つたわけでござりますけれども、それらのことをしつかりと進めるためにも、やはり一番大事なところは、この情報通信関連の信頼の確保と確立であろうと思っております。それでゆえに、大臣初め、政務次官、そして郵政省の皆様方の今後とも一層の御尽力をよろしくお願いいたしまして、質問にさせていただきたいと思ひます。

おうかどひこさじた
○前田委員長 次に、中田宏君。
○中田委員 中田宏でございます

大臣、政務次官、お疲れさまでございます。改めて、森新政権で要職におつきになられましたことはお喜びを申し上げて、今後ますますの郵政行政の御発展に力を注いでいただきたいとお願ひを申し上げます。

とりわけ、我が通信委員会で扱う分野である情報通信関係、ＩＴ関係というのは、まさにそうした日本の命運を握るような大変大きな分野でありますから、その育成をしていくというのは、私もこれは絶対にやっていかなければいけないことです。だということは、本委員会の中でも私はたびたび発言もさせていただきいたし、まさにここは大臣をはじめとした皆さんとも全く一致をする部分だ

考にしたもの を若干申し上げますと、先進的な情報通信技術の研究開発を行なうベンチャー企業に對してその経費の一部を助成するいわゆるテレコムインキュベーション事業、この支援を平成七年度から実施しているわけでございます。

この実施件数を見ますと、平成七年度、実施当初は申請件数が六十一件ございまして、このとき

を展開していかなければ、当然のことながら日本のこれから先の活力というものは出てこない。かつてのベンチャー企業が今日日本の大企業になっているわけでありまして、ソニーにしたって松下にしたって、そういうところだって一つの町工場から始まって、技術力を生かして、今や世界に冠たる企業になっている。

そういう意味では、アメリカのベンチャーなんかともよく比較を日本の場合されますけれども、ビル・ゲイツがつくったとか、一つの小さなところ

回の特定通信・放送開発事業実施円滑化法に対し
て基本的に賛成である、こういう御理解をいた
だいてることにまずもつて感謝を申し上げる次
第でございます。

委員が御指摘のように、このマーケットをいか
に育てていくかというのは、本当に今日の我々に
課せられた使命は非常に重要である、こういうふ
うに認識はいたしておりますが、では、どのぐら
いの需要があるのか、こういう御指摘でございま
す。

役所のP.R.下手というのも時としてあるわけでありまして、せっかくいい制度があつても、それが民間のやる気のある人たちのところにちゃんと情報として伝わっていないと、残念ながら宝の持ち主になってしまいます。そこら辺、周知方法ということが工夫を要されるというふうに思いますが、ここについて、今後の周知のあり方といふものを、プランをお聞かせいただきたいと思い

この枠全体としては四十件ぐらいの枠が想定されるのかな、こう思つておりますと、その何倍来るのか、今申し上げたようなレベルで計算をしながら、期待もし、また準備を進めているところでございます。

○中田委員 本当に、多く申請が来て、そしてベンチャーや育つしていくことがもちろん望ましいわけであります。今テレコムインキュベーションの方の例を出していただきましたけれども、その程度の見込みは当然あるんだろうと思うのですね。より多くいろいろな人に周知をしていくことが必要でありますね。その周知についてお伺いをしたいわけであります。

この枠全体としては四十件ぐらいの枠が想定されるのかな、こう思っておりますと、その何倍来るのか、今申し上げたようなレベルで計算をしながら、期待もし、また準備を進めているところでございます。

このよな意味で、いわゆる市場のニーズは非常に強いものがあるというふうに認識をいたしております。これの中から類推をいたしますと、今回この法案によるマーケットも、大体同程度まいりまして、昨年、十一年度は、十二件の助成を行つたわけですが、申請は六十四件あつたわけでござります。

100

『セリグナル』とか『いーた力手の会社なんが

万ぐらいかかる すなむせ年間で百二十万ぐらい

○小坂政務次官 御指摘のよろこび、せつがくが制度をつくっても、御利用いただきような方にその情報が伝わらなければ意味がないわけでございま
す。

企業や創業を目指す個人を対象にいたしておりまして、通信・放送機構が一般公募による募集を実施する予定でございます。

政府の方でござりますので、官報による公告といふことを基本的には考えるわけであります。これでは不十分でございますので、報道の発表に工夫を凝らして、なるべく大きく扱われ、多くの人に読んでいただけるような方法をするとか、あるいはインターネットを通じて幅広く周知するように通信・放送機構を私どもとしては指導をしてやつてしまいたいと思いますが、委員におかれま

ひととお知らせをいただきたいと思います。
○中田委員 まさに今政務次官おっしゃられたように、官報で周知をする、これは政府のやることですから当然なんですが、ベンチャーを今から育てていくこうと思っている若い経営者は、官報は見ていないんですね。そういう意味では、官報で求めようと思つてもなかなか無理で、インター

ありましたから、ぜひそういったメディアを積極的に活用していくかなければいけないということは言うまでもなく、私もその点を強調したいわけであります。

この間もやれど、手の力がなくて、もう一人のペーパーチャーに話を聞きましただけれども、例えば求人を求める、人を求めるというよりも、ハローワークに求人は出さないと言つて、いましたよ。そうじやなくて、若い人たちが読む雑誌類におけるパブリシティーや、また求人の広告ということであるならば、雑誌、新聞等のメディア。それからやはり、

も、ネット上で求人をするサイトを持つているわけですね。それから、まさにＩＴ関係のベンチャー企業ならば、自社のホームページで求人をしていくというようなことを積極的にやって、むしろここで反応してくる人を求人する。ハローワークに求人票を持つていって、そしてハロー・ワークへ職求めをしてきた人に来てもらうという言つていました。ですから、今回のこういう制度ができたときも、まさしく官報は読まないでしょ

○小坂政務次官 御指摘のように、情報通信費、助成金の対象経費といたしましては、コロナ禍で、いろいろな面にお金が使われることが懸念をされてるのか等々についての御答弁をお聞かせいただきたいと思います。

こういった種類のものを想定しているわけですが、一言で申し上げるならば、領収証等の帳票等によつて支出が確認できるような、そういうふたつのがひとつ必要なのかなというふうに思います。

また、どういうものを避けたいと考えている方など、いろいろとありますと、言ってみれば、申請者において認めるだけ抑え込みにしておこうというのが基本的な考え方なんだろうと思っております。

そういった中で、情報通信ベンチャーは、特に経営ノウハウの不足からコンサルティングを必

○小坂政務次官 御指摘のように、情報通信チャーチ成金の対象経費といったまでは、コンサルティング経費や試作開発費等ということでおこういった種類のものを想定しているわけですが、一言で申し上げるならば、領収証等の帳簿等によって支出が確認できるような、そういうものがひとつ必要なのかなというふうに思います。また、どういうものを避けたいと考えているかといいますと、言ってみれば、申請者において略らませて申請をすることができるようなものは、きるだけ抑え込みにしておこうというのが基本的な考え方なんだと思います。

そういった中で、情報通信ベンチャーは、特に経営ノウハウの不足からコンサルティングを必要とすることがあると思うわけでございます。また、新しい技術によりやるわけでございますので、試作品をつくることが必要で、そのための開発経費というものがかなり大きなウエートを占めてくる、こう想定されるわけでございます。

また、交付対象事業者によりまして今申し上げたような意匠的な積算が行われる可能性のある経費、例えば人件費とか光熱費等を排除して、そ

○小坂政務次官 御指摘のように、情報通信費、助成金の対象経費といったしましては、コンサルティング経費や試作開発費等といふことでございました。こういった種類のものを想定しているわけですが、一言で申し上げるならば、領収証等の帳票等によつて支出が確認できるような、そういうのがひとつ必要なのかなというふうに思います。また、どういうものを避けたいと考えていると申しますと、言つてみれば、申請者において略記だけ抑えぎみにしておこうというものが基本的な考え方なんだろうと思つております。

そういった中で、情報通信ベンチャーは、特に経営ノウハウの不足からコンサルティングを必要とすることがあると思うわけでございます。また、新しい技術によりやるわけでございますので、試作品をつくることが必要で、そのための開発費といふものがかなり大きなウエートを占めてくる、こう想定されるわけでございます。

また、交付対象事業者によりまして今申し上げたような恣意的な積算が行われる可能性のある経費、例えば人件費とか光熱費等を排除して、そして外部への委託費、外注費等、あるいは外部との間の契約書など、交付の際の検証が可能である、そういうものを盛り込むという観点から、コンサルティング経費、試作開発費等に限定をすることの意味、限定をしていることの理由、たとういう方面にお金が使われることが懸念をされているのか等々についての御答弁をお聞かせいただきたいと思います。

○小坂政務次官 御指摘のように、情報通信費、助成金の対象経費といったましても、いろいろな種類のものと想定しているわけですが、一言で申し上げるならば、領収証等の帳簿等によつて支出が確認できるような、そういうのがひとつ必要なのかなというふうに思います。また、どういうものを避けたいと考えているといいますと、言つてみれば、申請者において略めさせて申請をすることができるようなものばかり抑えぎにしておこうというのが基本的な考え方なんだろうと思つております。

そういった中で、情報通信ベンチャーは、特に経営ノウハウの不足からコンサルティングを必要とすることがあると思うわけでございます。そこで、新しい技術によりやるわけでございますので、試作品をつくることが必要で、そのための開発費といふものがかなり大きなウエートを占めてくる、こう想定されるわけでございます。

また、交付対象事業者によりまして今申し上げたような恣意的な積算が行われる可能性のある経費、例えば人件費とか光熱費等を排除して、それを外部への委託費、外注費等、あるいは外部との間の契約書など、交付の際の検証が可能である、そういうものを盛り込むという観点から、コンサルティング費、試作開発費等に限定をするというふうにさせていただいたところでござります。

○中田委員 これから先もひとつ検討して、推移を見守つてもらいたいなと思うのは、例えばコンサルティング費ですかれども、会社の経理等を含めて、普通の基本的なコンサルティングというものは、委託先が有名どころじゃないところでも、コンサルティング経費として大体一月十万から十五

万くらいかかる。すなはち年間で百二十万くらいかかるってくるというのが相場ですね。それに、例えばキッシュフローの分析だと他社との比較分析アドバイスをしてもらったり、その他貴重な情報収集してもらうなどということになると、五十万、百万、一百五十万というのがすぐにコンサルティング経費として出ていいてしまうわけです。

そこから辺を考えてみると、国から助成を得たその年は出せたけれども、次の年にならばたつとそうした経費が貰えないなんということになると逆にベンチャーファイinanceになってしまいかねない部

万ぐらいかかる。すなはち年間で百二十万ぐらいかかるってくるというのが相場ですね。それに、例えばキッシュ・フローの分析だと他社との比較分析アドバイスをしてもらったり、その他重要な情報を取り集めてもらうなどということになると、五十万、百万、百五十万というのがすぐにコンサルティング経費として出ていってしまうわけです。

そこら辺を考えますと、国から助成を得たその年は出せたけれども、次の年になったならばたとえそうした経費が貯えないなんということになると逆にベンチャーフォレになってしまいかねない部分もあつたり、そこら辺は今の現状で憂えてもしようがないですね。この法律を今回施行するに当たって、このことを今から憂えても仕方ない。やることそのものは私は結構なことだと思うので、そこら辺についての事後的なフォローアップといふものも必要だと思うし、これは恐らく毎年毎年同じ業者が受けるということはできないわけですから、そこら辺を含めて検討をしていく課題かなとは私は思うのです。

それから、もう一つの試作開発費の方ですね。こちらの方に関しては、果たしてIT分野における試作開発費というのはどういうものを想定しているのかということをまずちょっと先にお聞きしてから、私の意見を申し上げたいと思うのです。

○小坂政務次官 御指摘のように、試作開発費と

万ぐらしかかる。すなはち年間で百二十万ぐらいかかるってくるというのが相場ですね。それに、例えばキッシュフローの分析だと他社との比較分析アドバイスをしてもらったり、その他貴重な情報を収集してもらうなどということになると、五十万、百万、百五十万というのがすぐにコンサルティング経費として出ていってしまうわけです。

そこら辺を考えますと、国から助成を得たその年は出せたけれども、次の年になったならばたとえ逆にベンチャーフォームになってしまいかねない部分もあつたり、そこら辺は今の現状で憂えてもしようがないですね。この法律を今回施行するに当たって、このことを今から憂えてても仕方ない。やることそのものは私は結構なことだと思うので。そこら辺についての事後的なフォローアップというものも必要だと思うし、これは恐らく毎年毎年同じ業者が受けるということはできないわけですから、そこら辺を含めて検討をしていく課題かなとは私は思うのです。

それから、もう一つの試作開発費の方ですね。こちらの方に関しては、果たしてIT分野における試作開発費というのははどういうものを想定しているのかということをまずちょっと先にお聞きしてから、私の意見を申し上げたいと思うのです。

○小坂政務次官 御指摘のように、試作開発品といふのは、物をつくっている会社ですと、実物をつくって見えるわけですけれども、ITの分野におきましては、やはりハードウェアのみならずソフトが非常に重要なウエートを占めてまいりますので、情報通信サービスの提供に当たって必要な試験用のシステムの開発にかかる経費というふとを想定いたしておりますので、ハードのみならず通信関係のソフトウェアも含むことにしておりまして、この辺が一般的な製造業等の試作品とは違うところでございます。

ベンチャーの例として申し上げますと、無線のペケット通信網を利用していまして、移動中にお

いてもクレジットカードのオンライン照会ができるシステムの開発があるわけだと思いますが、この場合はカードリーダー、コンピューター等のハードにかかる経費に加えまして、これらを動かす通信ソフトウェアにかかる経費も対象としたところでございます。

○中田委員 今政務次官がくしくもおっしゃったように、IT分野における試作品というのはすごく難しい一面がある。製造業なら本当に試作品と目に見える形のものが出てくるわけですが、ITの場合にはそこがなかなか難しいところで、例えば簡単にソフト、ハード的な部分で言うと、ハード、こちらの方の開発というは大企業大きな資本を中心になっていろいろなハード物の開発をやっているわけですね。ここにベンチャーでやっていくというのは、もちろんアイデア、技術といふのは問われるわけですから、なかなかこちらの難しさがある。それから、ソフトの方なんですが、それがソフトですから、そのアイデアそのものがソフトですかね。いわばアイデアそこにそこ難しい部分ですね。いわばアイデアを構築することについて助成金を出すことまではあったとしても、さて助成金を出した結果として何ができるのかというその判断が実際に難しいというふうに思つてあります。

今おっしゃられたように、例えはカードリーダー一つつくって、それに対する通信料も含むといふような、ある程度柔軟な発想をしていかないと、こうした助成金を出してもなかなか、その結果をもちろん短絡的に求めるこどもできないし、ある意味では、こうしたものをつけたて、長い目で見てやつていくことも一方では必要だなというふうに思つてあります。

申しあげたことと、もう一つ重要なことは、どうも役所がやろうとする極めて煩雑な手続が

とてもクレジットカードのオンライン照会ができるシステムの開発があるわけだと思いますが、この場合はカードリーダー、コンピューター等のハードにかかる経費に加えまして、これらを動かす通信ソフトウェアにかかる経費も対象としたところでございます。

○中田委員 今政務次官がくしくもおっしゃったように、IT分野における試作品というのはすごく難しい一面がある。製造業なら本当に試作品と目に見える形のものが出てくるわけですが、ITの場合にはそこがなかなか難しいところで、例えば簡単にソフト、ハード的な部分で言うと、ハード、こちらの方の開発というは大企業大きな資本を中心になっていろいろなハード物の開発をやっているわけですね。ここにベンチャーでやっていくというのは、もちろんアイデア、技術といふのは問われるわけですから、なかなかこちらの難しさがある。それから、ソフトの方なんですが、それがソフトですかね。いわばアイデアそのものがソフトですかね。いわばアイデアを構築することについて助成金を出すことまではあったとしても、さて助成金を出した結果として何ができるのかというその判断が実際に難しいといふふうに思つてあります。

○小坂政務次官 先ほど委員が御指摘になりましたかというその判断が実際に難しいといふふうに思つてあります。

り寄せることができるよう、そういうこともあります。申講そのものについては、かなりいろいろな書類が必要でございますので、まだ一気にインターネットといふわけにいかないかもしれません、そういったこと

こういった中で周知をしまして、申請があつた
案件につきましては、評価委員会による書類審査
の上、必要に応じてヒアリング等も実施をさせて
いただいて、そして、余り時間をかけてもしよう
がありませんので、迅速にということで、二ヵ月程度
を目安に厳正な審査を行つてまいりたいと考
えております。

この審査結果をもとに、通信・放送機構が効率良
く運営できるよう、監視機能を充実化する方針を確
立する所存です。

対象事業者を決定するわけであります。が、決定したものについては、助成金交付企業のフォローアップというような意味で、助成金交付後一定期間を経まして、毎年一回、実施の結果を報告させていただく、そういう仕組みを整備してまいりました。いと考えております。この報告をもとに、助成金が有効に活用されているかどうかをまたさらに評価をしていく。

す。 これまで、また、企業の方からはその後運用はどのようにしておりますという報告を求めて、このフィードバックを繰り返しながらフォローアップをしていく。これらの事業の評価を踏まえて、今後の助成金の制度のあり方についてもまた検討してまいりたい、こう考えておりまして、必要な制度の改善の参考にすることを予定いたしております。

成果の公表については、成功事例などを公表する予定でございますけれども、どの程度公表するのかということになりますと、これは、アイデアではアイデアでございますが、その中には企業秘密的な部分も含まれていると思いますので、経営上の秘密に当たるような情報にも配慮しながら、できるだけわかりやすく公表をしてまいりたい、このように考へておるところでございます。

○中田委員 今私お聞きしたのは、評価委員会の今後の運営ということについてお聞きをしたのですけれども、私がお聞きをした理由というのは、先ほど申し上げたような専門家の人たち、この人たちというものはお忙しい方ばかりでして、この方々に一つ一つのアイデアをしっかりと議論してもらって精査してもらって、ある意味では時として現地に足を運んでもらって、これはいいぞというような選考というのは、恐らくは物理的にできなんだと思います。

そうなると、いわゆる事務の方が事前に審査して、そしてそれを評価委員会に上げていくというような感じになるんだろうと思うのですけれども、ここら辺がまさに、ITという本当にアイデアを競っているようなところで、その一つ一つのアイデアが商品ですから、このアイデアを、将来性を見込んだり、新規性と先ほど簡単にはおっしゃるのだけれども、新規性を見込んだりといふことを、それこそ感覚の鋭い専門家が見る時間があればいいけれども、そもそもいかない。ここが実に今回の難しさであるような気がするんですよ。ですから、そこは事務の方々にも相當に感覚を磨いてやってもらお必要があるわけで、私は申し上げているのです。

とりわけ、最近インターネット関係、IT関係も、例えばマーケット、株なんかでも、インターネット関連というだけであつと株が上がっていくたり、あるいは今度は逆にどんと下がつてみたり、そういう非常に難しい側面がある。これは、今回の制度とも本当に複雑に、密接に絡む要素ですね。すなわち、玉石混交になってしまっている部分があるわけです。例えば、マザーズなんかにも、公開したはいいけれども、しかもわつとムードで上がつていったはいいけれども、全然これと実体がないじゃないかとか。マザーズがそうだと言ふと、また株が下がつては困りますから、そんなことは駄々には言えないんだけれども。

しかし、その企業一つ一つを見てみると、インターネット関連企業というのは、大体今まで黒字

を出したことのない企業の方が圧倒的に多いんですよね。黒字を出したことのない企業が上場しているんです。そして、将来性だというけれども、将来性といふものの見込みとか根拠というのをさっぱりわからないままに買われていったりするわけです。

そういう意味では、この今回の審査も実に難しい審査。私は、そういう意味では、大原則的に言うと、本当に公金を使うことがいいのかどうかなというそもそも論もあるとは思うのですよ。ただ、そこは、先ほど申し上げたように大局観立って、今この分野を育てることが重要なんだという側面に立って、賛成はしたいと思うわけですから、しかし、今申し上げたとおり玉石混交でいろいろな会社がある。

この間、ある人から聞いた話ですけれども、ベンチャーエンターナメント投資というものをどういうふうに判断していくのかというと、民間のエンゼルと呼ばれるよう人のたちに對して、こちらが重要な地位を占めている。そういう幾つかの項目が並んでいて、例えばこうした特色がある企業には投資をしない方がいいと。

十項目ぐらい羅列があるのでそれとも、そのうちの幾つかを拾つてみると、パンフレットが立派な企業はやめた方がいい。それから、IPO、IPOとIPOが間近だという企業はまずやめておけ。事務所が一流の場所にある、こういう企業もやめておけ。それから、プレゼンテーションが非の打ちどころがない完璧な会社はやめておけ。ここら辺をすべて凝つてかからないと、逆に全部これはもう、かつてネズミ講やら何やらがあつたのと逆で、今は、インターネットだインターネットだ。我々はもうIPOも近いんだ、技術力があるんだということとんどん金を集め、知らない間に会社はだめになつて、どこかへ行っちゃつたなんというのだから最近は後を絶たない。

に難しい。二億円とか一つ当たり五百万円といふ金額が大きいか少ないかという議論の中で、このぐらいで大丈夫かなという少なさを逆に感じるけれども、でも難しいのですね。だから、そこら辺はもう本当に私は重要なことだと思う。

ということは、皆さんに要望するだけではなくて、実は一つ申し上げたいことがある。それは何かというと、事後のチェックをしっかりとやることだと思うのですね。

もう一度大原則を申し上げますが、ベンチャー企業を育てていく、民間を育てていくというのは、本当はベンチャーエンタープライズといふ性質からいうと、投資ですから、今回は助成ですけれども、投資をしていくというのは民間が民間同士の中でもやっていく話なんですよ。本当は国がやるべき話じやないんですよ。助成も、もとをただせばその議論はあると思うんですね。

例えば、ベンチャーキャピタルが日本の場合まだまだ育ち切っていないという議論の中で、民間のベンチャーキャピタルだってまだ未成熟で、例えば、日本のベンチャーキャピタルの一つの大きな問題点は、サラリーマンキャピタリスト。すなわち、会社組織の中にいて、例えばの例で言うと、銀行が出資したベンチャーキャピタルがあつて、そのベンチャーキャピタルには銀行から出向者が来て、銀行が今まで土地を担保に金を貸していたのと余り変わらないような感覚でサラリーマンキャピタリストがお金を出す出さないを決めているというようなケース。もちろん、担保をとるという話はここではないわけだけれども。

しかし、要は、サラリーマンキャピタリストの問題点というのは、一つのビジネスを育てる、シードを育てたときに、それが大きく花開いたときに自分にも見返りがあるというよくな、そういったキャピタリストは、やはりこれは真剣につ一つを投資して自分の感覚を持つてやるわけですよ。ところが、日本の場合そこが育っていない。サラリーマンキャピタリストの問題もそこにあります。

そうすると、なおさら、いわんや税金を使って物をやるときというのは、どうもここが今まで甘い。これまでのさまざまな例を見ても甘い。今回だつて、このことをやるのは私賛成だけれども、しかし一方では、事後のチェックをちゃんとやらなきやめだと。

もう一度だけ申し上げると、エンゼル税制の拡充だと、あるいは、情報提供をして役所が仲介をしたりすることによってキャピタルリストがどんと投資をする、そういうことの環境整備のことなら私は大賛成なんだけれども、直接助成をすることということについて、やつた事後のチェック。私は、極論を言えども、一年間これをやってみて、あるいは二年、三年やってみて、どれだけの企業が育つていったのかということをしっかりとチェックをして、それでしっかりと結果が出なかつたら、やはり見直すべきだと思うのですね。

今、こういう経済状態が悪いときだからこそ、新規の分野を育てることが何よりも雇用の問題にとっても重要だし、日本の活力にとって、まさにITというのはこれから先大変な命運を握ると冒頭申し上げたとおりだから、この部分に今やるのはいい。しかし、それがある程度育つていけない、育つていったとしても、しっかりと事後チェックをして、どうも二億円の効果と zwar が、どれほど膨らんだかというものが見えないならば、見直すことを見直す勇気を持つてやつていかないといふ、そもそも論からいたら、国が企業を育てましようということに直接的にお金を使うことは間違いだと私は思うのですから、その事後チェック、ここは重要なと思うので、ぜひそこにについてのお約束みたいなものをいただきたいなと思うわけであります。

○小坂政務次官 中田委員御指摘のとおりに、本

来このベンチャーキャピタルというものは民間が、そういった意味で、アメリカの例を見ましても、エンゼルと言われるキャピタリストが、自分の目を信じて、本当にみんながまだ目をかけないようなところにも目をかけてとりあえずスタートをさ

せるわけですね。そしてまた次に、それがある程度広がると、また新たなベンチャー・キャピタルがそれに再投資をしてどんどん膨らんでいく。こういう環境になつていくわけですが、日本ではまだ十分にサラリーマンキャピタリスト以外のものは育っていないとおっしゃいましたが、まだまだ未成熟の部分があることは事実だと認識をいたしております。

そして今回、公金を使って助成をするわけでござりますので、そういう意味において事後の

フォローアップをしっかりとやる。申請と内容が全く違うことをやつていると、そういうような場合には報告を求めるわけですが、その報告を見ながら、また客観的評価も加えながら、もし違う使途であるならばこれを取り返す、そういう仕組みもこれに組み込んでいきたい。このように考えておりますし、また、全体の効果というのも、先ほど申し上げましたが、一定の期間、評価をしておりました。ただし、評価をして、今御指摘のように、注意深く、また

厳正かつ慎重な審査のもとにこの運用を図つていただきたい、このように考えております。

○中田委員 今おっしゃった、全然使い道が違うじゃないかということについてのチェックなどは当然やつて、それはお金を返してもらうことなんかも考へなきやいけないとは思いますが、しかしこれがどうでもいいと見直す必要がある。大臣、どうですか、御感想をいただきたいんですが。

○八代国務大臣 いろいろ中田委員からお話を御提言もいただいたんですけども、五百万元、ベンチャー支援という額は、非常に制約された中での支援の額になつてきます。

また一方、基礎的な科学というものは日本の弱い分野でもございますので、これが、言つてみるとば肥やしになり、それからまた種をまく。しかし、種をまいているけれども、花も咲かない、芽も出ないと、いうこともありますので、それももちろん、どれだけの会社を助成した結果として、確率どのくらいで上場したかななど、そん

なことを単純に求めることはできないにしても、助成したけれどもそれがどれだけ育っているのか。もちろん、どれだけの会社を助成した結果として、確率どのくらいで上場したかななど、そん

なことがあります。これは、お金を返してもらうことなんかも考へなきやいけないとは思いますが、しかしこれがどうでもいいと見直す必要がある。大臣、どうですか、御感想をいただきたいんですが。

○中田委員 終わりに、お詫びをさせていただきます。私は申し上げたのは効果ですよ。すなわち、私が申し上げたのは効果ですよ。すなわち、

○八代国務大臣 今いろいろ中田委員からお話を

お聞きもいたしましたけれども、五百万元、ベンチャー支援という額は、非常に制約された中での支援の額になつてきます。

また一方、基礎的な科学というものは日本の弱い分野でもございますので、これが、言つてみるとば肥やしになり、それからまた種をまく。しかし、種をまいているけれども、花も咲かない、芽も出ないと、いうこともありますので、それももちろん、どれだけの会社を助成した結果として、確率どのくらいで上場したかななど、そん

なことがあります。これは、お金を返してもらうことなんかも考へなきやいけないとは思いますが、しかしこれがどうでもいいと見直す必要がある。大臣、どうですか、御感想をいただきたいんですが。

○中田委員 お詫びをさせていただきます。

だと思ふけれども、そのそもそも論がありますか

らね。

だから、政務次官、今答弁いたけれども、不正をやつしているとかいう場合は、これは論外ですよ、論外。大体、ベンチャーをやつている若い世代の人たちというのは、なにコンサルティングだとか、やれ試作品開発費だとかそんなに金をくれと言つていてるんじゃなくて、そもそも毎日食べる金をくれよというような感覚の人たちも山ほどいるわけですよ。じつとパソコンに向かって、とにかくいろいろなビジネスアイデアを考えているけれども、毎日考えるのは生きていかなきやいかぬし、生きしていく中でとにかくアイデアをめぐらせてるんだ、そんな連中もいっぱいいるわけですから。

その意味では、不正のチェックだとかというの

は当然やなきやいけないんだけど、それ以

上のものなんですよというところは、ぜひこれは厳密に考

るんですよ」というところは、ぜひこれは厳密に考

る必要がありますよ

べきです。

その意味では、不正のチェックだとかといふ

は当然やなきやいけないんだけど、それ以

上のものなんですよ

といふ

べきです。

その意味では、不正のチェックだとかといふ

は当然やなきやいけないんだけど、それ以

上のものなんですよ

て、むしろ小泉さんとしては、これは万民に読んでもらいたいんだぐらいの内容であり、そのことは間違いがなく御本人もそうおっしゃっているわけです。

さて、今度は信書だというふうにお返事が来たそうであります。大臣でも政務次官でもなくとも結構なんですが、何が違うんですか、これとこなれ。今回の判断について、ちょっと、御担当の方でも結構ですかお答えいただきたいと思うんです。

○前田政務次官 先生御指摘のその文書ですが、まず最初に小泉先生が出された文書につきましては、その内容が、本の要約のものが大半でございまして、したがって、書籍とは大臣もおっしゃつておられませんで、あくまでも書籍の要約をしたものである、こういうような見解をされておられます。

○中田委員 最初の方のチラシも、決して小泉さ

んの書籍の内容の抜粋じやないんでですよ。小泉さ

んの写真もあって、しかも小泉純一郎といふう

にしつかりと本人の、直筆でないにせよ署名が

入っているわけであって、そして、その内容は本

の抜粋ではない。

その下に、実は、郵政民営化研究会のメンバー

国會議員が名前を連ねて、私もその中に入ってい

ます。私は、こういうスタンスであることは皆さ

んにも申し上げたけれども、私がここに書いてい

るのは、「郵便局員は営業努力をする。彼らはど

勤勉な公務員は他にいない。だからこそ軽取りを

間違ってはならない。」私はこう考えているんで

すが、これは決して、本の中に書いてある私の文

章と一致している文章ではないんですよ。そつ

りそのまま抜き出したわけじゃないんですよ。内

容的には同じ趣旨を言っていますよ。言っているけれども、そつくりそのままどこかを引用してきただという一字一句同じではないわけで、ある意味では、このチラシのために私が書いた文なんですよ。これは。

だから、そこら辺、やはりあいまい——あいまいというのは、私は、省庁再編も踏まえて、今の郵便局のあり方、郵政の事業のあり方というの国民にサービスとしては支持をされている、経営体としては別の問題としても、サービスとして支

持をされている、そのことをより国民に使いやす

く、かつこれから先の日本の一つの原則に合わせ

てやついくための一つかかりとした定義が必要

であります。そこで私は小泉さんにお手紙を書きまし

た。もしそこに、私はこういう本を書いた、ぜひお読みいただきたいというあなたの気持ちが入っ

ていると、それは信書に当たるというお手紙を私

は差し上げたんですね。

そうしたら、今、中田委員お示しのような、ま

さに小泉さん御本人の意思が、書籍の要約として

ではなくて形として印刷されて、また私のところ

にもいただきました。しかしこれは信書である。

信書という定義はある申し上げません。第五条に

照らしまして、いろいろな意味で幾つかあって、

けれども、中身を見なきゃわからないというの

は、これはまさに通信の秘密にも絡んできちゃ

りますから、そういうのじやだめよということは私

は思っているわけで、ここは本当に、郵政には精

力的に、私これだけ言っているんだから恐らくも

う内部で検討していると思いませんよ。ちゃんと

やってもらいたいと思う。

最後に一問だけ聞きます。

今回、小泉先生のところには、東京郵政局郵務部企画課長の大石利允課長名で、「郵便法第五条第四項の信書に該当します。」したがいまして、あなたの行為は同項の規定に違反することになります。」という文書が正式に送られてきました。

来たんです、小泉さんのところに。

さて、郵便法第五条第四項に違反をして、これから先郵政省の手続はいかがなされるんですか。これは「三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」こういうふうに書いてあるんです。今

かで、郵便法第五条第四項に違反をして、これをお伺いして、質問を閉じます。

○八代国務大臣 小泉先生がいろいろと考えられるのは、郵便局員は営業努力をする。彼らはど

勤勉な公務員は他にいない。だからこそ軽取りを

間違ってはならない。私はこう考えているんで

すが、これは決して、本の中に書いてある私の文

章と一致している文章ではないんですよ。そつ

りそのまま抜き出したわけじゃないんですよ。内

容的には同じ趣旨を言っていますよ。言っているけれども、そつくりそのままどこかを引用してきただという一字一句同じではないわけで、ある意味では、このチラシのために私が書いた文なんですよ。これは。

だから、そこら辺、やはりあいまい——あいまい

というのは、私は、省庁再編も踏まえて、今の郵便局のあり方、郵政の事業のあり方というの

国民にサービスとしては支持をされている、経営

体としては別の問題としても、サービスとして支

持をされている、そのことをより国民に使いやす

く、かつこれから先の日本の一つの原則に合わせ

てやついくための一つかかりとした定義が必要

であります。そこで私は小泉さんにお手紙を書きまし

た。もしそこに、私はこういう本を書いた、ぜひお読みいただきたいというあなたの気持ちが入っ

ていると、それは信書に当たるというお手紙を私

は差し上げたんですね。

そうしたら、今、中田委員お示しのような、ま

さに小泉さん御本人の意思が、書籍の要約として

ではなくて形として印刷されて、また私のところ

にもいただきました。しかしこれは信書である。

信書という定義はある申し上げません。第五条に

照らしまして、いろいろな意味で幾つかあって、

けれども、中身を見なきゃわからないというの

は、これはまさに通信の秘密にも絡んできちゃ

りますから、そういうのじやだめよということは私

は思っているわけで、ここは本当に、郵政には精

力的に、私これだけ言っているんだから恐らくも

う内部で検討していると思いませんよ。ちゃんと

やってもらいたいと思う。

最後に一問だけ聞きます。

今回、小泉先生のところには、東京郵政局郵務

部企画課長の大石利允課長名で、「郵便法第五条

第四項の信書に該当します。」したがいまして、

あなたの行為は同項の規定に違反することになり

ます。」という文書が正式に送られてきました。

来たんです、小泉さんのところに。

さて、郵便法第五条第四項に違反をして、これ

かで、郵便法第五条第四項に違反をして、これ

かで、郵便法第五条

そういう意味におきまして、小淵総理の一日も早い御回復を願うと同時に、特に、私は北区といふところで、渋谷委員は隣の板橋といふところにお住まいでございますが、あの地域におきましてもう五十年以上も小淵総理はお住まいになられたという思いを持ちますと、私たちは、群馬県の小淵総理という思いではなくて、むしろ板橋、北区の小淵総理という思いもないわけではございません。

そんな思いになりますと心痛むところでござりますが、しかし、新内閣が誕生いたしましてその任を拝命しましたので、これからも、引き続き前小淵内閣の郵政大臣という思いをさらに自分自身の中にこの森内閣においてもその務めを果たしていきたい、このように思つておられる次第でございます。

よろしくお願ひいたします。

○渋谷委員 小淵前総理への大臣の思い、これは私も同じでありまして、特に御家族ですね、必死に看病に当たつておられると思いますが、早く御家族のもとにお返しをしなければならない、そんな思いで医師団も含めて一生懸命看病されています。

先日の本会議での代表質問の中で私ども鳩山代表からの質疑もありましたが、政権の正統性といふことが問題となりました。その後マスコミでもそのことが取り上げられておりまして、一部新聞の社説には、政権の継承の疑惑がある、内閣が信頼されないと、といった社説を掲げているところもございます。

政権の正統性というのは、森さん本人ももちろんありますけれども、これは、大臣を含む森内閣全体に対して向かれているものであります。この正統性ということについての疑惑が払拭されなければ実は、ここで法案の審議をこれから行う——既にもうやりとりもされているわけでありますけれども、法律を成立させまして行政がそれを執行していく、その法律の目的、効果を上げようと思えば、当然のことながら、国民の理

解協力、信頼がなければその実効性を上げることはできないわけでありまして、その意味では、政府の信頼性というのは、実は基本的な問題、大

前提の問題であります。

その意味で、私は、この今回の政権の交代といふことについての、少なくとも、ただ単に野党が追及しているだけではない、一般の方々も、マス

コミュニケーションも含めてこれに対する疑念を抱いています。

ようやく、四月四日、總辞職をいたしました。そして、総理を決める本会議が招集されて、参議院も

含めて、衆議院では当然ですが、民主主義は結果尊重でござります。あのとき、伊藤議長が高らかに、内閣総理大臣の指名選挙ということで、森さんが第一位で、それから鳩山さん、それぞれの方々に渋谷議員も含めて投票されたと思うのです。そして、まさに国会は最高の議決機関でありますから、そこで日本の総理が決められた。そして、そこ

で、その総理が新しい内閣をつくるときに、まずからの方々に沿って、前総理の政策を継承していかくという思いに立つて私も再任されたということは、本当にありますから、危急の問題があれば、まずは現場がそれに対応しなければならないという意味の危機管理ということであ

ります。

それから、その記者会見の後の青木官房長官の

経過の中の御説明は、既に国会等でも御答弁をさ

れていたとおりであり、あの事態では精いっぱい

お仕事でございましたが、あの地域におきまして

お

しょう。

しかし、私も郵政大臣で、確かに小渕総理から任命を受けました。しかし、その任命を受けた私が、総理の一日の二十四時間すべて情報をとして持つことも不可能でございますし、例えば閣議であれ何であれ、それは私が招集権者じゃありませんので、私たちも、その大臣としての職務を全うするということが私に課せられた責任だ、このよう思つてゐるところです。

○渋谷委員 その辺になると、大臣、非常に論理があやふやになつてきておりますけれども、私が言つてゐるのは、少なくとも、いわば他の重要事項と比べることのできないほどの緊急の事態なんです。この緊急の事態のことが、少なくとも党幹部には先に知らされて、そして任命された大臣が記者会見で知つて、なつか臨時閣議は四月の四日に開催をされる。いずれこの事実は明らかになるありますようけれども、だからこそ、実は疑惑が生まれているわけであります。正統性が問われてゐるということになります。

内閣の総辞職は四月四日ということになりますが、この総辞職そのものをどなたが発議されたんですか。

○八代国務大臣 四日のお昼に臨時閣議が開かれました。そして、それは青木官房長官が、そのときの臨時代理としての一つの考え方、それによって、小渕総理の病状の経過、私たちも閣議の中で、それが記者会見を踏襲するものでございましたが、そういう経過を聞きながら、既に青木長官が答えているような経過を踏んで臨時代理に青木長官が御就任されて、そして臨時閣議が開かれました。そして、その夜七時から、私たちがまた官邸に招集を受けまして、そこで内閣が総辞職をしました、こういう経過でございます。

○渋谷委員 そのときの青木官房長官の臨時代理という問題であります。青木官房長官はどういう資格で、その臨時代理という言葉でありますけれども、皆さんに自分が臨時代理として就任した根拠と、そういうものについてどのように述べられたの

ですか。

○八代国務大臣 それは、憲法第七十条に照らしながら御説明があり、そして、全閣僚それによつて承認をしたということをごさいます。

○渋谷委員 報告されているように、小渕さんから指示、これは一番最初は、臨時代理としてやつてくれ、そういう指示があったという、まさに小渕総理の言葉をそのまま述べたかのような記者会見がありました。

その後この内容は覆されておりませんけれども、その四日の臨時閣議のときには、青木官房長官からは正確に、臨時代理について私は——それは憲法のことを言つてあるんじゃないですよ、私は小渕さんとのやりとりの話を聞いています、小渕さんと青木官房長官の。小渕さんからそういう指示があつたということを言葉で明確に青木官房長官は言つて、したがつて、後は手続があります、手続に基づいて臨時代理に就任したという形でみずから資格を述べたんです。

大臣、大事なところです。ここは大事なところです。青木官房長官が、内閣の総辞職を発議するということについて、小渕さんからの指示、いわば伝言でありますね、これを引用されてみずから

○八代国務大臣 そういう経過であろう、このよう思います。

それは、したがつて、十二時の臨時閣議におきまして、青木官房長官が臨時代理になるといふことを全閣僚に諮りまして、そして全閣僚がそれを承認して、したがつて、そこから臨時代理としての青木さんの職務も始まつたという思いがいたしました。

○渋谷委員 まあ、それぞれの個性というの

○渋谷委員 まあ、それぞれの個性というの

○渋谷委員 まあ、それぞれの個性とい

けではなく、私はあえて申し上げたいのは、皆さんもよく知っている非常に有名なエピソードがこの秦の時代の末期にあるわけですが、それは馬鹿と書いて馬鹿という言葉であります。

秦の始皇帝が行幸先、旅先で亡くなりまして、この話は有名な話でありますから、皆さんほとんど御存じであります。旅先で亡くなりまして、宦官という、人ではない人というやあいに宦官を専門に書く本の中には書いてありますけれども、その宦官の趙高が、当然のことながら自分が仕えている皇帝が死ねば、これは殉死せざるを得ない、あるいは殉死に追い詰められる。もちろん、権力者のそばにいますから、権力に対する欲望もあります。

そこで、この秦の始皇帝が死んだことを必死に隠しまして時間稼ぎを図り、命令書、詔書を偽造いたしまして、自分に都合の悪い、危ない王子たちはにせの命令書でどんどん殺してしまう。そして、どうでもいいほんくらの胡亥という皇子を次の後難者に立てます。それだけでも、実は趙高は不安で仕方がない。自分のことをみんなどう思っているか、どこかで暗殺されはしないか。

そこで、胡亥が皇帝に就任して以降でありますけれども、そこに角を切った鹿を連れてきまして、皇帝に、これは馬でござりますと言上する。幾らほんくらの皇帝でも鹿と馬ぐらいの区別はつきませんから、何を厭かなことを言っているのかといふ話になりますが、宫廷の中の役人や政治家がその中でまた趙高が愚かなことをやつていると顔をしかめたり、横を向いたりするのを部下の宦官に見張らせまして、そして、その事件の後、自分に敵対する方々を九族までみんな殺していくわけであります。

いわば国家の有能な人材を失うわけでありますから、国が滅びるのは当たり前であります。馬と違うような愚かなことが國の中盤で行われたから、これは国が滅びる、そういう戒めを実は馬鹿という言葉の中には含んでいるわけであります。その意味で、私も含めてであります、民主党が

この間の経過について厳しく追及するのは、そんな愚かなことが今どきの、現代の日本であつてはならないというやあいに考えるからであります。て、当たり前の話であります。

ところが、今回の政権の交代劇の一番の根源の部分、青木官房長官が小渕さんを見舞つて、そしてそこで小渕さんから臨時代理を頼むと言われた部について、その後その言葉を撤回され、ようしなくなっていますが、これほど重大な部分は、本

来であれば、医者なり家族なり第三者を必ず同席させなければならない。権力の移行の手続というの

はそのぐらい実は重大な問題であります。このことが、実は、日本は旧ソ連のクレムリンじや

ないか、あるいは日本の政治の密室性ということ

で既に海外から言われているわけであります。このことによって私どもの国の国益というものは

深刻に損なわれているんです。そのこととの自覚がなければならぬといふやあいに実は私は思いましたが、大臣、したがつて、この疑惑の部分を明

らかにするためには今でも手段はある。

当時、主治医が立ち会つたようですが、その主治医あるいは順天堂の医師団、当然のことながら小渕総理が現職でありましたときのその情報というのはあくまでも公的な情報であります。私が隠すことのできる情報ではないのでありますから、医師団の報告を求めるのを開議の情報というのではなく、その

立場でいえば、かつて小渕総理に直接任命され、小渕総理には先ほどの熱い思いがあるわけであります。

ですから、今まさに森内閣についての信頼性、信用性、正統性ということが問われる、議論にな

るのは当たり前の話であります。それを私試しながら、小渕総理が現職でありましたときのその情報というのをすべて信じておりますので、私がそのようなことを申し上げるつもりはございません。

○八代国務大臣 私は、官房長官の、また森総理のやりとりの中をすべて信じておりますので、私がそのようなことを申し上げるつもりはございません。

○八代国務大臣 私は、官房長官の、また森総理のややりとりの中をすべて信じておりますので、私は公明党の神崎代表は、十二日のとあるところで講演で、危機管理の観点からすると、一国の首相は公人だから、きちんと病状を公表し、医師団も国民に正確な情報を提供する必要があると述べ、病状を公開する必要があるという考え方を示しています。

○八代国務大臣 いざれにしましても、これから病状は推移していくであります。しかし、今病魔と闘つておられる小渕前総理、それから御家族の心情を思いますといかばかりかと思いますが、そのことは、いずれ経過、結果といふものは何らかの形であるだろうと思ひますけれども、現状においてはそういう思いであるということを申し上げたつもりでございます。

○八代国務大臣 二千年前の昔であれば、趙高的圧力を恐れて、あるいは迫害を恐れて、居並ぶ閑僚が黙り込んでしまうというのもそれは当然としてあつたであります。今どきの時代であります。私が言っているのは、森政権がいろいろ言われていることについて、透明性を高め、信頼性を高め、正統性を明らかにする、これはいいことじゃありませんか。そのため医師団に報告をさせる

ことなんですよ、これは。そんないいかげんな話を野党から追及され、マスコミでわいわい騒がれるのは迷惑千万、したがつて、これを透明性をきちんと明らかにし、我々はきちんとした手続に基づいた内閣であるということを明らかにするために医師団の報告をさせるべきじゃないか。このことについては、そのとおりだということなのか、それはできないということなのか、そのことをお

いて、再び郵政大臣を任命された、こういう経過でござります。

○渋谷委員 一番根源の部分が実は疑惑があつたことによつて新しい森政権が誕生し、そして私は依然として小渕内閣の閑僚なんです。根源的にはそういうことです。そこに瑕疵があれば、その後の手続というのは無効になります。我々は

いいかげんな情報に基づいて、そして、いわば、もちろん議会の中での手続は踏みましたけれども、もともとが青木官房長官が臨時代理でも何でなかつたということになれば、総辞職そのものがなかつたということになるんです。当たり前の話であります。

○渋谷委員 大臣としては申し上げるつもりはないといふことであります。連立を組んでおりまして、その公明党の神崎代表は、十二日のとあるところで講演で、危機管理の観点からすると、一国の首

相は公人だから、きちんと病状を公表し、医師団も国民に正確な情報を提供する必要があると述べ、病状を公開する必要があるという考え方を示しています。

○渋谷委員 いざれにしましても、これから病状は推移していくであります。しかし、今病魔と闘つておられる小渕前総理、それから御家族の心情を思いますといかばかりかと思いますが、そのことは、いずれ経過、結果といふものは何らかの形であるだろうと思ひますけれども、現状においてはそういう思いであるということを申し上げたつもりでございます。

○渋谷委員 二千年前の昔であれば、趙高的圧力を恐れて、あるいは迫害を恐れて、居並ぶ閑僚が黙り込んでしまうというのもそれは当然としてあつたであります。今どきの時代であります。私が言っているのは、森政権がいろいろ言われていることについて、透明性を高め、信頼性を高め、正統性を明らかにする、これはいいことじゃありませんか。そのため医師団に報告をさせる

ことなんですよ、これは。そんないいかげんな話を野党から追及され、マスコミでわいわい騒がれるのは迷惑千万、したがつて、これを透明性をきちんと明らかにし、我々はきちんとした手続に基づいた内閣であるということを明らかにするために医師団の報告をさせるべきじゃないか。このことについては、そのとおりだということなのか、それはできないということなのか、そのことをおいて、再び郵政大臣を任命された、こういう経過でござります。

○渋谷委員 一番根源の部分が実は疑惑があつたことによつて新しい森政権が誕生し、そして私は依然として小渕内閣の閑僚なんです。根源的にはそういうことです。そこに瑕疵があれば、その後の手続というのは無効になります。我々はいいかげんな情報に基づいて、そして、いわば、もちろん議会の中での手続は踏みましたけれども、もともとが青木官房長官が臨時代理でも何でなかつたということになれば、総辞職そのものがなかつたということになるんです。当たり前の話であります。

○渋谷委員 一番根源の部分が実は疑惑があつたことによつて新しい森政権が誕生し、そして私は依然として小渕内閣の閑僚なんです。根源的にはそういうことです。そこに瑕疵があれば、その後の手続というのは無効になります。我々はいいかげんな情報に基づいて、そして、いわば、もちろん議会の中での手續は踏みましたけれども、もともとが青木官房長官が臨時代理でも何でなかつたということになれば、総辞職そのものがなかつたということになるんです。当たり前の話であります。

高の迫害を恐れてはいるんですか。だれが超高かといふことはぜひ御想像にお任せいたしますが、このことが事実とすれば、これは日本の政治史上的一大失態、汚点になるわけですよ。私どもは、そのことのいわば議会人としての深刻さ、危機感というものを、まさに危機管理ということではこのことの原点じやありませんか、これを持たなければならぬといふやうに実は私は思います。

しかし、大臣はその気はない、ということありますから、お互いにそんなに長い任期ではありませんが、選挙で決着をつけるしか方法はないのですから、お互いにそんなに長い任期ではありませんが、このようないい感じは、日本の議会制民主主義のためにも、日本政治史上のこれから発展のために、どうしても明確にしなければならない、明らかにしなければならないといふやうに思っています。したがいまして、既に質問主意書等の正式な発表といふのは、これを具体的にぜひ実現をしたいといふやうに考えております。

そのことを一応申し上げまして、次に、本題でありますけれども、そういう意味での大臣の答弁では、きょう議題になつておる法案審議について氣合を入れ、真剣にやろうといふ気がちょっと起らなくなつてしまふんですね。これは内閣の信頼性が問われている話を、そういう医師団に公表されることもしないといふことでありますから――私が質問中でですから、申しわけない、質問中であります。

○前田委員長 大臣、しばらくお待ちください。

○渋谷委員 委員長の指示がありませんから、法案審議の方に行きます。

既に幾つか取り上げられておりますが、もう残された時間が余りありませんので、特定公共電気通信システム、長い名称ですからもうそれ以上は言いません、これにつきまして、この改正案がかかりしているわけですが、これは通信・放送機構の守備範囲、業務範囲を拡大するという程度の話ですね。

具体的には、漁業情報の高度利用ということと、あるいは地方公共団体における申請手続、この電子化という話ですが、これは一問一答といふ三兆円ぐらいでしょう。長銀の処理を使うちやか、行って来いでおしまいます。これはどのくらいの期間で開発をしようというのか。それにはかかる費用はどのくらいのものなのか。それがわからない、それが開発された後、具体的にそれを利用しようとすると、利用者はどのくらいの負担ということを想定されているのか、そのことについてお伺いします。

○小坂政務次官 委員も法案等の資料を請求されおられますので、ある程度御存じかと思うわけでございますが、今回のシステムの開発に要する予算でございますが、これはおおむね二億ないし三億の枠組みを想定いたしております。また、開発期間でござりますが、三年程度を考えておるわけでございます。

一問一答でござりますので、この程度にさせていただきます。

○渋谷委員 通信・放送機構ということで、私もいろいろ調べさせていただきました。商工委員会に所属をしますので、NEDOという組織のことでも私の方で把握をしているわけですが、もちろんそれぞれの組織ができた歴史的な経過は違います。違いますから、単純にこれを一体化せよなどという話をするとつもりはありませんが、今までのこうした法案が出てくる背景には、総理大臣が本部長となり、さらに官房長官をして郵政大臣、通産大臣が副本部長となつて進めてきました高度情報通信社会推進本部といふところを作業されてきたこと、その一環の事業ですね。

本来であれば、歴史的な経過は違いますけれども、もう通産省の所管のNEDO、あるいは郵政省の所管で通信・放送機構などとばらばらにやつてゐるのではなくて、人材の問題もそうでありますけれども、こちらの方はいわば情報通信全体の分野にいい影響を及ぼしてもらいたい、特定期間の新規性の高い情報通信ベンチャードイー。特定の新規性の高い情報通信ベンチャーに対しまして助成をやることが、日本の経済社会にとって、放送、情報通信分野にとって非常に期待されるべきことであれば、当然やつてしかるべき問題である。

問題は、では重複しているのか、こういう問題でありますけれども、こちらの方はいわば情報通信全体の分野にいい影響を及ぼしてもらいたい、それから、中小企業庁のやつております新事業開拓助成金の方は中小企業対策としてやつてある、こうしたことで考え方方は違つていて。では、あと

は、当然のことながら考えなければならぬといふやうに考えるわけがありますが、その点、一言お伺いしておきます。

○八代国務大臣 先ほど手を挙げさせていただいだのは、一生懸命やる気でお答えいたしていただきたいと思っておりますので、それはそれとして、この法案につきましてはよろしくお力添えをいただければ、このように思っております。

今回は、通産省が所管する公共分野については対象とはなつておりますけれども、今御指摘のように、やはり通産省との関係では、地域の情報化の観点から地方自治体等への助成を行う先進的な取り組みがなされています。将来的な発展成長が大きいと期待されているこの事業と、具体的にどこの違いがあるからということでは、これは予算づけをしたんだかわかりやすくお願いします。

○大野(功)政務次官 まず、情報通信・放送の分野でございますが、これはアメリカも同じでござります。郵政省でやろうと、このベンチャードイー事業と、通産省が既に二年ぐらい前からやっているこの事業と、具体的にどこの違いがあるからということです。これは予算づけをしたんだかわかりやすくお願いします。

大蔵省の方にきょう来ていただきました。もうない、短い時間でございまして、簡単にお願ひます。郵政省でやろうと、このベンチャードイー事業開拓助成金交付事業、これは通産、中小企業庁の方でやつております。五百万支援ということはほぼ同じ内容であります。

大蔵省の方にきょう来ていただきました。もうない、短い時間でございまして、簡単にお願ひます。郵政省でやろうと、このベンチャードイー事業開拓助成金交付事業、これは通産、中小企業庁の方でやつております。五百万支援ということはほぼ同じ内容であります。

大蔵省の方にきょう来ていただきました。もうない、短い時間でございまして、簡単にお願ひます。郵政省でやろうと、このベンチャードイー事業開拓助成金交付事業、これは通産、中小企業庁の方でやつております。五百万支援ということは、やはりやうやくお願いします。

○渋谷委員 連携を図るというのは、やはり日本の経済社会の四番バッターを打つてもらいたい。特定の新規性の高い情報通信ベンチャードイーに対する助成をやることが、日本の経済社会にとって、放送、情報通信分野にとって非常に期待されるべきことであれば、当然やつてしかるべき問題である。

問題は、では重複しているのか、こういう問題でありますけれども、こちらの方はいわば情報通信全体の分野にいい影響を及ぼしてもらいたい、それから、中小企業庁のやつております新事業開拓助成金の方は中小企業対策としてやつてある、こうしたことで考え方方は違つていて。では、あと

○渋谷委員 今お話をありましたが、一番前段の、本来は民間の努力でやるべきだというところは、実は非常に重要な深刻な問題があるんです。アメリカの方では、もちろんこういう産業の、日本に先行して、なぜ先行したかと、いう理由もあるんですが、これは商工委員会でやりましたから余りこっちでは取り上げませんが、例えば、シリコンバレーを中心とするそういうベンチャー事業をどんどん輩出している地域で、それを具体的に見てる専門家から、政府が意図的に実施する政策でベンチャーに役立つことなど考えられない、役立とうなどとつまらないことを考えず何もしないではない、それこそが最も有効な支援策であると。えらい皮肉な話でありますけれども、もちろん、私は何にもするなと言っているんじゃありませんよ、この間もいろいろな議論もしてまいりました。

つまり、ベンチャーを生み出すための環境づくりは必要なんです。直接的な、この助成金を投入するということについては、今大蔵省から話がありましたが、実は非常に重要な懸念があるんです。商工委員会でも取り上げましたが、例えば、先端企業と思われているような京セラといふ企業でも、助成金の不正流用がつい最近明らかになりました。具体的な事実を私も指摘をいたしました。政府が支援をしようとしても、そのことが流用される。

今のお話の中で、中小企業庁がやっているのは、中小企業対策だと言いますけれども、実際に中小企業庁が実施しているもので、第一回目は百六十件ありますけれども、そのうちの七十一件が情報通信産業分野。今進行中ですが、百十四件のうちには三十二件。つまり、第一回目は四三%が情報通信、第二回目は二八%が情報通信、これは当たり前なんですよ、先行する産業ですかね。そういうところが中心となるのは、当然の話でありまして、二億円といったって、限られた税財源を役所が違うからといって同じ分野に投資をすら。そういうのは、どう考えたってこれは問題点を感じます。

じないといふ方がおかしいのですね。一緒にやればいいじゃないですか。しかも、これは事業者が重複して補助を受けることも可能でしよう、そういう制度になつてゐるんですから。

の場が確保され、そしてさらなる発展のための水先案内人になれば、このよき次第でござります。

○八代国務大臣 福留委員におかれましては、この情報通信関連に大変なお力添えをいただきておりまして、感謝申し上げます。

いよいよ本題に入ります。まず、福留泰蔵君の質問に答えておきます。

○前田委員長 次に、福留泰蔵君。

○福留委員 公明党・改革クラブの福留泰蔵でございます。

○渋谷委員 ありがとうございます。

申しわけありません、質問時間がなくなりましたから。だから、私はこの法律を見て、残念なことながら、情けない法律をここで審議するなどいうふうに率直に思いました。なぜこういったことを限られた税財源で、例えばアメリカにしたつて見劣りをしているような税金を投入するのに、支援が必要ないという議論も一方ではありますけれども、それをやろうということであるならば、これはやはり集中的に投入をするということが必要なんじゃないですか。

通産省と連携しているというふうに言いますけれども、もう二年も前にやっているんですから、通産省とこういふことについてはもうちょっとときちんとしたお互いの連絡をしながら、先ほど言った推進本部の下に実行組織がないでしよう。最近その本部会なんてやっていないんじゃないですか。まさに日本の将来の戦略的な産業なんですか。やつていかなければ、これはアメリカになんか追いつかないですよ、今の体制づくりも含めてでありますけれども。済みません、時間がないので、もう終わります。

そういうことについて全般的な大臣の見解をお伺いいたしまして、私の質問は終わります。

○八代国務大臣 情報通信というのは、これからリーディング産業として大変重要なことでありますし、また、夢をつくる一つのベンチャー企業の創出ということも大変重要な政策だと思います。通産省の中小企業の一つの政策の中にもそういうものがあることは十分承知をしながら、我々は特に情報通信という分野におきましての立ち上げの、言ってみれば肥やしになるか種になるかわからず、それがまたどう実るかわからないところもあるかもしれませんけれども、しかし、それによつて新たな夢がつくられ、そして新たな雇用

の場が確保され、そしてさらなる発展につなぐ一つの本先案内人になれば、このように思つている次第でございます。

○渋谷委員 ありがとうございます。

このたびの小淵前総理の病気の報に接しまして、私も大変心の痛む思いでございました。各種の景気対策等の効果が見え始めて、日本の経済の再生への兆しが見えてきたところで、またサミットを前にしての小淵総理の御病気、御本人にどうてどんなに残念なことだらうかと思っている次第でございます。

八代郵政大臣また両政務次官、再任ということでおございます。この前総理が敷かれたレールをしっかりとやっていくことが我々の課題だと思つておりますので、また引き続きの御努力をお願い申し上げる次第でございます。

本日は、いわゆるシステム法と開発法の質疑をさせていただくわけでござりますけれども、まず、私はかねてより、我が国における情報通信の分野における国家戦略の問題について、この委員会でも議論をさせてきていただいているところでございます。

今、来るべき情報通信社会が到来するに当たつて、我が国の国家戦略がないのではないかということがかねてより指摘されてきたところでござりますけれども、平成十年に郵政大臣が電気通信審議会に諮問され、そしてその諮問されたものといたのが「二十一世紀における高度情報通信社会の在り方と行政が果たすべき役割」でありますけれども、先日この提言がまとまりました。

この二十一世紀の情報通信ビジョンと題する今回の答申、私も一読させていただいて、よくできているのではないかなどというふうに思つていてるところでございますけれども、まず大臣から、今回

の答申についての御見解を伺いたいと思つます。

○八代国務大臣 福留委員におかれましては、JAPAN for ALL、万人のためのITといふ思想で命名されておるわけでございますが、国際社会への貢献を視野に入れつつ、ITによる日本型の社会変革の実現を目指す提言でござります。その中では、地球的規模で進行しているIT革命の姿が描かれておりまして、二十一世紀に向けて情報通信政策を担う者が認識すべき問題点が五つの潮流という形で提示され、二つの課題、そして三つの原則として整理されております。
かいつまんで申し上げますと、五つの潮流は、高速であるということ、常時接続が可能であるということ、低廉で定額制であるということ、通信放送の融合とともに視野に入れること。あるいは、加速するネットワークとユーチャーネーズとの高度化を図つていくこと。あるいは、国際間のボーダーレス化にどう対応するかということ。情報通信の担い手の多様化という問題点。
二つの課題とすれば、デジタル情報格差、デジタルディバイドと言われておりますけれども、脆弱性、こういうものを一つの安全面で考えていくということ。
三つの原則としては、情報収集、公開による的確な動向把握、情報提供。それから二つ目として、適切な方向性の提示。それから、スピードを持つた政策資源の集中投入というようなことであります。
私たちも、変化の激しい情報通信の時代、時間との闘いということを思いながら、この指針に沿いまして、しっかりと政策提言について着実に実行していくべきもの、このように評価をさせていただいているところでございます。
○福留委員 今大臣の方からも御紹介ありましたけれども、この答申では、いわゆるIT革命によって、住みたい、訪ねたい、働きたい、投資したい、魅力ある日本の創造を図つていかなければなりませんし、感謝申し上げます。

ならない、取り組まなければならぬといふことを指摘しているわけであります。二十一世紀の新しい日本の社会像を明示しています。

また、二十一世紀の新しい日本の社会像としては、知の競争力が躍動する国、だれもが夢を描き、人生を創造することができる国、魅力と貢献によって世界の人々を引きつけ、共感を呼び起す国である、本当にそういう社会像というものを具体的にまたイメージができるような形で明示しているわけであります。そして、今大臣からお話をありましたとおり、二十一世紀へ向けた情報政策と、さらに具体的な政策展開まで提言しているわけであります。

で、郵政省といたしましては、二十一世紀の情報通信ビジョンを今後の情報通信政策を適切に展開していくための基本的な指針となるものと受けさせておりまして、ここに盛り込まれた政策提言につきましては着実に実行していかなければならぬい、このよう思っております。

私はどもは、電子政府の実現については政府の取
ざいます。 さて、電子政府の問題についてはミレニアムプロジェクトの中にも位置づけられておりますし、二〇〇三年を目標にその基盤を構築するということです。 今政府でも取り組みを進められているところでござります。

時代の法制度を大胆に見直すことが重要であるといふうに指摘しているわけでありまして、これまさしく私どもが考えていた電子政府実現への課題だと思っていらっしゃるところでございます。

り組みと若干考え方方が違う部分がございまして、
今の政府の取り組みについては、電子政府という
ことについては、かつて進めてきた行政の情報化
の延長上にしかないのではないか、失礼な言い方
を申し上げると、そういう認識をしているわけで
あります。

このたびの答申の中にもありましたけれども来るべきIT社会の社会像というものが示されたわけであります。来るべきITを利用した社会における姿というものをまず想定する、そしてその想定した社会の中において国家の果たすべき役割また国家の機能というものが、そこに今までの社会とは違う国家の姿というのがあるんだろう、行政の果たすべき役割があるんだろう、それを前提に

しながら、そこへ至る道のりが私は電子政府の実現だらうと思つてゐるわけであります。

ことだけが私は電子政府ではないというふうに認識をしておりまして、そういう意味での電子政府の実現に対する取り組みというものをもう一回

考え方を変えてやらなければならない、私はそういう意味で、このたび議員立法として、電子政府の早期実現に関する法律というものをつくり上げました。今後免ぜ難事にござりますと、議員立法

で提出をする準備をしているところでございま
す。

電子政府の実現について今私どももそういうふうに考えておりますけれども、大臣の、郵政省としてでもよろしいですけれども、電子政府の実現

八

について、その必要性をどのように認識して、そしてそれをどのように推進していくのか、お考え

○小坂政務次官　ただいま福留委員が御指摘になつてお伺いしたいと思ひます。

集約化する、こういったことだけでは済まされない情報化、すなわち文書をデジタル化するとか

いというふうに私どもも考えておりまして、委員
が御指摘のように、新たに、全く新しい形の社会
になっていく、そしてその新しい枠組みの中で高

齡化あるいは少子化、こういった問題にも対応できるような社会づくりをしていく、そして国民の利便性の向上をし、また日本経済の、活力ある社会を築いていくんだ。こういう視点に立って電子政府の必要性というものを認識しているわけなんざいます。

境の変化に応じて行政の情報化を推進し、また行政手続のオンライン化などの可能性を追求いたしました。そして、可能な限りすべてその方向に進めていく、そして、電子政府を実現することは行政の効率化やサービスの向上だけでなく社会生活全体の変革をもたらすものだ、こういう認識に立って進めてまいりたいと思います。

委員が御指摘になりましたように、ミレニアム

プロジェクトとして取り組みを決定し、二〇〇三年度までという目標も設けながらやっているところでございますし、また、さらに申し上げるならば、政府認証基盤といったものをこの十二年度中に整備し、十三年度からはもう運用を開始するというスピード感を持ってこれに対応してまいりましたと考えておりまして、委員がただいま御指摘になりました議員立法法というのも踏まえながら、与党の中で検討される動向をしっかりと見定めさせていただきまして、私どもの的確に対応してまいりたいと存じます。

○福留委員 政府の方でも鋭意取り組んでいただけだと思いますが、電子政府の実現に当たって、

今御答弁にもありましたけれども、二〇〇三年度までに基盤を鋭意策立していくたいというふうなお話でございましたけれども、こういったITの分野で言わることは、やはりスピードというのが大変重要な課題でございます。前倒しをして、一日も早くこの基盤をつくり上げていくということですが、二十一世紀において我が国が世界においてやはりリーダーシップを持つてやっているけれども、ことにつながっていくのではないかという期待もしておりますので、いわゆる世界最高レベルの電子政府を一日も早く世界に先駆けてつくり上げてそしてそのモデルを世界に提示していく、これがまた国際貢献につながっていくのではないかという期待もしているところでございまして、先ほどの答弁でもありましたけれども、ある程度集中的な財源配分もやりながら、これは一日も早く実現すべき課題だというふうに認識をしているところでございます。

そこで、電子政府の関連で今回のシステム法に関する一点御質問させていただきますけれども、特定公共電気通信システムと研究開発ということこれまででも数々の実績があるわけであります。文部省との教育支援システム、農水省との人工衛星を使った農業用水管理システム、運輸省との連送関係申請手続電子化システム等等、まだござります。今回は、新たに、農水省との漁業情報の高度利用に資する電気通信システムと、自治省との地方公共団体における申請手続電子化に資する電気通信システムが追加される、農水省と自治省のプロジェクトが追加されたわけであります。

私は、今ずっとと述べてきましたけれども、実は先ほど来いろいろ質疑がありますけれども、安全性の確保とかいった面でのそれを支える技術開発の見直しそしてインフラの整備等が必要であるといふふうな認識をしておりますけれども、実は先ほど来もいろいろ質疑がありますけれども、安全性の確保とともにそれを支える技術開発がなされなければならないというふうに認識をしているところでございます。そして、私は、こういった今の特定公共電気通信システムで行ってい

研究開発というものはまさにそこを担う役割を持つてゐるんではないか、電子政府実現のための技術的な部分での基幹的役割を担うのがこの機構であって、通信・放送機構がその役割を十分果たしていかなければならぬといふに思つているところでござります。

そういった意味で、法律の審査も、新たに追加されるプロジェクトごとに法案審査、法律の改正を行うというふうな仕組みになつてゐるわけであつて、一つ一つを見ると確かにこれは必要なことだなというふうにわかるんですけれども、私は、電子政府の実現という観点から見たときに、総合的にこれを実現する技術的課題はこんなにあるんだ、それをどうやつて一つ一つ詰めていこうかというプロセスをぜひ教えていただきたいと思つてゐるわけです。この技術的課題、これをクリアしさえすればもうできるんだ、そうすると、その上で、通信・放送機構でこの部分について今集中的に取り組んでいるからこの技術的課題はもうクリアできるんだというふうなことが見れればいいなというふうな感じがしております。

昨今のニュースを見てみると、民間でも電子政府については大変関心があつて、既にそのシステムをつくり上げたとか、モルタルでそれを公開しているとかいつた企業も出てきているようであります。郵政省の方から電子政府の実現に向かふた技術的課題についてどのよろなお考えがあるのか、お伺いをしたいと思います。

○有村政府参考人　お答えいたします。

電子政府の実現に当たりましては、ただいまお話をございましたように、技術的な観点で解決すべき課題というものも幾つかございます。例えば、押印にかわりまして申請、届け出が本人からなされたものかという申請者等の認証でございます。それから、途中で改ざんや漏えいなどがないかと、いう原本性の確保の問題、情報システムへの不正アクセスの防止等について、こういった課題があるところでございます。

これらの課題解決に当たりましては、まず、電

支援のことについて質問をさせていたたきたいと思います。

ITの重要性についてはもう申し上げるまでもありません。経済再生の一つの大きな力を握っていると言われているわけでありますし、この委員会でもこれまで質疑をなされているわけでございます。

先ほどの渋谷委員の質問の中にもありましたけれども、ベンチャー支援ということについては、さまざまな支援策が、昨年来、急にいろいろできているわけであります。もう一回確認いたしますけれども、中小企業庁で行っているベンチャー支援策と、このたびの通信・放送機構で行う支援策との役割分担、違いというものもう一回確認をさせてください。

○小坂政務次官 この点につきましては、先ほど大蔵総括政務次官の方から答弁のあったところでござりますが、通産省及び中小企業庁におきますベンチャー支援というのは、中小企業振興のため横断的にベンチャー企業に対して対応するようにしてきたわけでございまして、また、今回の郵政省におきます中小企業支援策といふのは、中小企業のいわゆる振興というだけではなくて、情報通信分野が日本経済の活性化に大きな効果を發揮する、そういう意味合いでございまして、情報通信分野の発展につながる新規性の高い事業を行う情報通信ベンチャーの支援を実施していこう、こういう観点でその違いがあるところでございます。

郵政省といたしましては、情報通信分野が社会経済に重要な役割を果たすことから、今後とも、同分野のベンチャー企業支援策のさらなる拡充強化に向けて、今回だけでなくさらに取り組んでまいりたい、このように思つておるところでございまます。

○福留委員 これはきのうですが、私、ちょっとインターネットで朝日新聞のニュースを見ていましたら、項目がありまして、ベンチャー育成の補助金不要、起業家からの不満相次ぐというニュースがありまして、これはどうしたことかと思つて

早速見てみましたら、どうも大蔵省が仕掛けているようでありまして、大蔵省がソフトバンクの優正義社長やエイチ・アイ・エスの沢田秀雄社長長を呼んで、我々のところにはお金は十分に来るんです、だから、それよりも税制上とかほかの手当ての方方が重要です、というふうなことを言っているんです。

○小坂政務次官 今議員が御指摘になりました朝
回答したというのがこの中身じゃないかなという
ふうに思っているんです。
ですから、私は、お金の支援も重要であるけれ
ども、もう少しノウハウだと、それから、ある
意味では手続の仕方だとか、それをやりやすくし
てあげる、また手続をサポートしてあげる、そう
いった役割が大変重要なじやないかと思つていてるわ
けでござります。その点について御見解を伺いた
いと思います。

て、何が障害になつてゐるか、それを除去するよう努力をしていくというのが基本であることは、そのとおりでございます。

このプロバイダー等、今のベンチャーやの一つの形を見ますと、インターネット・サービス・プロバイダー等の場合には一般の第二種電気通信事業者が多いわけでございまして、特に許認可の手続が障害になつてゐるような煩雜な形ではないものですから、現状、この手続面において、ベンチャーが非常に出ていく、郵政省の契約において

○前田委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。
質疑を続行いたします。矢島恒夫君。
○矢島委員 法案の質問に入る前に、けさ方の大
臣のあいさつの中で、十六日に有珠山噴火の現地
調査というお話をございましたので、一つだけ決
意をお聞きしたいのです。
と申しますのは、私たちの党も国会議員団の中
で有珠山噴火被害対策本部というのをつくりまし
た。ちょうど噴火のあった当日、第一弔の調査を

要なんじやないかなという気がしておりまして、こういったことを意図的に大蔵省がやって、こういったことはまたばらまきだという批判を書き残して、こして何かしようという考えがあるのかどうかわかりませんけれども、ちょっと違うような、現実の、これから何か新しいことを始めようとする方々については、ある一定の立ち上がりの支援というのには必要なんだらうという認識をしておりま

日新聞ニュースということについては、私も詳説いたしました。このことについて、私は「私たちは、このようにして、このようにして、このようにして」というふうに努力をしているところです。

また、こういったベンチャーアイデアを生かしていくのが経済活性化には非常に必要だ。そういう意味で、委員会も御理解をいただいたというふうに思っているところです。

委員会御指摘のように、「ベンチャー」というのはいろいろな形があるわけですね。個人で、よし、おれはこのアイデアを何とか生かしてやつてみたい、マーケティングの方はこれからやらなきゃいかぬが、非常に可能性はあると思う。しかし資金がどうしても集まらない、だれか助けてくれる人はいないのかな、こう思っている方々にもチャンスを与えて、広くそのアイデアを生かしていくのが経済活性化には非常に必要だ。そういう意味で、委員会も御理解をいただいたというふうに思っているところです。

また、単に助成金というだけでなく、もう既に御存じのところでございますが、平成七年度には先進技術型研究開発助成金制度、それから九年には「トックオフショット」制度、十年には「テレコム・ベンチャーアイデア投資事業組合による出資」そして平成九年にエンゼル税制、また十二年度の予算においても情報通信ベンチャーアイデアへの助成ということ、今回のこのようなことで、いろいろ形を変えて支援をしていこうというふうに努力をしているところでござります。

はそんなに大きな障害になつてないないと認識しておりますが、今申し上げたように、しっかりと耳を傾けて、もしさういうような疑いがあるのであれば、その緩和について努力をさせていただきたい、このように申し上げておきます。

○福留委員 大変にありがとうございました。
もう時間が来ましたので、「一言だけ申し上げますけれども、ベンチャーサポートといふことに一生懸命また取り組んでいただきたいと思いますし、支援というよりも、ある意味で言えば育てるというふうな姿勢でぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、もう一点だけ。規制緩和の流れの中で、基本的に通信分野、自由市場にゆだねられている状況に近づいてきていると思われますけれども、私は、自由市場になればなるほど資本力の大手の企業の方が大変有利でありますから、ベンチャーやといったところがそこへ参入していくことについては、ますます壁が大きくなるわけであります。そういう点も考慮しながら、ベンチャー支援というものをどういうふうに育成できることかということを、ぜひ御努力されることを期待申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

行いました。それから、第二回目の調査も既に行つております。

直しをやつておりますけれども、伺うところによりますと、通信・放送の分野というのは、多分、経団連とか大きな企業だとかといったところから規制緩和の要望があって、そして、それに対しても

その中につけて、手続的なものも一つの障壁となるよ、こういう御意見でござります。結論から先に申し上げれば、情報通信ベンチャー企業の皆さんとの声にしっかりと耳を傾けた

午後二時四十分開議

午後零時二十一分休憩

はがきを無料配布とか、あるいはまた携帯ラジオでした大して身近でとても重要な方々のそういう御要望にしつかりこだえるようにということを私も指示しているところでございま
す。

て、何が障害になつてゐるか、それを除去するよ

○前田委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

質疑を続行いたします。矢島恒夫君。

大の方さ

田のあいさつの中で、十六日に有珠山噴火の現地調査というお話をございましたので、一つだけ決意を聞きたいと思います。

オあるいは携帯電話、そしてイナイコール、一七一をかけるとどこにどういるか、そういう伝達事項、それから、中山本部長の指示のもとに、雲つても、雲があつても、上から偵察しながら地形の変化あるいは噴火の状況等が把握できる、そういう飛行機を飛ばすとか、いろいろなできる限りの、私ども郵政省のこぞっての今対応をいたしております。

も、中小企業の皆さん方のところは消費は拡大しないは、銀行の貸し渋りはあるは、いろいろな面での大変な事態が引き続いているわけであります。ですから、本来ならば、そういう中小企業を日本の全体を見てやつていく、これは政府の政策としての問題でありますけれども、やるべきですが、そういう意味では、一部のベンチャー企業だけ支援するというやり方については私たちは問題があるということを指摘してきたわけでありま

というのが現状でございまして、出資を受けた事業者の方々へは、八社と申しましたけれども、このうちの六社は実は平成十年十月以降のものでございまして、資金供給を受けましてからまだ期間が短いといったようなこともありますし、株式公開を達成した事業者というものは今のところまだ出ていない、そういう状況でございます。

○矢島委員 そこで、出資を行った企業の中でもミニトランクスという企業があるかと思うのです。それについてお聞きしたいのです。

この企業は多分平成六年の一月に認定を受けたと思うのですけれども、政府としては、あのど

そういったことで、一億五千万出資したもののうち七千五百万が返ってきたということでござりますけれども、通常、清算をいたしますと、株主の立場というのは非常に順位が低うございまして、そういった中では、七千五百万返ってきたということは、不幸中の幸いと申しますか、そういったことではあったかと思います。

そういったことで、会社も清算し、また機関の方も平成八年度にそりいった償却をしているとうございます。

○矢島委員 局長は不幸中の幸いで半分返つてきましたと言いますけれども、もともとは、一億五千万を出資することを決めて、認定して、ここは優良な会社だ、将来、見込みがあるだろうというのを出資したのですから、半分返ってきたからこれでいいやじやなくて、やはりこういう会社を認定していくといふ、そのところのこれから反省の教訓について、よきやより、と思ひます。

○矢島委員　ぜひひとつ、現地の人たち、避難で大変苦しくていらっしゃる生活を行つておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
それでは、法案についての質問に入らせていただきます。

○有村政府参考人　ただいま御審議いただいております特定通信・放送開発事業実施円滑化法、これは平成二年九月に情報通信分野のニュービジネスを幅広く支援することを目的として施行されたわけでございますけれども、それ以降、郵政省といたしましては、この法律に基づきまして二十四件の通信・放送新規事業の認定を行つてあるところでござります。

○矢島委員　その二十四件のうち、出資という形で支援した企業は何社あるか、それからそういう中でこれまでリターンがあつたかどうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○有村政府参考人　現在までに、開発法によりまして通信・放送新規事業として認定した事業者の中、出資という形で支援を行いました事業者は八社でございます。

クスでございますけれども、この会社は我が國で初めて通信衛星を利用してしまして車載の端末だけに移動体通信サービスを提供した事業者でございますけれども、お話のように、平成六年一月に認定をいたしまして、同月に通信・放送機構が億五千万の出資を行っております。

この会社の事業は、当初から我が国でD.M.A方式を使った通信方式を採用するといつてよう、技術的に見ても当時としては極めて新規性を有する事業であったわけでござりますけれども、その後携帯電話・P.H.S.というものが想を上回る普及を遂げたということ等がございまして、車載端末の販売台数が当初計画の一割強とどまつたということで売り上げが低迷いたしました、経営困難に陥ったわけでございます。

その後もなかなか販売台数の増加が見込まれないということで、平成七年度から会社の再建計画が検討されまして結果、オムニトラックスは清算することになったわけでございます。

そのプロセスで機構が出資をいたしました一億五千万につきましては、他の株主に七千五百万円で譲渡いたしましたわけでございます。

私は、この新規事業、約二十四件の企業をいろいろと調べてみました。一番最初に認定を受けたのが衛星デジタル音楽放送株式会社、この資本金は六十億円。それから、先ほど話題に出ましたオムニトラックスというは三番目に認定されるのですね。これは伊藤忠系で、資本金が三十億円。そのほか、大阪ガス系の関西シティメディアというものが資本金十一億円。さらに七番目にはセコム系のジャパンイメージコミュニケーションズ、これが資本金十三億円。いわゆるベンチャーというよりは、大体大企業が、伊藤忠としても、あるいは衛星デジタル音楽は多分任天堂だったと思いませんけれども、いろいろなそういうバックがあった上で立ち上げたという新規ビジネスであったと思うのです。

本当に、そういう大きな会社の子会社だとか、そういうもののじゃなくても、やはりいろいろな都市銀行あるいは別の大企業からの支援の企業も認定を受けているところがこの二十四件を調べてみてわかったわけなんですが、国の支援など

まず最初に、開発法の方でお聞きしたいわけです。長つたらしいですが、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案についてです。

情報通信分野の新規事業を支援するということを目的としたしましてこの法律ができ上がり、郵政大臣が情報通信の分野の新規事業と認定した企業に対し、通信・放送機構を通して出資などがあるは債務保証など支援を行つてきたわけであります。いわゆる新規事業を支援する、ベンチャービジネスを支援するという法律であったわけですね。

私たちは、中小企業の支援策として考える場合に、この大変深刻な不況を、よくなつたといつて

○矢島委員 その二十四件のうち、出資という形で支援した企業は何社あるか、それからそういう中でこれまでリターンがあつたかどうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○有村政府参考人 現在までに、開発法によりまして通信・放送新規事業として認定した事業者のうち、出資という形で支援を行いました事業者は八社でございます。

このうち、株式公開後に株式を譲渡するなどによりまして譲渡益を得た場合は、通信・放送機器はその利益を受け取ることになりますけれども、こういったリターンの実績というのはいまだない

よう、技術的に見ても、當時としては極めて高い新規性を有する事業であったわけでござりますけれども、その後携帯電話、P.H.S.というものがアーレジを上回る普及を遂げたということ等がございまして、車載端末の販売台数が当初計画の一割強とどまつたということで売り上げが低迷いたしました、経営困難に陥つたわけでござります。その後もなかなか販売台数の増加が見込まれないということで、平成七年度から会社の再建計画が検討されました結果、オムニコム・ラックスは清算をする事になつたわけでございます。そのプロセスで機構が出資をいたしました一億五千万につきましては、他の株主に七千五百万円で譲渡いたしたわけでございます。

なくともやつていけるような企業だな、私はそう感じたのです。

というのは、先ほど問題になりましたオムニトラックスですけれども、これは伊藤忠系ですね。それで、先ほどのお話をのように会社を清算したのです、国が出資したのです。だから、親会社の伊藤忠は清算するときに、この国の出資した分、その半分になりますか、これだけ助かつたといえば助かつたわけなんですね。そういう見方もできるわけで、大企業に対しては一定の利便性をこれまでの法案で發揮してきたけれども、どうも中小企業の新規事業応援ということにはそんなに役に立つてこなかつたのじゃないかと私は思うのです。

今回法案が提出されました。これから助成金という形で助成をしていくわけです。そこで、今度はなぜそういう助成金という支援措置を打ち出したのか、その理由について説明していただきたい。

○小坂政務次官 矢島委員御指摘のように、やはり公費を支出するわけでござりますから、そこはしっかりと見ていかなければなりませんし、今委員が御指摘のような点も踏まえて、私もまたこれから十分に検討をしてまいりたいと思っております。

そこで、今回の支援措置でございますが、特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づきましていたします今回の支援は、情報通信分野のベンチャーエンタープライズの育成ということが、世間の期待も非常に高く、また今日の経済の活性化のためにどうしても必要だ、これはきょうも委員会で各委員から御指摘のあったとおりでございまして、私どもその点を踏まえてこれをを行うわけであります。

今回は、情報通信分野のベンチャーエンタープライズの育成という目指す個人を対象として、今おっしゃったように、いいアイデアを持つているけれどもなかなか世に出せない、だれか支援してほしい、ちょっと助けてもらえばあとは自力で頑張って、そしてさ

らなる支援を受けるための基礎をつくれると思う、立ち上がりに欲しい、こういう切実な要望に

こたえていくために、特にコンサルティング費用来を助成する意味で、一件当たり五百万円、額は少ないわけですが、しかし、こういった分野では自己負担も半分は出してもらって、そして立ち上げの支援をしよう、こういう考え方でございまます。

そういった線から考えれば、今委員が御指摘のあったような線にある程度合致したような施策ではないかと思つておるわけでございます。

○矢島委員 助成の規模は、お話をありましたように一件五百万元、そして二分の一ということでありますから、株式会社を立ち上げる最低の資本金額である一千万円の二分の一という額になるわけでございます。

この額から見ましても、主として中小企業あるいは個人、そういうところで立ち上がりに困難なところへの支援だなど、うことはわかるのですから、法文上、中小企業に限定するような文章はこの中にはないわけなんですね。気持ちはわかりますけれども、多分そういう方向でやるんだ、そういう方向でぜひやってもらいたいと私は思うのです。

ですから、国が今、大変な財政難の中からこういう資金を提供するわけですから、助成金をもらわなくては新規事業を立ち上げるに何ら困難はないような、そういう大企業だとその子会社だと、あるいは大銀行やベンチャーキャピタルが既に支援を申し出ているような企業、そういうところはちょっと難しいよ、ここは個人としてやろうとそぐわないのじゃないか。

だから、新規事業の立ち上げに困難なそういうところにきちんと支援が行くというためには何か基準があるのだと思うのですね。こういうところはいろいろと難しいよ、ここは個人としてやろうと新しい開発をやろうとしているんだというあたりの見きわめですね、これはどんなところでつけるのか。局長で結構です。

○有村政府参考人 今回の制度は、総括政務次官が申し上げましたように、通信・放送分野の新規事業創出の担い手となりますスタートアップ段階のベンチャー企業とか、創業をしようとする個人を支援することにしております。

先生もお話しになりましたけれども、法令上は大企業とか大企業の子会社であるかどうかかといふのがかわりないということになっておりますけれども、やはり自力で資金調達が可能かどうかということを判断して助成をするということに思つております。

通常、大企業とか大企業が資本金の大部分を出資している子会社である、そういうことになりますと、自力で資金調達ができるわけでございますので、その場合には支援の対象にならないものと

いうふうに考えております。

これをどういうふうにして実現するかにつきましては、私どもベンチャー企業の実態などを調査しながら現在検討しておるところでございまして、具体的には、通信・放送機構が、この法案が成立いたしまして実施をいたします際に、助成金交付要綱を決めて助成をしていくわけでございますので、その中で申請事業者が自力で資金調達が可能かどうかを判断するための具体的な要件を定めていきたい、そういうふうに考えております。

〔委員長退席、伊藤(忠)委員長代理着席〕

○矢島委員 午前中にもいろいろ出てまいりました、評議委員会というものですけれども、いろいろなインターネットを利用した高速低価格な情報提供サービスなどが新規事業として出てくるわけですから、こういう情報通信の社会的インフラとしてインターネットというものが急速に発達しているという状況の中で、それを利用したところのビジネスというのもこれまた次々と立ち上がっています。

しかし一方、そういう中には、残念ながら、反社会的な情報提供、例えば麻薬そのほかのドラッグ販売とか、あるいはわいせつな画像を流すとか、そういうようなものもないわけではない。そこで、もちろん、國のお金を使って助成するわけですから、こういう反社会的な企業に対しても助成するなんということは毛頭あつてはならないことですけれども、それがどういうふうにして判断され、そしてまた、つまり申請があつたときの審査、午前中ちょっと評議委員会のお話が出ましたが、もうちょっと詳しくお話ししいただけますか。

○有村政府参考人 通信・放送機構が助成金の交付を決定するに当たりましては、ベンチャーの技術に詳しい専門家でござりますとか、さまざま外部の専門家から成ります評議委員会の判断を反映させるということにしておりまして、その評議委員会におきます審査に当たりましては、申請された事業がどのような事業かということも当然審査されるわけでございますので、そのプロセスで、反社会的な情報を提供するような事業、こういったものについては助成金の交付対象から排除していくということになります。

○矢島委員 新しい事業が立ち上がるときに援助するということに当たって、今後つくられるわけですが、それぞれの専門家であろうと思いますが、この評議委員会の判断というのは非常に大きいと思うんですね。午前中にも、実際に法の趣旨にのっとって使われているか、また申請とは別のこと始めちゃつたとか、いろいろな問題が起きたときに、やはり、この法についてもう一回見直すという気持ち、こういうものも必要だ。つまり、判断が間違っていた部分、あるいは法的に不備な部分によつてそういう事態が起つた。ですから、それはもちろんやつてみなきやわからないという部分もありますよ。だけれども、やつた結果どうだったかということを、一定の期間、例えば二年後なら二年後これを総括して、そして、もし見直す必

これを、実は午前中、同僚議員が質問したんですよ。政務次官は大体私も納得するような話なんです。ちょっと間をあけて大臣と同じことが質問された、見直すかどうかと。そうしたときに大臣は、今後もしっかり支援していくという御答弁だったんですねけれども、また、もし見直す必要があるときにはきちんと見直すんだということでおろしいですか。

○八代国務大臣 支援し放しということともいけないと思いますし、ある程度の成果は期待を持つて大切な税金で支援するわけでござりますから、全体をしっかりと検証しながら、見直すべきところは見直していくのは至極当然のことだ、このように思っております。

○矢島委員 次に、システム法の方へ質問を移します。

通信・放送機構、いわゆるTAOが行う研究開発というのは二種類あったと思います。つまり、通信・放送機構が直接行うところの直轄研究といふのと、それから企業など、あるいは大学なども含めますけれども、外部の機関に委託して行う委託研究、この二種類があった。私たちは、後者の方については、つまり委託研究というのは事实上の大企業の補助金だとして反対しました。
二〇〇〇年度の通信・放送機構の経費を見ますと二百五十三億円、昨年がたしか百六十七億円、そうすると約一・五倍にどんどん伸びたわけですね。そこで、昨年度と今年度の当初予算で、通信・放送機構関係費のうち、直轄研究費と委託研究費、それぞれどうなっているか、お答えいただきたいと思います。

○有村政府参考人 通信・放送機構の平成十一年度の当初予算額で申しますと、直轄研究が五十六

・三億円、委託研究が三十・七億円でござります。十二年度の方は、直轄研究が六十二・四億円、委託研究が五十九億円ということになつております。

○矢島委員 伊藤(忠)委員長代理退席、委員長着席)

うのが非常に大きいということが言えると思います。

実は、委託研究の場合、どれだけの予算が今日まで投じられてきたのか。委託した先、金額等も含めて、上、幾つでもいいです、三つか四つお話をしいただけます。

○有村政府参考人 通信・放送機構の委託研究でございますけれども、これは平成八年度から始まっておりまして、平成十一年度までの総額が百二十七億八千二百万といふことでございます。

平成十一年度までの委託額の上位の会社と委託順を順に申し上げてみますと、まず日本電気が二十二億五千四百円、これは累積でございます。いずれも以下同じでござりますけれども、その次に日本電信電話が、これは再編前の日本電信電話株式会社でござりますけれども、二十一億六千六百万円、次が、KDD研究所が十億五千百円、

富士通が六億六千八百万円、大体そんなふうになつております。

○矢島委員 時間がなくなりましたので、はしまりますが、私は、ホームページで委託研究の二十のプロジェクトの予算と委託研究先が公表されていますので、それを見ました。今も日本電気から始まってKDD、富士通などなど、委託研究に相

当多額の、つまり上位の企業といふのはいずれも

大企業であることは間違いないですが、ホームページを調べてみましら、日本を代表する大企

業がずつと並んでいるんですね。

それで、委託研究に参加している、二つ参加しているのもありますから、延べにしますと五十六社ありました。大企業十六社だけで八〇%を占めています。そこで、委託研究に参加している二つ

通信・放送機構の場合は、百三十六億円。ホームページには百三十六億円、今のお答えでは百二十七億八千二百万円というお話をですが、

大体百三十億円近いお金のうち、八二%はこの十

六の大企業が受け取っているんですね。こういう状況に対して、私たちは、どうもこれは大企業に

対する補助金のようなものだということで反対し

たわけですね。

○矢島委員 いざねにしろ、委託研究の伸びとい

しかし、直轄研究というのはそれなりの意味があると私たちには考えております、研究成果といふものが国民に還元されるという意味で。ただ、ここで問題なのは、直轄研究の共同研究にもいろいろな企業が参加しています。NTTだとか沖電気などか参加しているわけですが、この研究成果の問題なんですが、研究成果を共同研究に入つているそういう企業が独占するようなことがあってはこれまた問題なんですねけれども、入つてない企業に不利益になるようなことがないのかどうか、

その辺についてお答えいただきたい。

○有村政府参考人 直轄研究についてのお尋ねでござりますけれども、通信・放送機構におきましては、共同で研究をいたします場合にも、契約で

その成果については公表するということを取り決

ます。また、共同研究の結果得られた特許権等につきましては、通信・放送機構と共同研究者が貢献の度合いに応じて共有をするということになるわけ

でござりますけれども、通信・放送機構としても公表をしているということでございまして、通信

・放送機構としては、直轄研究の成果といふものにつきましては、共同研究に参加していない企業からの利用についても配慮をいたしまして研究を進めているということでござります。

○矢島委員 最後に大臣にお聞きしたいんです

が、今度のこの法が制定されまして、農林水産省や自治省との連携ということで行われます。前にも二つ追加されてまいりました。私たちは、こう

いうシステムが本当に国民の利便性を高めるとい

うことで、賛成してきました。公共性があるとい

うだけでなく、やはり国が積極的に関与しなけ

ればなかなか研究開発が進まないという分野が採

算の点からいってもあるわけですから。例えば、

パリアフリー懇談会も、先般いろいろな提言を

まとめていただきましたので、二十一世紀に向

た情報パリアフリー環境の整備に向けた課題提

がこの報告書の中に盛り込まれておりますか

ういうものが入つていて、私は賛成した。

そこで、今後もやはりパリアフリーの観点から、運輸省だとか、あるいは社会保障分野について厚生省だとか、そういうところと連携した、そういう意味での公共システム、こういうものの分野での開発、そこにぜひ力を入れてもらいたいと思うのですが、ひとつその点での大臣の決意をお願いします。

○八代国務大臣 大変パリアフリー化という的是重要でござりますし、まさに内閣にもパリアフリー閣僚懇親というのも私どもが提倡いたしましたて、全体の情報通信分野のみならず、いろいろな分野での開発、そこにぜひ力を入れてもらいたいと思うのですが、ひとつその点での大臣の決意をお願いします。

○有村政府参考人 まさにS O H Oとかいうような情報通信において、自分の家で気軽に企業活動ができる、社会参加ができるという面においても、大変社会参

加の手段として大切だというふうにとらえており

ます。

こうした観点から、実は情報パリアフリー環境の整備に向けた施策は各省いろいろ連携をいたしております。例えば交通分野においては運輸省と連携をしながら、平成十一年度から、自由な移動が困難な障害者等による鉄道駅の利用を支援す

るための情報通信システムの開発とか、あるいは

また福祉分野においては厚生省と連携をいたしま

して、平成十一年度から、各地の地方公共団体の

協力を得まして、きめの細かい効率的な福祉サー

ビスの提供や、高齢者の自立を支援する情報通信

システムの研究開発、こんなふうなことをやつて

おります。

ら、しっかりと提言をいただいたことを踏まえまして、一つ一つにはなります、先般の矢島委員が御熱心に御質疑いたしました、例えば聴覚障害者の文字放送とか、そういうものを含めたいいろいろなことが形になれば、完璧でなくとも、それを実際に利用しながら、運用しながら、またそれをさらに開発していく、さらにまた進歩させていくといふことで、万般にわたって取り組んでいくことがこれから情報社会では大切だ、こういう認識を持つております。

○矢島委員 学校インターネットの問題で質問通告しておきましたが、時間になりましたので終わります。

○前田委員長 次に、西田猛君。

○西田(猛)委員 保守党の西田猛でございます。本通信委員会では初めて保守党が質問させていただきます。

私は、情報通信と保守という概念は非常に重要な関係を持っていると思いまして、実は、この保守党という命名、これは英語で申し上げますと、当然のことながらコンサーバティブということであります。このコンサーバティブというのは、もう皆様重々御承知のこととは存じますけれども、日本語で言えば保守という何か古めかしいイメージがありますが、英語の単語としては非常にいい意味を持った単語でありまして、語源をひもとけば、テイン語のコンという接頭辞とサープという言葉からできているようであります。コンというのにはもう皆さん御存じのように、ともにという意味であります、要するに、ともに助け合う、ともに働き合う、というのがコンサーバティズムの語源だそうです。これは要するに、共同体といふものをお互いに近親感を感じることができるようなコミュニティー、共同体があつて、そして地球上全体があつて、それらは、地域内はいわばインターネットで結ばれ、そして世界じゅうはグ

ローバルにネットで結ばれて、貿易、通信、科学技術の開発などが行われていく。そういう社会になれば、戦争もそんなに起こらず、皆自分の温かさとかコミュニティーの近親感を感じながら幸せに暮らしていくようになるのではないかなどといふなことを、夢かもしませんが、私は思っております。

ローバルにネットで結ばれて、貿易、通信、科学技術の開発などが行われていく。そういう社会にただまして、ありがとうございます。

今御指摘いただきましたように、勘定は六つに分かれているわけでございます。現在の勘定は、一般勘定、衛星所有勘定、研究開発債務保証勘定、研究開発出資勘定、研究開発推進勘定、そして高度電気通信施設整備促進勘定の六つでござります。

そのような中で、この高度情報通信化というのは非常に重要でございます。きょうもずっと大変有意義な御質疑がございました。今度、通信・放送機構、TAOというふうに呼ばせていただきますけれども、TAOが通信・放送の新規事業の実施に必要な資金を助成できるということになります。助成金は、返されることが予定されていない税金でございましょうし、その意味においては、この助成をされるに当たっては十分気をつけていかなければならぬらしい、かつ、この助成金の経理についても、透明性をいやが應も保つていかなければならないというふうに考えているのであります。

そんな中で、私、今回の改正法案を見ておりまして思いましたのは、新しく今度設けられた助成金交付事業、これはどうも別建てで経理区分をしていく方が透明性の確保と、うまいことからいいのでないかなというふうに思つてあります。従来このTAOの中には経理区分として六つあるようでございますけれども、従前の六つの中の経理区分にそれぞれ分けて経理されるようになりますが、助成金交付という新しい事業ですから、ぜひともわかりやすい、国民の皆さんのどう

いう方がごらんになってわかるようなお金の出入りをされたらしいのではないかなというふうなことも考えております。この点の御答弁もいただければいいとは思うのですが、助成金交付という新しい事業で、御意向は踏まえながらもこのよくな方向でやらせていただきたいと現在考えているところでございます。

○西田(猛)委員 ありがとうございました。

それを踏まえまして、今回助成の対象になる新規事業のイメージを語っていただけますでしょうか。

○小坂政務次官 失礼しました。新規事業のイメージという御質問もあわせていただきました。これは先ほども幾つか答弁させていただきましたが、たが、助成する事業としては、今まで全くなかつたサービスだ、こういう新規性とか、従来提供されていなかつた新しいサービスを提供する業務であるとか、あるいは、今までこういうもののがあったけれども実用化した人が

いない、これをやつたら非常に効果が大きいだろう、そういうた技術を用い、サービスの価格を著しく低下させるような効果があるとか、あるいは、通信・放送分野に著しく貢献をしていただけるようなものを作成していきたい、そんなイメージを持つております。

この新規性の判断は、外部の評価委員会という中に、ベンチャーエンタープライズに詳しい方とか、あるいは、そういう技術に詳しい方、ベンチャーエンタープライズに詳しい方から成る評価委員会を設けまして、この評価を受けまして通信・放送機構が助成金の交付決定を行うことといたします。

研究開発に対する研究開発債務保証業務のほか、通信・放送新規事業に対する債務保証業務、それから地域のCATV事業に対する利子補給業務、それから情報提供業務等民間の事業に対する支援業務に係る勘定となつてあるわけでございます。

委員が御指摘のように、今回のベンチャーの助成というのは大変重要な立場だから独立勘定とすべきだ、というお考えも確かにあります。しかし、それが、それを申し上げますと、アジア各地の政治経済情報をインターネットを通じて低コストで配信をする事業とか、あるいは、従来オンライン照会が困難であった移動体からのクレジットカード認証を可能にするシステムを提供する事業等、こういった例が考えられるわけあります。

具体的な通信・放送新規事業の例といいますか、それを申し上げますと、アジア各地の政治経済情報をインターネットを通じて低コストで配信をする事業とか、あるいは、従来オンライン照会が困難であった移動体からのクレジットカード認証を可能にするシステムを提供する事業等、こういった例が考えられるわけあります。

○西田(猛)委員 ネット時代のベンチャーに対する助成でありますから、ぜひよくよく吟味をされたい上で、しかしながら、勇気を持って助成事業に当たつていただきたいと思います。

その意味では、八代郵政大臣を初め両政務次官あるいは郵政省の皆様方の力量が、これから我々大御期待申し上げたいところでありますし、来年以降、総務省になつてからもぜひこの事業を推進していただきたい。特に、この通信・放送機構が中心になつてやつていただくわけですが、この通信・放送機構、従前から非常にすばらしい事業をいろいろとやつていただいております。

これまた、私たちの地元の話になつて若干恐縮でございますけれども、大阪府の池田市では、福祉支援情報通信システム開発・展開事業というのが行われております。これはTAOからの、通信・放送機構からの研究開発に係る助成金をいたしました。池田さわやか公社という財團法人が、ひとり住まい、独居の老人の皆様に池田市のマス

コットであります。ウオンバットという動物の縫いぐるみに通信機能を内蔵させまして、安否の確認ですか福祉、それから健康の相談などが、おひとり住まいの老人の方がその人形の通信機能を通じてできるというシステムも開発しております。そのため、TAOは多大な力を發揮していただきました。そのようなこともしていただいておりますので、これからも新しい助成金の措置もできます。

そこで、大臣に一言お伺いしたいのですけれども、通信・放送機構を使って、さらなる日本のネット時代、高度情報化に向けてのお考えをお述べいただければと思います。

○八代国務大臣 西田委員から御紹介がありました福祉分野の情報化の一環として、大阪の池田市における通信機能を持つベット型ロボットをお年寄りや要介護者のお宅に設置して、安否の確認や健康相談などを行うことができるというシステムを平成十一年度から研究開発をしているわけでございます。

これからまさに地方分権の時代でござりますし、また、介護サービスも四月から始まつたわけですが、でき得れば、例えばケアプランということいろいろあることが予測されますと、一週間ぐらいこういうものがケアの状況全体を把握して、それをコンピューターが認証をして、そのまま例えは要介護一なのか二なのか三なのか、そういうシステムをこれからゆめ考えられる、そういう時代もやってくるだらうというふうに思つております。

いろいろこれから、国際的視野に立った戦略的な研究開発はもとよりいたしまして、私たちの暮らの中に福祉分野でこうしたものが多く開発されていく、それがまた新たな発信となつて、池田市から全国にそういうシステムが波及していくよう効果も踏まえて、これからいろいろ考えていかなければならぬ、その取り組みにも私たちも積極的に推進の方で努めていきたい、このように思つております。

○西田(猛)委員 ゼひ、郵政省、総務省、通信・放送機構の健闘をお祈りしたいと思います。

○前田委員長 次に、中井治君。

○中井委員 久しぶりに通信委員会で質問させていただきます。八人目ぐらいですので、法案の中身はほほみんな各賛成でもありますし、事前にレクチャード言われましても、大体よその党と重なるのだろうと思って、別に項目も出さずに率直に質問をいたします。お答えをいただければありがたいと思ってます。

最初に、委員会の席であります、小沢前首相の一日も早い御復をお祈り申し上げます。

実は、前日、本会議場で有珠山の噴火を聞きまして、私が党の藤井幹事長に明日の会議を延期すべきだと強く申し上げ、私ども党内も圧倒的にそういう声がございました。私どもの党から申し込みを入れた会議なだけに、なかなか幹事長もちゅうちょされたのであります。小沢幹事長と相談の上延期方を申し入れた。残念ながら官邸もお急ぎになられて、有珠山の噴火といつても、まあまあ予知のあれでいけば長引く可能性が多い、こういう御判断であったようございまして、一日に会談が行われた。私どもは、そういう状況で、二階さんも仲間でございましたから、とりあえず話を聞いて帰つてくる、こうしたことになつたわけであります。ああいう形で決着がつけられました。この世界、たらればなしでござりますけれども、私は、恐らく青木官房長官も单なるちょっととした過労からという思いで、すぐ戻られるというような思いの中におきまして、その間の何時間というものがいろいろ論議されているようですが、私は、みんな精いっぱいやつたというふうに思つておりますし、そのためには早く御快癒を願うのが、今私の心境でござります。

○八代国務大臣 四月一日が土曜日、それから二日が日曜日ございました。先ほども渋谷議員にはその旨私のその日のことを申し上げたのです。が、政務を終えまして、いろいろな行事がありますが、この点をお聞かせいただけます。

して、家に帰りましたのが十時過ぎでございました。

た。それから記者会見が緊急に開かれたということがで、青木官房長官の十一時過ぎの記者会見でございましたでしょうか、そこで私は初めて知つた、こうのことです。

○中井委員 二日の晩の十一時半の記者会見でといたしますが、今お話を出ました渋谷議員の御質疑の中で、明くる日ですか、また、その次の四日の閣議のことについてもお尋ねがございました。

大臣、御答弁で、事前通告もなしに整理もされないのできちつとというお答えをされてしましましたが、少し整理ができる当日等のことがおわかりだつたらお答えいただければいいし、もし、きちっと問い合わせたりしてこういうことだったという御報告がいただけるのなら、次の委員会に對してもお出しただければあります。私が、いかがですか。

○八代国務大臣 私、先ほど渋谷委員の質問に対しまして、四月四日の昼の閣議と申しましたが、四月三日の閣議でございました。そのぐらい私自身も動転をいたしました。

実は、私の家から二丁目ぐらい離れたところが王子本町という小沢さんの東京の私邸でございましたので、そういう意味では大変心配もいたしましたので、そういう意味では大変心配もいたしました。恐らく側近であつた青木官房長官が、いろいろと国会での御報告がございましたけれども、私は、恐らく青木官房長官も单なるしたし、びっくりもいたしました。そんな思いの中、その間、恐らく側近であつた青木官房長官が、いたしました。だから御復をお祈りするのが人間じゃないか、こういうことかもしませんが、しかし、それは日本で一番権力のある総理大臣というポストということも考えていかなきやならない、こういった意味で、あえて申し上げたわけでございます。

御整理ができましたら御提出をいただきますよう、委員長、お取り計らいをお願いいたします。

○前田委員長 理事会において協議いたします。

○中井委員 では、法案について簡単にお尋ねをいたします。

要するに、養子さんが、あるいは跡継ぎが決まっていない段階で突如当主が倒れる。倒れたのを伏せて跡目相続の届けをして、そして認められることはこれで、江戸時代はお家を続けるという意味で大事であつたんだろうと思つております。

私はことで恐縮ですが、私の父親も、かつて国会議員のときに脳溢血になりまして、通信病院で三カ月御厄介をおかけいたしました。こうしたこの状況等を見ますと、前総理が御入院直後から小康を保つておられて、記者会見直前にあいうふうに悪くなられたというのは本当かな、こういふ思いはだれしも抱くわけでございます。そんなことを含めまして、また他の機会に論議をさせていただきたいと思います。

皆さん方にしてみれば、病氣の最中じやないか、こういうことかもしませんが、しかし、それは日本で一番権力のある総理大臣というポストといふことも考えていかなきやならない、こういった意味で、あえて申し上げたわけでございました。

若いうころに、通信委員会に御厄介をかけておりましたところにこの機構が立ち上げられました。それからもう十数年、二十年近くになるのか、こう思つておりますが、郵政省の法案といいますと、

毎回のようこの機構に新しい権限をつけ加えている、こういう形で来られました。その割には、人數をふやしたりせずに、ぎりぎりのところで御努力をいただいておるんだろう、こう思います。

これからもこういう形で、この機構にだけいろいろな形でつけ加えてやつていくのか、またこうか。

○八代国務大臣 例えば、今般御審議していただいているおります法律の中にも、これを法律化するほどのものではないかという御意見もあるかもしれません。しかし、法制局等といろいろ、法律を執行していく上におきましてはいろいろな壁もございますし、それらを一つ一つクリアしていく御審議をいただかなければならぬと、そういうことを考えますと、これから、来年度は新しい省庁再編に基づきながら、一つの大きな流れがまた新たに始まるということを思つて、いま、そして難しい壁をつくらずにスムーズに、奥深い課題あるいは長期的テーマで論ずる課題、いろいろなものを仕分けしながらやつしていくべき時代に来たのではないかというふうに思つております。

○中井委員 少し議論がかみ合いませんが。

そういう中で、ベンチャーエンターテイメントに対し助成金を交付する、こういうことであります。これはこれで大変結構だと思いますが、五百萬、二億円、四十件前後の件数、ここは何んども言えないと感じてございます。

大体、ベンチャーですから、この四十件ぐらいに助成をされて、どのぐらい成功してくれればいいかな、どのぐらいスタートしてくれればいいかな、などお問い合わせます。

○小坂政務次官 委員もこの分野においてはずつとかかわっていらっしゃいますので、多分それな

りの感覚をお持ちなのではないかと思います。

私どもも、二億円という予算枠、そしてまた五百万円という額でどのくらいの歩合と、いかが打率でいくか、できれば四十件全部が大ヒットをしてくればいいなと思うわけですが、ベン

チヤーというのはなかなかそういうものでもなさ

そうであります。これは推移を見ながら、それぞ

れレポートを出していくときまして、この効果を在、あり方の御判断をなさつているんでしようか。

○八代国務大臣 例え、今般御審議していただいているおります法律の中にも、これを法律化するほどのものではないかという御意見もあるかもしれません。しかし、法制局等といろいろ、法律を執行していく上におきましてはいろいろな壁もございますし、それらを一つ一つクリアしていく御審議をいただかなければならぬと、そういうことを考えますと、これから、来年度は新しい省庁再編に基づきながら、一つの大きな流れがまた新たに始まるということを思つて、いま、そして難しい壁をつくらずにスムーズに、奥深い課題あるいは長期的テーマで論ずる課題、いろいろなものを仕分けしながらやつしていくべき時代に来たのではないかというふうに思つております。

○中井委員 ちょっと細川内閣のときに、短期間ですが、商工委員長をさせていただきまして、そ

のときに、ちょうどベンチャーの融資というものがスタートいたしました。

○小坂政務次官 先ほどおっしゃるように、ベン

チヤーの詳しい人というのは郵政省関係だけではなかなか難しいかもしれません。しかし、民間の

方を募って、アメリカにおけるベンチャー等を研究されている方もいらっしゃいますし、また、ベ

ンチヤーナビタルとして大変厳しい目を持ちな

がら精通されている方もいらっしゃいますので、

そういうお恵みを拝借しながらやつてまいります。

○中井委員 ちょっと細川内閣のときに、短期間

ですが、商工委員長をさせていただきまして、そ

のときに、ちょうどベンチャーの融資というものが

スタートいたしました。

○小坂政務次官 私、三重県ですから、三重県へ帰ったときにいろいろなお話を聞いておりましたら、陳情がありまして、申し込んだけれども返事がはかばかしくない、こう言うので、県の担当者に電話をかけてどうだと聞きましたところ、保証人がいない、こう言つたことを思い出してお

やつちやうとだめだらうし、繰くやると全部つぶれちゃう、大変難しい助成制度だらうと思いま

す。少しでもおもしろい企業がスタートできる、うに努力をいたしたいと思っております。

○中井委員 とにかく税金ですから、国の関係の金融機関を含めて、いろいろな融資制度、助成制

度、書類、大変だというのよくわかりますが、度、書類、大変だというのよくわかりますが、

その都度その都度ばかり先へ進んでいく。

○八代国務大臣 そこでまた、新たな助成制度の参考にさせていた

だき、評価を加え、このシステム全体をまた見直していく。

○中井委員 こういう形で進んでいくことで、今のと

ころ、応募件数が大体何倍になるのか、先ほど申しあげたように五、六倍、あるいはもっと激しい競争になるかもしれない、こういう予想をしながら、ニーズはあるものとは思つておりますが、そ

の打率につきましては、そういう意味で、具体的なものにつきましては、今後の推移を見ながらまたお答えをする機会を得られればと思っておるわけですが、

せつからくの機会ですから、もう一つお尋ねします。

○中井委員 この申し込みだと、そういういろいろな計画を出すのは、やはりコンピューターで出せばいい

といったら、なかなか難いかもしれません。しかし、民間の方を募って、アメリカにおけるベンチャー等を研究されている方もいらっしゃいますし、また、ベンチヤーナビタルとして大変厳しい目を持ちな

がら精通されている方もいらっしゃいますので、

そういうお恵みを拝借しながらやつてまいります。

○中井委員 また、御指摘のように、どういう書類が必要か

ということについては、先ほども御質問ありましたけれども、障害になるほどに分厚い書類を出し

てくれとか、余りこういうことになると、それがもうベンチャーをつぶしてしまうことになります。

○中井委員 まして、申し込んだけれども返事がはかばかしくない、こう言うので、県の担当者に電話をかけてどうだと聞きましたところ、保証人がいな

い、こう言つたことを思い出してお

ません。

そんなことも検討しながら、障害にならないよ

うに努力をいたしたいと思っております。

○中井委員 とにかく税金ですから、国の関係の

金融機関を含めて、いろいろな融資制度、助成制

度、書類、大変だというのよくわかりますが、

その都度その都度ばかり先へ進んでいく。

○八代国務大臣 そこでまた、新たな助成制度の参考にさせていた

だき、評価を加え、このシステム全体をまた見直していく。

○中井委員 こういう形で進んでいくことで、今のと

ころ、応募件数が大体何倍になるのか、先ほど申

しあげたように五、六倍、あるいはもっと激しい競争になるかもしれない、こういう予想をしながら、ニーズはあるものとは思つておりますが、そ

の打率につきましては、そういう意味で、具体的なものにつきましては、今後の推移を見ながらまたお答えをする機会を得られればと思っておるわけですが、

せつからくの機会ですから、もう一つお尋ねします。

○中井委員 この申し込みだと、そういういろいろな計画を出すのは、やはりコンピューターで出せばいい

といったら、なかなか難いかもしれません。しかし、民間の方を募って、アメリカにおけるベンチャー等を研究されている方もいらっしゃいますし、また、ベンチヤーナビタルとして大変厳しい目を持ちな

がら精通されている方もいらっしゃいますので、

そういうお恵みを拝借しながらやつてまいります。

○中井委員 また、御指摘のように、どういう書類が必要か

ということについては、先ほども御質問ありましたけれども、障害になるほどに分厚い書類を出し

てくれとか、余りこういうことになると、それがもうベンチャーをつぶしてしまうことになります。

○中井委員 まして、申し込んだけれども返事がはかばかしくない、こう言うので、県の担当者に電話をかけてどうだと聞きましたところ、保証人がいな

い、こう言つたことを思い出してお

ります。

○中井委員 例え、住民票を今ワントップサービスでや

るとか、というような試験的なことをやっておりま

すし、それぞれの自治体もいろいろな意味での情

報化ということを取り組んでいただいておりま

す。細かい資料、どこの市がどういうことをやつ

ているかということも、たくさん紹介すべきよ

うな状況で今かなり進んでおりますので、それら

も踏まえて、これからどんどん、地方分権時代で

もございますから、まず、市役所にそのシステム

があつて、病院であれ、介護でも遠隔介護とか遠隔治療とかといふようなこと、あるいは図書館が、どういうところにどういう本があるかというようなデータ、いろいろなことを含めて、行政の

スリム化も考えながら、地域の皆さんにサービスするための情報化、コンピュータ化ということはますますこれから顕著になっていくだろう、このように思っております。

一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○中沢委員 民主党の中沢でございます。
八代郵政大臣、そしてお二人の政務次官、再任をされました。まずそのことを心からお祝いを申し上げたいと思います。郵政行政全般としては大変課題が山積をしておりますが、ぜひひとつ頑張っていただきたいと思うのです。
具体的な質問に入る前に、私は北海道の出身ですから、先ほど、郵政大臣が十六日㈪現地にお見え

これは質問通告をしておりませんけれども、お互いに政治家でありますから、その程度のことは、ひとつぜひ決意を含めて、お答えをお願い申し上げたいと思います。

部検討していただきて、できれば十六日、訪問された折にそのことを現地で発表されてしまが
か。

ぜひひとつケアタウン、特別に被災地の皆さんに
対する元気を与える、こういう立場で積極的に内

じやなしに、戸籍のコンピューター化、日本人の名前がコンピューターの中へ載るというのは大変なんですね。大変お金がかかりまして、まだ二〇%いっていいないのでないか。ここらがやはりアメリカに、あるいはヨーロッパ諸国にペーパーレス化で劣っている大きなネックになっていると僕は判断しています。

ただいま議決いたしました兩法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

常に北海道の郵政局、あるいは電監局を含めて、本省もそうであります。が、臨時郵便局を開設するだとか、移動体の電話関係のいろいろな配備をするだとか、あるいはところによつては郵便の有料券のはがきなどを無料で配布をする。極めて迅速に、しかも適切なさまざまな対策が講ぜられた。私は、地元の出身の国会議員として、まずそのこと

なるのだろうと思いますが、トータル的に行政サービスの面でそのところを突破しないとなかなか歐米に追いついていかない、このことを心配しています。

ただいま議決いたしました兩法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○前田委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

常に北海道の郵政局、あるいは電監局を含めて、本省もそうであります。が、臨時郵便局を開設するだとか、移動体の電話関係のいろいろな配備をするだとか、あるいはところによつては郵便の有料のほかがきなどを無料で配布をする。極めて迅速に、しかも適切なさまざまな対策が講ぜられた。私は、地元の出身の国會議員として、まずそのことを心からお礼を申し上げます。

さて大臣、せっかく十六日行かれるわけでありますから、ひとつ提案といいましょうか、私の希望を申し上げたいと思うのです。

○前田委員長 次に、内閣提出、郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律案を議題といたします。

知つてゐたくなり、郵政省の事業として、ケア外
ウン、二年間の指定がえということをやつておりま
した。これは全国的にも大変希望が殺到してお
りまして、御承知のように、新年度で改めて全国

しかし一方では、そういうことをやればやるほど、プライバシー侵害だという声もある。ここら辺を早くクリアをして、住民にとって大いにサービス向上になるよう、また、郵政省のお考えになつておるワンストップサービスが、ワンストップじやなしに、本当にいろいろな形で有効にこの二十一世紀に生かされるように御努力をいただきたい、このことを申し上げて質問を終わります。

○前田委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○前田委員長 次に、内閣提出、郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として、運輸省自動車交通局長繩野克彦君、郵政省郵政大臣官房長松井浩君、貯金局長圓芸明君及び簡易保険局長足立盛二郎君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

知つてゐたのとなり、郵政省の事業として、ケアタウン、二年間の指定がえということでやつております。これは全国的にも大変希望が殷到しておきました。御承知のように、新年度で改めて全国五十カ所、北海道はおかげさまで五カ所、指定をいただいています。

私はやはり率直に考えまして、いろいろな郵政本省、地元の対策、これから必要であります、この際ですから、一自治体せいぜい四千万円程度の財源でケアタウンは具体的に運用ができると想

○前田委員長 これより討論に入りますが、その申し出がありませんので、直ちに採決になります。

○前田委員長　御異議なしと認めます。よって、
○前田委員長　これより質疑に入ります。

二町に限つてぜひひとつ、せっかく郵政大臣が現地に行かれるのであれば、その程度のお土産と言つてはちよと言葉としては適切でないかも知れませんが、具体的な、やはり郵政大臣として、

かと思ひますが、そういうことも含めて、加入率のこの十年間ぐらゐの全国的な、あるいは、そういう私の言ったような特徴も含めてどういう推移になつてゐるか。それから、大事なことは事故の発生件数だと思います。これもこの十年間ぐらゐどういう推移をたどつてゐるか。

この三つ、特徴的に十年間ぐらゐの推移、改めて、数字として、あるいは特徴的な事項としてお答えをいただきたいと思います。

○前田政務次官 議員御指摘の質問でございますが、手元にあります資料ですが、昭和六十三年、保有車両数が大体一千五百六十万台ぐらいです。それから、平成元年にやはり同じく一千五百万台ぐらい、それから、平成二年、平成三年、平成四年、大体同じようでございまして、近年、平成八年と平成九年が一千三百万台ぐらいにちよつと減つておる、こういう保有台数の統計が出ておるところでございます。

それから、あとは保険の加入ですか、この自賠責の保険とそれから自賠責の共済、両方ございますが、これにつきましても、昭和六十三年が一千五百三万九千、それから、平成元年からも同じ一千五百八万台、それから、同じようく平成二年、平成三年、大体よく似たところでございますが、先ほど申し上げました平成八年と九年で、この保有台数も減つておりますと同時にこの保険も加入が減つております、この時分では、平成八年で大体九百九十九万台、それから平成九年で九百六十七万台、こういうふうな形になつております。

若干地域的にも多少この保険の加入度合いといふものは違うようでございまして、特に北海道とか東北はやはり全体的に少い、こういうことになつております。

○中沢委員 まだ答弁漏れがあります。事故発生については。

○前田政務次官 事故発生につきましては、平成十年で、原付自転車が四万五千五百件、軽二輪自動車が四千七百件、合計約五万件ぐらゐというこ

とになつております。

○中沢委員 今、十年間の推移、それから特徴的な事項についてお答えをいたしました。私は、資料をいただいて、原付自転車にしても、あるいは軽二輪にしても、全体としてはふえているのかどういう推移をたどつてゐるか。

この三つ、特徴的に十年間ぐらゐの推移、改めて、数字として、あるいは特徴的な事項としてお答えをいただきたいと思います。

○前田政務次官 議員御指摘の質問でございますが、手元にあります資料ですが、昭和六十三年、保有車両数が大体一千五百六十万台ぐらいです。それから、平成元年にやはり同じく一千五百万台ぐらいにちよつと減つておる、こういう保有台数の統計が出ておるところでございます。

それから、あとは保険の加入ですか、この自賠責の保険とそれから自賠責の共済、両方ございますが、これにつきましても、昭和六十三年が一千五百三万九千、それから、平成元年からも同じ一千五百八万台、それから、同じようく平成二年、平成三年、大体よく似たところでございますが、先ほど申し上げました平成八年と九年で、この保有台数も減つておりますと同時にこの保険も加入が減つております、この時分では、平成八年で大体九百九十九万台、それから平成九年で九百六十七万台、こういうふうな形になつております。

若干地域的にも多少この保険の加入度合いといふものは違うようでございまして、特に北海道とか東北はやはり全体的に少い、こういうことになつております。

○中沢委員 まだ答弁漏れがあります。事故発生については。

○前田政務次官 事故発生につきましては、平成十年で、原付自転車が四万五千五百件、軽二輪自動車が四千七百件、合計約五万件ぐらゐというこ

とになつております。

○中沢委員 今、十年間の推移、それから特徴的な事項についてお答えをいたしました。私は、資料をいただいて、原付自転車にしても、あるいは軽二輪にても、全体としてはふえているのかどういう推移をたどつてゐるか。

この三つ、特徴的に十年間ぐらゐの推移、改めて、数字として、あるいは特徴的な事項としてお答えをいただきたいと思います。

○前田政務次官 議員御指摘の質問でございますが、手元にあります資料ですが、昭和六十三年、保有車両数が大体一千五百六十万台ぐらいです。それから、平成元年にやはり同じく一千五百万台ぐらいにちよつと減つておる、こういう保有台数の統計が出ておるところでございます。

それから、あとは保険の加入ですか、この自賠責の保険とそれから自賠責の共済、両方ございますが、これにつきましても、昭和六十三年が一千五百三万九千、それから、平成元年からも同じ一千五百八万台、それから、同じようく平成二年、平成三年、大体よく似たところでございますが、先ほど申し上げました平成八年と九年で、この保有台数も減つておりますと同時にこの保険も加入が減つております、この時分では、平成八年で大体九百九十九万台、それから平成九年で九百六十七万台、こういうふうな形になつております。

若干地域的にも多少この保険の加入度合いといふものは違うようでございまして、特に北海道とか東北はやはり全体的に少い、こういうことになつております。

○中沢委員 まだ答弁漏れがあります。事故発生については。

○前田政務次官 事故発生につきましては、平成十年で、原付自転車が四万五千五百件、軽二輪自動車が四千七百件、合計約五万件ぐらゐというこ

とになつております。

○中沢委員 今、十年間の推移、それから特徴的な事項についてお答えをいたしました。私は、資料をいただいて、原付自転車にしても、あるいは軽二輪にても、全体としてはふえているのかどういう推移をたどつてゐるか。

この三つ、特徴的に十年間ぐらゐの推移、改めて、数字として、あるいは特徴的な事項としてお答えをいただきたいと思います。

○前田政務次官 議員御指摘の質問でございますが、手元にあります資料ですが、昭和六十三年、保有車両数が大体一千五百六十万台ぐらいです。それから、平成元年にやはり同じく一千五百万台ぐらいにちよつと減つておる、こういう保有台数の統計が出ておるところでございます。

それから、あとは保険の加入ですか、この自賠責の保険とそれから自賠責の共済、両方ございますが、これにつきましても、昭和六十三年が一千五百三万九千、それから、平成元年からも同じ一千五百八万台、それから、同じようく平成二年、平成三年、大体よく似たところでございますが、先ほど申し上げました平成八年と九年で、この保有台数も減つておりますと同時にこの保険も加入が減つております、この時分では、平成八年で大体九百九十九万台、それから平成九年で九百六十七万台、こういうふうな形になつております。

若干地域的にも多少この保険の加入度合いといふものは違うようでございまして、特に北海道とか東北はやはり全体的に少い、こういうことになつております。

○中沢委員 まだ答弁漏れがあります。事故発生については。

○前田政務次官 事故発生につきましては、平成十年で、原付自転車が四万五千五百件、軽二輪自動車が四千七百件、合計約五万件ぐらゐというこ

とになつております。

○中沢委員 今、十年間の推移、それから特徴的な事項についてお答えをいたしました。私は、資料をいただいて、原付自転車にしても、あるいは軽二輪にても、全体としてはふえているのかどういう推移をたどつてゐるか。

この三つ、特徴的に十年間ぐらゐの推移、改めて、数字として、あるいは特徴的な事項としてお答えをいただきたいと思います。

○前田政務次官 議員御指摘の質問でございますが、手元にあります資料ですが、昭和六十三年、保有車両数が大体一千五百六十万台ぐらいです。それから、平成元年にやはり同じく一千五百万台ぐらいにちよつと減つておる、こういう保有台数の統計が出ておるところでございます。

それから、あとは保険の加入ですか、この自賠責の保険とそれから自賠責の共済、両方ございますが、これにつきましても、昭和六十三年が一千五百三万九千、それから、平成元年からも同じ一千五百八万台、それから、同じようく平成二年、平成三年、大体よく似たところでございますが、先ほど申し上げました平成八年と九年で、この保有台数も減つておりますと同時にこの保険も加入が減つております、この時分では、平成八年で大体九百九十九万台、それから平成九年で九百六十七万台、こういうふうな形になつております。

若干地域的にも多少この保険の加入度合いといふものは違うようでございまして、特に北海道とか東北はやはり全体的に少い、こういうことになつております。

○中沢委員 まだ答弁漏れがあります。事故発生については。

○前田政務次官 事故発生につきましては、平成十年で、原付自転車が四万五千五百件、軽二輪自動車が四千七百件、合計約五万件ぐらゐとい

う意味です。まさに郵便局のネットワークをこの際横断的に御活用いただいて、別に郵便局がそれによってもうけるとかなんとかといふものももっと言うと、これから郵政省が保険代理店といふことを実際やるわけでございまして、今直ちにお答えいただきながら結構あります。これかは、やはり、全般的なそういう市場の傾向についてしっかりととくるだけ客観的にこれらの推移を把握する必要があると思いますから、そのことを念のために申し上げておきたいと思うんです。

それともう一つ、原付にして軽二輪にして車の免許を持たないことを自慢にするわけじゃありませんが、幾ら原付といつたって、普通十万も二十万もある、結構なやはり騒音も上げるし、あるいは環境に対するさまざまな影響だってあるのに、どうして車検がないのかなど。これは別に郵政省の責任ではありませんが、運輸省あたりはどういう見解を持つているのか。運輸省をきょう呼んでおりませんが、運輸省は別に車検がないこと自慢するわけでも、その辺の理由について何かお答えができるれば、お答えをお伺いしたいと思います。

○前田政務次官 その車検のことです。つまり郵便局の職員の皆さん方が事実上の損保関係の代理店業務、例えば、台数で言うと恐らく二百七十万台ぐらいまだ未加入でありますから、業務としてはこれから大変な作業量になつてくると思うんです。

そこで、今度の法案を提出をした、つまり郵政省が先頭を含めて損保の代理店業務を行う、この基本的な理由といいましょうか、それについて、これはやや精神論かもしれないが、大臣の方からお答えをいただきたいと思います。

○八代国務大臣 私ももちろんオートバイの免許は余り理解をいたしておりません。

さてそこで、郵便局における原動機付自転車にらお答えをいたさるが、私の主義でございまして、そういう意味では、車両にまつわるいろいろな仕組み等々は余り理解をいたしておりません。

さてそこで、郵便局における原動機付自転車にらお答えをいたさるが、私の主義でございまして、そういう意味では、車両にまつわるいろいろな仕組み等々は余り理解をいたしておりません。

さてそこで、郵便局における原動機付自転車にらお答えをいたさるが、私の主義でございまして、そういう意味では、車両にまつわるいろいろな仕組み等々は余り理解をいたしておりません。

○中沢委員 今、郵便局からお答えをいたしました。私も基本的にはそうだと思います。やはりせつかり全国で大変な数のネットワークを持っている、しかもユニバーサルサービス、この種の損害についてまだ未加入も多い、こういうことにして、運転の一つといふように立つて、大変有意義にとらえているところでもござります。

○中沢委員 今、郵便局からお答えをいたしました。私も基本的にはそうだと思います。やはりせつかり全国で大変な数のネットワークを持っている、しかもユニバーサルサービス、この種の損害についてまだ未加入も多い、こういうことにして、運転の一つといふように立つて、大変有意義にとらえているところでもござります。

ただ、今おっしゃつたように、この事業をやることによって、ある意味で損得は度外視をする。それはそれで結構だと思うのですが、例えば、今お話をありました、恐らくいろいろなリストは全部お持ちだと思うのです、どこの市町村でどなたが保険に入つていないか。普通であれば、民間が

相当セールスをして、個別に勧説を行つて、一件千六百円ですから大した手数料は入らないのですけれども、しかし、そういうことも一面的にやつていかないと、ただ一般的なPRで、果たして郵政省の保険代理業務というのが、趣旨からいって余り喜ばれないといいましょうか、いい意味で言つて、もっと積極的にやる必要があるのではないか、別に遠慮することはない、私はこういうふうに感ずるのですけれども、いかがですか。

○前田政務次官 先生の御指摘にありましたそういう資料というものは、私どもはなかなかそこまで手に入るものはありませんし、また、その資料に基づいて私どもも積極的に勧説するところまではなかなかいけないだらうというふうに思つております。

私どもは、どちらかというと、この自賠責保険といふものは、民間損害保険代理店においては主に窓口においてその取り扱いをしておられるようございまして、私ども郵便局におきましても、自賠責保険を取り扱う場合につきましても、基本的には窓口においてその取り扱いをすることを想つております。

今までの運輸省を中心とする関係省庁や関係業界において、自賠責保険制度の重要性についてキャンペーんを実施しておるところでございまして、また、私ども連携をとりながらそのような方向で頑張つてまいりたいと思っております。

○中沢委員 それで、スタートをしたばかりだからやや慎重に、これはわからぬわけじやありません。ただ、先ほどの質問にもちょっと関連をするのですが、例えば北海道でいうと原付の自転車の保有台数は約十八万、加入率は全国最低、窓口でやつている程度であればこういう傾向になるのか

な。もつと言うと、自賠責の保険よりも自賠責の千六百円ですから大した手数料は入らないのですけれども、しかし、そういうことも一面的にやつていかないと、ただ一般的なPRで、果たして郵政省の保険代理業務というのが、趣旨からいって余り喜ばれないといいましょうか、いい意味で言つて、もうと積極的にやる必要があるのではないか、別に遠慮することはない、私はこういうふうに感ずるのですけれども、いかがですか。

○前田政務次官 先生の御指摘にありましたそういう資料といふものは、私どもはなかなかそこまで手に入るものはありませんし、また、その資料に基づいて私どもも積極的に勧説するところまではなかなかいけないだらうというふうに思つております。

私どもは、どちらかというと、この自賠責保険といふものは、民間損害保険代理店においては主に窓口においてその取り扱いをしておられるようございまして、私ども郵便局におきましても、自賠責保険を取り扱う場合につきましても、基本的には窓口においてその取り扱いをすることを想つております。

今までの運輸省を中心とする関係省庁や関係業界において、自賠責保険制度の重要性についてキャンペーんを実施しておるところでございまして、また、私ども連携をとりながらそのような方向で頑張つてまいりたいと思っております。

○中沢委員 それで、スタートをしたばかりだからやや慎重に、これはわからぬわけじやありません。ただ、先ほどの質問にもちょっと関連をするのですが、例えば北海道でいうと原付の自転車の保有台数は約十八万、加入率は全国最低、窓口でやつている程度であればこういう傾向になるのか

な。もう少し積極的な作戦も一面では考えながらやつていかないと、せっかくこういう法案をつくつて、全体的に業務として郵便局の皆さんがいろいろ大変になるのですけれども、仮をつくつて魂を入れずということにならないように、駆け巡り説法かもしませんが、そのことを特に申し上げておきたいのですが、いかがでしょうか。

○前田政務次官 議員御指摘のとおり、郵政省といいたしましても、やはり地域の実情に応じて関係団体協力いたしましてキャンペーン活動に取り組むほか、外務員によるPR活動、声かけ運動も念頭に置きながら、原動機付自転車等の自賠責保険の普及の促進に寄与してまいりたい、かように思つております。

○中沢委員 それに関連してもう一つ、恐らく郵政の会計上、一件千六百円とはいひながら、全国的には相当程度の目標を持ってやるのじやないかと思つたのですが、大体、収入としてはどの程度を見込んでいるのか。しかも、その収入はどういう会計で受け予定なのか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

○前田政務次官 郵便局の窓口における原動機付自転車等の自賠責保険の取り扱い見込み件数につきましては、取り扱い開始当初は、民間損害保険代理店の平均的な更新による契約件数を目安としております。仮に、年間六万件程度の取り扱いとなつた場合、自賠責保険契約の一件当たりの手数料が千六百円とされておりますので、手数料の収入は年間約九千六百万円ということになります。

また、自賠責保険が被害者保護を目的とした社

な。もう少し積極的な作戦も一面では考えながらやつていかないと、せっかくこういう法案をつくつて、全体的に業務として郵便局の皆さんがいろいろ大変になるのですけれども、仮をつくつて魂を入れずということにならないように、駆け巡り説法かもしませんが、そのことを特に申し上げておきたいのですが、いかがでしょうか。

○前田政務次官 議員御指摘のとおり、郵政省といいたしましても、やはり地域の実情に応じて関係団体協力いたしましてキャンペーン活動に取り組むほか、外務員によるPR活動、声かけ運動も念頭に置きながら、原動機付自転車等の自賠責保険の普及の促進に寄与してまいりたい、かように思つております。

○中沢委員 それに関連してもう一つ、恐らく郵政の会計上、一件千六百円とはいひながら、全国的には相当程度の目標を持ってやるのじやないかと思つたのですが、大体、収入としてはどの程度を見込んでいるのか。しかも、その収入はどういう会計で受け予定なのか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

○前田政務次官 郵便局の窓口における原動機付自転車等の自賠責保険の取り扱い見込み件数につきましては、取り扱い開始当初は、民間損害保険代理店の平均的な更新による契約件数を目安としております。仮に、年間六万件程度の取り扱いとなつた場合、自賠責保険契約の一件当たりの手数料が千六百円とされておりますので、手数料の収入は年間約九千六百万円ということになります。

また、自賠責保険が被害者保護を目的とした社

な。もう少し積極的な作戦も一面では考えながらやつていかないと、せっかくこういう法案をつくつて、全体的に業務として郵便局の皆さんがいろいろ大変になるのですけれども、仮をつくつて魂を入れずということにならないように、駆け巡り説法かもしませんが、そのことを特に申し上げておきたいのですが、いかがでしょうか。

○前田政務次官 議員御指摘のとおり、郵便局においての原動機付自転車等の自賠責保険を取り扱う場合におきましては、損害保険会社で手数料に見合った取り扱いコストによる運営が十分可能であると思っております。

○中沢委員 そうすると、全国一本で郵政省の会計でその収入は受ける。

私はあえて検討していただきたいと思うんですが、この際、それほど大した金額ではありませんが、やはりこの種の初めてやる仕事でありますから、でき得れば府県別にそれは割り戻しをして、何かそういう業務に關係するような費用として使ふる、こういう方法をおとりになつた方がいいんじゃないですか。郵政本省で九千万だとその程度を受けたって、変な話、大した金額でもないし、逆にやはりそれが一つの励みになつて、別に馬の鼻先にニンジンをぶら下げるという意味じやありませんが、せっかく初めてやるんですから、何年間かはそういうことも具体的に検討されてしまうか。あえてそのことを申し上げて、もしお考えがあればお答えをいただきたいと思います。

○八代国務大臣 大変いい御提案だ、このように思います。

○矢島委員 自賠責保険を郵便局で取り扱う、こうしたことでの法律でありますけれども、もちろんこの法案は、いわゆる無保険車両に対して自賠責保険を普及するというものが目的だと思います。私は、この目的なら、社会的意義もあり、郵便局の公共性という点から見ましても賛成できると考えております。

ところが、新聞報道ですけれども、こういう報道があるんですね、郵政省、損保事業へ進出。今回の大賠償保険の取り扱いはそのための橋頭堡と書いてあるんです。もしもそ�であるならば、郵

便局が行っているこの簡保事業の目的にかかる大問題だと私は思うんです。

代理店形式でこれからも損保の商品を拡大していくくんなどあるのかないのか、そういう計画があるのかないのか、はっきりと答えていただきたい。

○前田政務次官 議員にお答えいたしたいと思います。

郵便局において損害保険会社から受託して取り扱う自賠責保険につきましては、無保険車両対策の観点から、原動機付自転車等に限ることにいたしております。したがいまして、原動機付自転車等に係る自賠責保険以外の損害保険商品を取り扱うことは考えておりません。

○矢島委員 この法律があくまで無保険の車両に対する自賠責保険の普及と限定されたものであることを確認いたしまして、次に、大臣にお尋ねしたいのですが、郵便局が国民や利用者に対してこうした社会的意義のあるサービスを提供すること自体は、私たちも結構なことだと思っております。否定するものではありません。しかし、幾ら社会的意義のあるサービスだとしても、郵便局の本来業務、郵政三事業、こういう本来業務に支障が出ることがあっては、これは本末転倒といふことになるわけですが、そうした心配はございませんか。

○八代国務大臣 民間損害保険代理店数は全国で約六十万軒あるわけでございますが、一代理店当たり年間取扱更新件数は約三件ぐらいだらう。こち計算していくと、郵便局における原動機付自転車等の自賠責保険の取り扱いにつきましては、一つの郵便局で大体年間三件ぐらいかな、このように見込んでおります。

まさに郵便局の日常業務に支障が出るほどの取り扱いの数ではございませんので、窓口での契約手続の事務が、申込書の受理及び確認、証明書及び保険標章の交付など、煩雑なものというの、もうほとんどそれは照会する程度のことです。それから、ありませんし、事故対応につきまして

は、その入っていただいた、契約を結んでいただけますから、新しい業務を追加しても、郵便局の日常業務には支障を生ずることはございません

し、本来は三事業をしっかりと心に据えながらやるのが私たちの一つの方針でございます。御心配なきようよろしくお願ひいたします。

○矢島委員 いずれにしろ、一つの郵便局にすれば数件ということになるかも知れませんが、こういう自賠責保険を扱うということになりますと、郵便局の窓口では、実際は事務処理もあるし、現金の取り扱いもやっていかなきやならない。

そこで、私、この委員会で、窓口での現金過不足金問題を取り上げたことがあるのです。窓口でどういう状況か。過剰金だとか任意弁済金だとか、あるいは欠損金だとか、分けていろいろ集計していると思うんですが、最近の状況について、これは局長で結構ですが、お答えいただきたい。

○國政府参考人 お答えいたします。

三事業におきまして、現金の過不足が生じていて、実態でございます。過去三年間で数字を申し上げますと、過剰金につきまして、平成八年度が、

件数にしまして五十八万六百四十六件、金額にして十二億六千二百九十七万円でございます。

平成九年度は、件数が六十四万七千五百四十一

件、金額が六億二千八百七十八万円。平成十年度になりますと、件数が六十八万八千四百九十八

件、金額が七億三千七百四十五万円でございま

す。

次に、欠損金でございますけれども、欠損金に

年度が、件数が三十九万五十三件、金額が十一億五千四百十萬円。平成十年度につきましては、件数が四十三万四千二百二十五件、金額が十億七千四百六十八万円となつております。

○矢島委員 過剰金にいたしましても十二億、少ないときでも、九年、六億円、欠損金もやはり二億から三億、それから任意弁済になりますと、これで大体十一億前後という数字にならうかと思うのですが、それでも、実際に窓口でいろいろなうミスが生じて、金額にしても、また件数にしては、相当大きなものがあるうかと思うんです。

こういう中にあって、郵便局では、例えばトラベルアーチェックの販売を始めたり、それからいろいろなサービスの多様化が進んでいます。今度何か、家電リサイクルの前払い費用も扱うというような報道がございました。社会的に意義あることであっても、こうした問題を解決しないで拡大していくことになると、やはり国民の信頼を失うことになりかねないと思うんですね。そういう点はぜひ注意してやっていただきたいと思うんです。本来業務に支障がなければ郵便局で何を取り扱ってもいいんだということにはならないと思うんです。

あれは九七年、郵政民営化といういろいろな状況がございました。そのときに、国民はやはり安心、安全のよりどころとして国営の郵便局を望むと。そういう世論の大きな力で、郵政三事業といふことは、そういう世論の大好きな力で、郵便局が運営するところとして国営の郵便局を望むところでした。そのときには、やはり安心、安全のよりどころとして国営の郵便局を望むところでした。

○八代国務大臣 まさに大切なことだと思います

し、こうした自賠責一つをとりましても国会で御審議をいたいで、言ってみれば、ウインドーに飾る商品一つ一つも諸先生方の御審議をいただかなければできないというものがまた厳しさでもあります。

もし民間のコンビニや商店と同じようなものを売るとすれば、これは郵便局が国営である必要がない。コンビニのソフトを売っていたりと、諸外国を見てみると、例えばニュージーランドやドントなどでは、郵便局で文房具を売っています。そういう意味でも、今後も郵便局ネットワーク

は、国の機関として、営利を追求せずに公的機能を果たして、また国民全体の利便の向上に資する

ような施策を実施していくべきもの、このように思っております。

最後に、任意弁済の件数、金額でございますが、平成八年度におきまして、件数が四十四万九千六十二件、金額が十一億三千七百万円。平成九

かなきやならない。

八代郵政大臣も、民営化に反対するんだということで、参議院で私どもの同僚議員に答弁されております。郵便局で取り扱うサービスというのは、やはり国営事業にふさわしいものが必要だと思っています。

これは、自見元郵政大臣が書いた「郵政省蘇る」という本の中にたまたまそういう問題が取り上げられておりましたので、私はその中の一文をちょっと引用してみたいんです。こんなふうに自見さんは書いているんですね。「コンビニのようにただ単にモノを売るだけ、それも誰もが売ろうと思えばできる同じ商品を扱うというのではなくでけれども、実際に窓口でいろいろなこういう

うミスが生じて、金額にしても、また件数にしては、相当大きなものがあるうかと思うんです。こういう中にあって、郵便局では、例えばトラベルアーチェックの販売を始めたり、それからいろいろなサービスの多様化が進んでいます。今度何か、家電リサイクルの前払い費用も扱うというような報道がございました。社会的に意義あることであっても、こうした問題を解決しないで拡大していくことになると、やはり国民の信頼を失うことになりかねないと思うんですね。そういう

点はぜひ注意してやっていただきたいと思うんです。本来業務に支障がなければ郵便局で何を取り扱ってもいいんだということにはならないと思うんです。

ですから、ぜひひとつ大臣 郵便局が提供するサービスというのは、国営事業にふさわしい、こ

ういうものであることが根本的な考え方だろうと思ふんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○八代国務大臣 まさに大切なことだと思いますし、こうした自賠責一つをとりましても国会で御審議をいたいで、言ってみれば、ウインドーに飾る商品一つ一つも諸先生方の御審議をいただかなければできないというものがまた厳しさでもあります。

もし民間のコンビニや商店と同じようなものを

売るとすれば、これは郵便局が国営である必要がない。コンビニのソフトを売っていたりと、諸外国を見てみると、例えばニュージーランドやドントなどでは、郵便局で文房具を売っています。そういう意味でも、今後も郵便局ネットワーク

は選ばないよ、とても採算がとれないよ、これはもう自由競争の中には当然そういう部分が出てまいります。しかし、ゆうパックというものは、どんな山の中であろうとも、どんな離島であろうともしっかりとお届けする。

それはすなわち、待つ人がいれば、そこに国民の共有財産としての郵政三事業がまさにかゆいところに手の届く行動をし、ファットワークを持って実践をしていくということをございますから、そういう御懸念も御懸念としてあるかもしれません、しかし、そういういろいろなことを踏まえて、国民共有の財産であるという基本的な姿勢を保ちつつ、これから三事業は推進していくかなければならない、このように思つております。

○矢島委員 運輸省、来ていただいておると思う

んですが、原付自転車等の加入率の問題です。

先ほど政務次官の方から前の質問者の答弁の中

で出しておりますが、おおよそ分母の方が千五百万

台前後、いろいろ年によつて違いますけれども、

それに対して約千百万台前後の加入ということがありますと、大体七三%前後、年によつて違います。

すけれども、つまり三割近いといいますが、そういう無保險

車両という数字が先ほど御答弁ありましたが、運

輸省として、この自賠責保険を所管する官庁とし

て、三割近い未加入者というものがあるという原

因をどういうふうにお考えか。それから、どうい

う対策を運輸省としてはとつているか。この二点

についてお答え願いたい。

○綱野政府参考人 御説明申し上げます。

原付自転車等につきましては、御承知のよう

に、車検制度がございません。

実は、自賠責につきましては、新車、あるいは

一年あるいは二年、三年置きの継続車検のとき

どもの職員がチェックをさせていただいておる。

いわゆる一〇〇%近い、これは世界に冠たる付保

率なんですが、これを確保しておるわけ

でございます。

○矢島委員 実際に登録している車両すべて、そ

れと加入者の数ということで比較しますと七十

数%になるかと思うんですが、今言つたように、

廃車されてもそのままになっているというような

ものや放置されている場合もあるかもしれませ

ん。いずれにしろ、自賠責の保険に入っていない

車になつているものが眠つていてるというのもござります。

そういうものが分母になつていてるということも

推測されまして、私どもが一方で、例えば街頭監

視活動なんかでの実績から推計しますと、数%

三%から五、六%ぐらいの無保險車はやはりある

のかなと。これは四輪車に比べますと、四輪車の

方は一万台に數台程度でござりますので、それで

もやはりかなり高率の無保險車があるというふう

に思つております。

そういうことで、私どもも今まで、今申し上

げました街頭監視活動、警察の協力を得て街頭の

取り締まり、あるいは、損害業界の協力も得まし

てキャンペーん、広報活動なんかをやつております。

今回の郵便局の参入によりまして、代理店の増

加が無保險車の減少に寄与することを私どもとし

て期待もしておりますし、運輸省としてももちろん引き続き対策を講じてまいりたいと思っており

ます。

○矢島委員 実際に登録している車両すべて、そ

れと加入者の数ということで比較しますと七十

数%になるかと思うんですが、今言つたように、

廃車されてもそのままになっているというような

ものや放置されている場合もあるかもしれませ

ん。いずれにしろ、自賠責の保険に入っていない

車になつているものが眠つていてるというのもござります。

○矢島委員 それでは、今度は別の方から質

問なんですが、実はこの自賠責保険というのは郵

政省自体も大口のコーナーですね。郵政省が保有

しているこの自賠責保険の対象となる原付の自転

車というのがどれくらいあるか、それから年間に

これはどのくらいの自賠責保険料を払っているの

か、それから契約している損保会社はどこどこ

か。局長で結構です。

○足立政府参考人 現在、郵便局で業務上使用し

ておりますバイクの台数であります、平成十二

年の三月三十一日現在で約十万台でござります。

これに対しまして、自賠責保険料の支払い額であ

りますが、約七億七千万円となつております。な

お、契約している損害保険会社でございますが、

安田火災、同和火災、東京海上火災など約八社で

ござります。

○矢島委員 以前、この委員会でもいろいろと問

題になつたわけですが、この自賠責の問題じやな

いですよ、例の郵便番号読み取り自動区分機で談

合があつたという問題が起きたときに、利用者國

民の不利益となるような、そういうのは困る。や

るいろ論議されました。N E C や東芝であります

す。そういうところに郵政省のO B が天下りして

いる問題もやはりこの委員会で問題になりまし

た。

今、安田あるいは東京海上火災、そのほか何社

かとの関係はあるのですが、別に天下りしている

わけじゃありませんから、そういう癒着があると

いうことではありませんが、今回、この法案が通

りますと、今度は特定のいわゆる損保会社と契約

多めのかなというふうに思います。

先ほどおっしゃられました無保險車の率でござ

いますが、実は車検制度がないために正確な推定

と、いうのは容易ではございません。

確かに、実際あるであろう届け出された車両に

比べて、保険を掛けている数を調べますと、七

四、五%という数字もあり得るんですが、実は車

検制度がないために、御想像がつくと思ひます

が、原付を例えば農家の蔵にそのまま、実態は廃

車になつているものが眠つていてるというのもござります。

そういうものが分母になつていてるということも

推測されまして、私どもが一方で、例えば街頭監

視活動なんかでの実績から推計しますと、数%

三%から五、六%ぐらいの無保險車はやはりある

のかなと。これは四輪車に比べますと、四輪車の

方は一万台に數台程度でござりますので、それで

もやはりかなり高率の無保險車があるというふう

に思つております。

そういうものが分母になつていてるということも

推測されまして、私どもが一方で、例えば街頭監

視活動なんかでの実績から推計しますと、数%

三%から五、六%ぐらいの無保險車はやはりある

のかなと。これは四輪車に比べますと、四輪車の

方は一万台に數台程度でござりますので、それで

もやはりかなり高率の無保險車があるというふう

8

やはり国家公務員が業として行う行為について、いかにも、まだちょっと完全には合点がいかないところがありまして、たしか去年の年末の予算折衝の中でも、郵政省と大蔵省の方でいろいろと御議論があつたのだと思います。あつたのですから、各省庁も巻き込んで議論はある一定の収束を見ているのだと思うのですけれども、もし可能であれば、その経緯をちょっとお聞かせいただくとともに、そこばかり聞いてもいたし方がございませんので、今回は郵便官署という全国あまねくいろいろなところにある重要なネットワークです、そういう自賠責に入っているか否かのチェックができるくらいの車両についての自賠責加入ができる、これは画期的でありますし、歓迎されることでありますから、喜ばしいことだと存じております。

そこで、今私が冒頭申し上げたような経緯、公務員が公務員として行う行為、それが業法の適用を受けるということがほかに例があるのかなどといふこともちょっとと思いつきませんし、もし例があつたとして、その業法に定める公務員の懲戒という处分以外の業法に定める罰則を受けるということもあるのかな、それでいいのかなという疑問がちょっとまだぬいがたいのでござります。

いずれにしましても、そういうことの経緯の中で、今回、バイク自賠責を郵便局で取り扱うこととなつた経緯とそれから趣旨について、まとめてお答えいただけますでしょうか。

○前田政務次官 お答えをいたしたいと思います。

郵便局における原動機付自転車等に係る自賠責保険の取り扱いにつきましては、強制保険でありながら自賠責保険の加入のあるなしを確認する機会がございません、無保険車両が発生しやすい状況にあるため、無保険車両対策に寄与する観点から、原動機付自転車等の自賠責保険に限定して民間損害保険会社から受託して取り扱うこととするものでございます。

また、本施策の経緯につきましては、平成五年ごとに一部の損害保険会社から提案を受け、それで検討を開始したものでございます。さらに、平成十年には損害保険代理業協会等の関係者との調整を図りまして、平成十一年に同協会から賛同が得られました。また、平成十一年には交通安全関係団体からの要望を受けたなど、必要な手続を踏んだ上で、今回、平成十二年度予算の重要施策として予算要求を行い、予算政府原案として認められたことから、この法律案を提出することになりましたわけでございます。

それからまた、先生の御指摘の損害保険代理店に係る罰則については、国が国の機関を罰するということはないことから適用を受けないですが、保険募集の際の禁止行為を行った場合に科せられる罰則については、契約者保護の観点から、郵便局の職員に対して適用されるものでございます。

のアメリカからの指摘はどのようなものでありましたか。そしてまた、それに対してもう一つの問題として、民間損害保険会社の商品を受託して販売するものでございます。日米保険協議の合意におけるいわゆる第三分野の保険商品とは関係がないこと、それから簡易保険の新たな商品ではなく、簡易保険事業の拡大ではないこと、無保険率の両という社会問題に対する取り組みとして実施するものであることから、民間と競合するものではなく、その旨をアメリカに対してもう一つの問題として説明をいたしております。

○前田政務次官 民間バイク自賠責保険の取り扱いにつきましては、御指摘のとおり、郵便局の窓口において民間損害保険会社の商品を受託して販売するものでございます。日米保険協議の合意におけるいわゆる第三分野の保険商品とは関係がないこと、それから簡易保険の新たな商品ではなく、簡易保険事業の拡大ではないこと、無保険率の両という社会問題に対する取り組みとして実施するものであることから、民間と競合するものではなく、その旨をアメリカに対してもう一つの問題として説明をいたしております。

ありますから、そういう意味でも、こういうもの
を私たちが社会運動の一環として、しかもセール
スをしなくて、いろいろな損害保険会社のいろいろ
なメニューを郵便局に置いて、そして皆さうして
に、無保険ですか、無保険のバイクなら入ってく
ださいよ、こういう一つの交通事故撲滅を含めた
キャンペーン的内容を持ちながらの自賠責という
思いに立っております。

これは、全国二万カ所でこのことの取り扱いを
お願いするわけでございますが、その局員の皆さん
も、やはり郵便局の配達業務等々の中でも、今
十万台という数がございましたけれども、あるい
は中には事故があつて、仕事、職場復帰ができない
い、そういう人たちもいるわけでございます。し
かし、そのときにこの自賠責に入っていたことに
よつてどれだけ救われたか。
私も事故を起こしまして、生命保険が大嫌いで

務員が公務員として行う行為、それが業法の適用を受けるということがほかに例があるのかなどといふこともちよつと思いつきませんし、もし例があつたとして、その業法に定める公務員の懲戒という处分以外の業法に定める罰則を受けるといふこともあるのかな、それでいいのかなという疑問がちよつとまだぬぐいがたいのでございます。いずれにしましても、そういうことの経緯の中で、今回、バイク自賠責を郵便局で取り扱うこととなつた経緯とそれから趣旨について、まとめてお答えいただけますでしょうか。

また、本施策の経緯につきましては、平成五年ごとに一部の損害保険代理業協会等の関係者との調査を開始したものでございます。さらに、平成十年には損害保険代理業協会等の関係者との調査を受けたなど、必要な手続を踏んでいた上で、今回、平成十二年度予算の重要な施策として予算要求を行い、予算政府原案として認められたことから、この法律案を提出することになりました。ただし、本件は、それからまた、先生の御指摘の損害保険代理店に係る罰則については、国が機関を罰するということではないことから適用を受けないですが、保険募集の際の禁止行為を行った場合に科せられる罰則については、契約者保護の観点から、郵便局の職員に対して適用されるものでございます。

以上です。

○西田(猛)委員 そうなんですね。そうなんですが、そのところが非常に悩ましいところでありますし、公務員が保険募集の行為を行うのですね。そこで不正が、当然、本当は行われないというのが前提でありますて、昔からキング・キャンドゥー・ナー・ロングといいまして、公務員は悪をなさないというのが前提で成り立っていますから、もしもした場合には懲戒処分を行うというものが国家公務員法制の立て方でありますから、そこへの業法の罰則規定を、網をかぶせていくと、いうのはちょっと公務員法制の根本にかかる問題なのではないかなと僕は思うんですね。ですから、年末の予算編成の議論も私はつまび

○前田政務次官 民間バイク自賠責保険の取り扱いにつきましては、御指摘のとおり、郵便局の窓口において民間損害保険会社の商品を受託して販売するものでございます。日米保険協議の合意におけるいわゆる第三分野の保険商品とは関係がないこと、それから簡易保険の新たな商品ではなく、簡易保険事業の拡大ではないこと、無保険車両という社会問題に対する取り組みとして実施するものであることから、民間と競合するものではなく、その旨をアメリカに対しても説明をいたしております。

アメリカからは、受託する損害保険会社の選定に当たつての透明性の確保について要望はありますけれども、本施策については理解を得ているものと考えております。

○西田(猛)委員 ありがとうございました。

このようなことで、いずれにいたしましても、今回、全国の郵便官署で新しい業務を始めるになります。そこで、日々御努力いただいている全国の郵便官署の職員の皆さんに、大臣からこの新規事業の開始に当たつてメッセージないし御訓示をいただければ幸いだと存ずるのであります。が。

○八代国務大臣 いろいろありがとうございました。

原動機付自転車等の無保険車両によりまして事故が生じた場合に、加害者、被害者双方にとって省としてはどのようにお考えになつておられますでしょうか。

ありますから、そういう意味で、こううるもの
を私たちが社会運動の一環として、しかもセール
スをしなくて、いろいろな損害保険会社のいろいろ
なメニューを郵便局に置いて、そして皆さん
に、無保険ですか、無保険のバイクなら入ってく
ださいよ、こういう一つの交通事故減を含めた
キャンペーんの内容を持ちながらの自賠責とい
う思いに立つております。

これは、全国二万カ所でこのことの取り扱いを
お願いするわけでございますが、その局員の皆さ
んも、やはり郵便局の配達業務等々の中でも、今
十万台という数がございましたけれども、あるい
は中には事故があって、仕事、職場帰帰ができな
い、そういう人たちもいるわけでございます。し
かし、そのときにこの自賠責に入っていたことに
よつてどれだけ救われたか。

私も事故を起こしまして、生命保険が大嫌いで
ございましたが、しかし、あのとき入つていれば
よかつたなど。実際自分が事故を起こしてみて、
その悲しさ、その後にまつわるいろいろな家族の
負担等々を思いますと、事故がないことをもよお
り大切な一つの運動としてやらなければなりません
が、そういう備えをあれば憂いなしという意味
で、無保険バイクのなくなることを、私たちも郵
便局の皆さん方が率先垂範して社会運動の一環とい
う思いに立つてやつていただくということを、実
は四月の三日が平成十二年度の郵政出発式でござ
いましたので、そのことを高らかにP-SATの
宇宙衛星に乗せまして、全国の皆さんにそのメッ
セージをお伝えしたところでございます。

そういう意味では、郵便局の皆さんもその趣旨

らかには聞いておりませんけれども、少し公務員全体の体系の中から考えると画期的なことなのでないかなという気が若干いたしておりますといふ私の感想を少し述べておきたいと思います。そのような中で、よく貿易摩擦の中で、アメリカから郵便官署が取り扱う簡易保険の拡大には反対だというような意見が出ておるのでありますけれども、今回のバイク自賠責を扱うことについて

○前田政務次官 民間バイク自賠責保険の取り扱いにつきましては、御指摘のとおり、郵便局の窓口において民間損害保険会社の商品を受託して販売するものでございます。日米保険協議の合意にておけるいわゆる第三分野の保険商品とは関係がなないこと、それから簡易保険の新たな商品ではなく、簡易保険事業の拡大ではないこと、無保険車両という社会問題に対する取り組みとして実施するものであることから、民間と競合するものでなく、その旨をアメリカに対しても説明をいたしております。

アメリカからは、受託する損害保険会社の選定に当たつての透明性の確保について要望はありますけれども、本施策については理解を得ているものと考えております。

○西田(益)委員 ありがとうございました。

このようなことで、いずれにいたしましても、今回、全国の郵便官署で新しい業務を始めるになります。そこで、日々御努力いただいている全国の郵便官署の職員の皆さんに、大臣からこの新規事業の開始に当たつてメッセージない御訓示をいただければ幸いだと存ずるのであります。が。

○八代国務大臣 いろいろありがとうございました。

原動機付自転車等の無保険車両によりまして事故が生じた場合に、加害者、被害者双方にとって悲惨な事態を引き起こすことになることから、自賠責保険の普及は極めて重要だ、このように思つております。

カラスは鳴かない日はあっても救急車のサイレンの鳴らぬ日はない、鳴かない日はないと言っているほど、事故を一たん引き起こしますと、加害者も被害者もともども被害者の的な、だれしも好んで事故を引き起こすことを求めていないわけですから。

ありますから、そういう意味で、こううのを私たちが社会運動の一環として、しかもセールスをしなくて、いろいろな損害保険会社のいろいろなメニューを郵便局に置いて、そして皆さんは、無保険ですか、無保険のバイクなら入ってくださいよ、こういう一つの交通事故撲滅を含めたキャンペーングの内容を持ちながらの自賠責といふに立つております。

これは、全国二万カ所でこのことの取り扱いをお願いするわけでございますが、その局員の皆さんも、やはり郵便局の配達業務等々の中でも、今十万台という数がございましたけれども、中には中には事故があつて、仕事、職場復帰ができない、そういう人たちもいるわけでございます。しかし、そのときにこの自賠責に入つたことに、私も事故を起こしまして、生命保険が大嫌いでございましたが、しかし、あのとき入つていればよかったです。実際自分が事故を起こしてみて、その悲しさ、その後にまつわるいろいろな家族の負担等々を思いますと、事故がないことをもう大大切な一つの運動としてやらなければなりませんが、そういう備えをあれば憂いなしという意味で、無保険バイクのなくなることを、私たちも郵便局の皆さん方が率先垂範して社会運動の一環という思いに立つてやつていただくということを、実は四月の三日が平成十二年度の郵政出発式でございましたので、そのことを高らかにP—SATの宇宙衛星に乗せまして、全国の皆さんにそのメッセージをお伝えしたところでございます。

そういう意味では、郵便局の皆さんもその趣旨にのっとって、これから交通事故のない形の中で、地域のフットワークを生かしながら、いろいろ御協力をいただくもの、また精進していただくものと思っています。

○西田(審査員)さすがは時代を先取りされる八代大臣、そのようないろいろな手法を用いて全国の郵便官署の皆様方にメッセージを送つていただいているようございまして、今後とも御健闘を

お祈りいたしたいと存じます。

それでは、以上で終わります。

○前田委員長 次に、中井治君。

○中井委員 二、三問お尋ねいたします。

お聞かせをいたいでおりまして、さつきから

昔話ばかりしているわけじゃありませんが、なかなか感慨深いものがございまして、本当に民間との競合について非難ごうごうで郵政三事業をやつてこられて、自動でお互い利用し合はるというものがもう数百社とお結びだ、こういうふうになつておりますし、今回、これまた損保協会の皆さん方と十分話し合つて、目的は少し違うかも知れませんけれども、こういうところで共存共榮、助け合

う、こういうところへ参入をされる。本当に長年の御努力であろうと思うと同時に、この金融機関を取り巻く世界の変遷のすさまじさを思はざるを得ません。

今回、こういう法案を提出されるに当たつて、八代郵政大臣としてこのよだれのようにお考えでありますか、お聞かせをいただきま

す。

○八代国務大臣 郵政三事業、私たちは全国津々

浦々にそのネットワークを張りめぐらしまして、いろいろな形で地域の皆さんの利便に供していくといふことを立つております。

いろいろな意見が、この郵政三事業に対する御

意見は御意見として承つておるわけでございますが、私たちには長い歴史の中には、いわば郵政三事業は日本の一つの文化でもあるという思い

に立ちますと、これからますます地方分権化していきますと、郵政三事業が地域に溶け込んで、そ

のフットワークを生かして、そして、人の住んで

いるところには郵便局がある、それが生活の安

心、安全の拠点である、こういう思いに立ちなが

ら、採算といふものが自由主義経済の中ではまず

第一義に考えるところでございますけれども、し

かし、それはたとえ赤字になつてもくまなくサ一

ビスをするという、国民の財産としてこれからも育っていく。

そのため、この自賠責保険というのも、言つてみれば一つの契約で手数料はわずか千六百

円、年間何件になるかわからないわずかな契約の御紹介程度なものだらうというふうに思います

が、それによって、また交通事故がなくなり、無

保険車両がなくなつて、そしてもし万が一事故が起きたときには、そういうものをお勧めしておい

たことによって郵便局にまた感謝の声も寄せられ

るだろう、そんな思いに立ちながら、この自賠責

保険も法案を上程するまでには幾つかのバリアもございましたけれども、私たちはいろいろな損保

会社のいわば下請をしてさしあげるんだ、こうい

う思いに立ちながら、民業を別に圧迫するもので

はなく、共存する中でこうしたもののが広くあまねく周知されることを望んでいるところでもござい

ます。

○中井委員 直接法案には関係ありませんが、郵政ということで少し持論を申し上げますので、お

考えをお聞かせいただきたいと思います。

先般来から警察の残念な事件が相次ぎまして、このときに警察の方々が私どものところへいろいろな御説明に来ていただきました。私は、内部の検査というのは大変難しいのだ、このことを常に申し上げてきたところです。アメリカやヨーロッパのそれぞれの警察にはやはり内部の検査がありますが、猛烈に嫌われてやつておる。このところ、日本人というのはやはり仲間意識でやりますから、嫌われてまでチェックをしない、そういうところが一番の欠陥だろう。その結果、お預かりしている、まさにどらの子のお金が身近な郵便局に預けられていて、福祉貯金とかいろいろなものがありますけれども、もしそういうものも、三十万からの大きな世帯でございますから、お預かりしている、まさにどらの子のお金が身近な郵便局に預けられていて、御苦労話も含めて、そして本当に高齢者や障害者、いろいろな方々からお預かりしている、まさにどらの子のお金が身近な郵便局に預けられていて、御苦労話も含めて、それを含めて指導をしておる、ここを含めて率直にお考えをお聞かせいただければありがたいと

思います。

○八代国務大臣 実は先日、郵政の監察官の何人かにお目にかかりまして、御苦労話も含めて、そして本当に高齢者や障害者、いろいろな方々からお預かりしている、まさにどらの子のお金が身近な郵便局に預けられていて、御苦労話も含めて、それを含めて指導をしておる、ここを含めて率直にお考えをお聞かせいただけて、御運用をいただきたいと

思います。

このときに警察の方々が私どものところへいろいろな御説明に来ていただきました。私は、内部の

検査というのは大変難しいのだ、このことを常に

申し上げてきたところです。アメリカや

ヨーロッパのそれぞれの警察にはやはり内部の検

査がありますが、猛烈に嫌われてやつておる。こ

のところ、日本人というのはやはり仲間意識で

やりますから、嫌われてまでチェックをしない、

そういうところが一番の欠陥だろう。その結果、

接待をし合うというのがこの間の新潟の事件の一端だと考えております。

そういう意味で、莫大なお金を取り扱われる郵

便局、何も事件がなければこれにこしたことはあ

りませんが、やはり人間ですから、欲望に勝てない人はいるわけであります。郵政は郵政で郵政監

察官制度、こういうのを持ってやつていらっしゃった部分にはもう少し人をふやして、あまねく広く

しゃかりとした、お客様のお預かりしたもの的事

用もされていく、こういう時代に、またはすさまじい世界の金融業界の統廃合、また垣根を崩した動きの中で持ちこたえられるか、このことを常に

思うわけでございます。

そういう意味で、大臣は郵政独自の監察官制度をどのようにお考えになつていらっしゃるか。ま

た、これから公社会化あるいは二十一世紀に向かって、独自の制度であります。信頼を維持するため、どういうふうに運用をお考えになつていらっしゃるか。あるいは、少なくとも内部の官官接続などというのは絶対やつてないんだ、こんな

ことを含めて指導をしておる、ここを含めて率直にお考えをお聞かせいただければありがたいと

思います。

○八代国務大臣 実は先日、郵政の監察官の何人かにお目にかかりまして、御苦労話も含めて、そ

して本当に高齢者や障害者、いろいろな方々からお預かりしている、まさにどらの子のお金が身近な郵便局に預けられていて、御苦労話も含めて、それを含めて指導をしておる、ここを含めて率直にお考えをお聞かせいただけて、御運用をいただきたいと

思います。

○横光委員 社民党の横光克彦でございます。

きょうは、大臣、両政務次官、御苦労さまございます。

このバイクの自賠責保険参入の法律でございま

すが、これまで各委員が、いろいろな法律の意

義あるいはメリット、あるいは問題点等を質問し

てはほ納羅されたわけでございますが、ちょっと

重複するところがあろうかと思ひますが、確認と

いう意味でお聞きをいたしたいと思います。

これまで、郵政三事業の民営化問題のときに、

やはり一番大きな争点が、民業を官業が圧迫する

ということが問題点だったわけです。しかし、そ

の争点が、ここがまた激しい争奪戦、いわゆる競争

の中、やはり共生共榮といいますか、協力し

合っている分野あるいは競争している分野、それ

ぞれあると思うのですね。

例えば郵貯で、これから満期になつたこの郵貯

資金を再獲得するか、あるいは新たな金融機関に

移るか、ここがまた激しい争奪戦、いわゆる競争

の分野だらうと私は思つております。また、ATMとかデビットカード、こういったところでは民

間業者と協力する分野でもあります。

そういう中で、今度新たに自賠責の保険の販

故のないような形の体制は、今後も引き続き緊張しながら育てていくことも一方では考えなければならぬ、こんなふうにも思つてゐるところでございます。

○中井委員 大変はじめに厳しくおやりになつて

いるというのは承知をいたしております。しか

し、大臣のおっしゃるように、泣く子も黙る監察官といふところまでやつてゐるかどうかは、私は違ひだらうと思つております。

そういう形で、内部で、公務員だからということであつて、本当にこれらの時代乗り切れるかどうか、僕はこのことをいつも心配いたしてあります。どうぞ、国民の安心、世界じゅうから

とでやついて、本当にこれからの時代乗り切れるかどうか、僕はこのことをいつも心配いたしてあります。

そういう形で、内部で、公務員だからということであつて、本当にこれからの時代乗り切れる

かどうか、僕はこのことをいつも心配いたしてあります。

そういう形で、内部で、公務員だからと

のいのいな議論に対して十分なえ得るような制

度、お考えもまたいたいで、御運用をたださ

りますよう要望を申し上げて、質問を終ります。

○前田委員長 横光克彦君。

きょうは、大臣、両政務次官、御苦労さまござ

います。

このバイクの自賠責保険参入の法律でございま

すが、これまで各委員が、いろいろな法律の意

義あるいはメリット、あるいは問題点等を質問し

てはほ納羅されたわけでございますが、ちょっと

重複するところがあろうかと思ひますが、確認と

いう意味でお聞きをいたしたいと思います。

これまで、郵政三事業の民営化問題のときに、

やはり一番大きな争点が、民業を官業が圧迫する

ということが問題点だつたわけです。しかし、そ

の争点が、ここがまた激しい争奪戦、いわゆる競争

の中、やはり共生共榮といいますか、協力し

合っている分野あるいは競争している分野、それ

ぞれあると思うのですね。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○前田委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

卷之三

「報告書」は附録に掲載。

○八代国務大臣 長時間御苦労さまでござります。
郵便貯金法等の一部を改正する法律案、電波法
の一部を改正する法律案、電気通信事業法の一部
を改正する法律案、以上三件につきまして、その
提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
初めに、郵便貯金法等の一部を改正する法律案
につきまして、その提案理由及び内容の概要を御
説明申し上げます。

第一に、郵政大臣は、固定業務、移動業務等の無線通信の業務別の周波数の割り当てに加えて、電気通信業務用、公共業務用等の無線局の目的別の周波数の割り当て等を定める周波数割り当て計画を策定し、公示することとしております。

第二に、無線局免許における競願処理手続を整備するため、電気通信業務用の人工衛星局等について、免許申請期間を設けて、公示することとしています。

また、携帯電話の基地局のように、広範囲にわたりて多數開設される必要があるという特質を有している電気通信業務用の基地局については、多数の基地局全体を対象とする開設計画の認定の制度を導入することとし、当該認定について申請期間を設けて、公示することとしております。あわ

電気通信分野は、政治、経済、文化、生活などの社会経済の基盤として、経済発展の原動力であり、我が国の経済構造改革の推進に大きな役割を果たすことが期待されているところであります。

今後、電気通信市場を一層活性化させるために、電気通信事業者間における公正な競争の一層の促進を図っていくことが不可欠であります。そこで、この法律案は、このような目的的実現を目指すため、接続料の原価算定方法として、いわゆる長期増分費用方式を導入することにより、接続料の低廉化を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げま

す。

郵政大臣が指定する電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、当該電気通信設備と他の

郵便貯金法等の一部を改正する法律案
郵便貯金法等の一部を改正する法律
(郵便貯金法の一部改正)
第一条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
目次中「金融自由化対策資金」を「郵便貯金資金」に改める。
第十章の章名を次のように改める。
第十章 郵便貯金資金の運用
第六十八条の二を次のように改める。
第六十八条の二(資金の運用) 郵便貯金特別会計の郵便貯金資金(以下「資金」という。)の運用は、確実で有利な方法により、かつ、公共の利益の確保にも配意しつつを行うことによつ

○前田委員長 次に、内閣提出郵便貯金法等の一部を改正する法律案、電波法の一部を改正する法律案及び本日付託になりました電気通信事業法の一部を改正する法律案の各案を議題といたしました。順次趣旨の説明を聽取いたします。八代郵政大臣。

この法律の施行期日は平成十三年四月一日といたしております。手続きまして、電波法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、無線局の免許手続における透明性の向上を図るとともに、免許申請者の利便の向上、電波の有効利用の促進等を図るために、周波数割り当て計画の策定、無線局免許における競願処理手続の整備等に関する改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げま

の改正を行なうこととしてあります
たしております。
なお、この法律は、一部を除き、公布の日から
起算して六月を超えない範囲内において政令で定
める日から施行することいたしております。
最後に、電気通信事業法の一部を改正する法律
案につきまして、その提案理由及び内容の概要を
御説明申し上げます。
我が国の電気通信分野におきましては、情報通
信技術の進展や規制改革の進展に伴い、数多くの
電気通信事業者が参入するとともに、市場の急速
な変化に対応するため、これまでの規制が効率的
に機能しなくなっていることから、規制緩和を実現
するための改定を行なうこととしてあります。

以上が、これら三法律案の提案理由及び内容の概要でございます。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようよろしくからお願いを申し上げます。
以上でございます。よろしくお願いいたしました。

○前田委員長 これにて趣旨の説明は終了いたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとして、
本日は、これにて散会いたします。

午後五時十一分散会

第三に、企業組織の再編成の円滑な実施に資するため、現在、無線局の免許人の地位の承継がでることとされている相続、合併等の場合に加えて、事業譲渡の場合においても、郵政大臣の許可を受けて、免許人の地位の承継ができることがあります。

第四に、心身の障害により無線従事者免許を取

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する
接続料款により定める接続料のうち、高度な新技
術の導入によって効率化が図られる機能に係る接
続料について、より適正な原価の算定のため、電
気通信設備の接続によつて増加する効率的な費用
を客観的に評価する方法により、原価を算定しな
ければならないこととしております。
その他、所要の規定の整備をすることにいたし
ております。

の改正を行なうこととしております。
以上のはが、所要の規定の整備を行うことといたしております。
なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。
最後に、電気通信事業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
我が国の電気通信分野におきましては、情報通信技術の進展や規制改革の進展に伴い、数多くの電気通信事業者が参入するとともに、市場の急速な拡大が進んでいるところであります。また、電気通信分野は、政治、経済、文化、生活などの社会経済の基盤として、経済発展の原動力であり、我が国の経済構造改革の推進に大きな役割を果たすことが期待されているところであります。
今後、電気通信市場を一層活性化させるために、電気通信事業者間における公正な競争の一層の促進を図っていくことが不可欠であります。そこで、この法律案は、このような目的の実現を目指すため、接続料の原価算定方法として、いわゆる長期増分費用方式を導入することにより、接続料の低廉化を図ろうとするものであります。
次に、この法律案の概要について申し上げま
す。
郵政大臣が指定する電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が、当該電気通信設備と他の

○前田委員長 これにて趣旨の説明は終了いたしました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、

日本は、これにて散会いたします。

午後五時十一分散会

郵便貯金法等の一部を改正する法律案
郵便貯金法等の一部を改正する法律
(郵便貯金法の一部改正)

第一条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「金融自由化対策資金」を「郵便貯金資金」に改める。

第十章の章名を次のように改める。

第十章 郵便貯金資金の運用

第六十八条の二を次のように改める。

第六十八条の二(資金の運用) 郵便貯金特別会計の郵便貯金資金(以下「資金」という。)の運用は、確実で有利な方法により、かつ、公共の利益の確保にも配意しつつ行うことによつて行なつたとしておきます。

以上が、これら三法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決ください。

て、郵便貯金事業の健全な経営を確保することを目的として、総務大臣が行う。

第六十八条の三第一項第一号を同項第一号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第六十四条の規定による預金者に対する貸付け

第六十八条の三第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 特定社債(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下同じ。)で政令で定めるもの

第六十八条の三第一項第七号を次のように改める。

七 第一号の二から前号までに掲げる債券以外の債券で、政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの

第六十八条の三第一項第一号中「郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律」の下に「昭和六十二年法律第三十八号」を加え、同項第十二号中「引受け、応募又は買入を行つた」を「取得をした」に改め、同項第十六号中「第一号」を「第一号の二」に改め、同項第十八号を削り、同項第十九号中「第十七号」を「前号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項に次の一号を加える。

十九 地方公共団体に対する貸付け

第六十八条の三第五項中「第二項」を「第四項」に、「外國債、金銭信託又は特定社債」を「特定社債、外国債又は金銭信託」に、「引受け、応募又は買入れ」を「取得」に改め、同項第四項中「引受け、応募又は買入れを行ふ」を「取得をする」に、「他の引受け、応募又は買入れ」を「資金をもつてする取得以外の取得」に改め、同項第二項中「引受け、応募又は買入れを行つては」を「取得をしては」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

(住宅金融公庫財形住宅債券及び沖縄振興開発金の規定による同項第二号に掲げる債券)

発金融公庫財形住宅債券を除く。)、同項第四号に掲げる債券(雇用・能力開発債券で勤労者財産形成促進法第十二条第一項の資金の調達に係るもの)を除く。)又は前項第五号から第八号までに掲げる債券の取得は、応募又は買入れの方針により行わなければならない。

第一項の規定により金融債、社債、特定社債、外國債又は金銭信託に運用する資金の額は、それぞれ、資金の総額の百分の二十に相当する額を超えてはならない。

第六十八条の三の次に次の五条を加える。

第六十八条の四(運用計画) 総務大臣は、毎年

度、資金の運用に関する計画(以下「運用計画」という。)を定めなければならない。

運用計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 資金の運用に関する基本方針
二 中長期的な観点からの運用資産の構成に関する事項
三 当該年度において新たに運用する資金の運用に関する事項
四 その他資金の運用に関する重要な事項

運用計画は、第六十八条の二の目的及び資金の運用が市場に与える影響を総合的に勘案して定めなければならない。

第六十八条の八(懲戒処分) 運用職員が前条の規定に違反した場合においては、当該職員の任命権者は、当該職員に対し国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十二条の(郵便貯金特別会計法の一部改正)規定による懲戒処分をしなければならない。

第六十八条の九(郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第二百三号))の一部を次のように改正する。

第二条 郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第二百三号)の一部を削る。

第三条を次のように改める。

第三条 削除
第四条第一項中「並びに」を「及び」に、「一般勘定及び特別勘定」を「この会計」に改める。

第五条第一項中「一般勘定においては」を「この会計においては、郵便貯金資金の運用から生ずる収入、郵便貯金資金の運用及び簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律(平成元年法律第六十二号)第五条の二第二項においては、郵便貯金法第六十四条の規定に基づく簡易保険福祉事業団からの納付金に改め、「郵便貯金法第六十四条の規定に基づく貸付金の利子、次条第一項の規定による特別勘定からの受入金」を削り、「一時借入金の利

の状況及び運用資産の異動に関する重要な事項を記載するとともに、当該年度の郵便貯金特別会計の貸借対照表及び損益計算書並びに資金の運用資産について企業会計の基準に準ずる基準として政令で定めるものにより評価した額及びその構成を記載した書類を添付しなければならない。

第六十八条の六(運用職員の責務) 資金の運用に係る事務に従事する職員(政令で定める者に限る。以下「運用職員」という。)は、運用計画に従つて、慎重かつ細心の注意を払い、全労を挙げてその職務を遂行しなければならない。

第六十八条の七(秘密保持義務) 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第六十八条の八(懲戒処分) 運用職員が前条の規定に違反した場合においては、当該職員の任命権者は、当該職員に対し国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十二条の(郵便貯金特別会計法の一部改正)規定による懲戒処分をしなければならない。

第六十八条の九(郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第二百三号))の一部を次のように改正する。

第二条 郵便貯金資金の前々年度の増減及び運用に関する実績表並びに前年度及び当該年度の増減及び運用に関する計画表

第六条第三項を削る。

第五条の四を削る。

第六条第二項中「各勘定に係る」を削り、同項に次の一号を加える。

三 郵便貯金資金の前々年度の増減及び運用に関する実績表並びに前年度及び当該年度の増減及び運用に関する計画表

第六条第三項を削る。

第七条中「一般勘定及び特別勘定に区分し、各勘定において」を削る。

第八条第二項中「並びに同条第二項及び第三項」を「及び同条第二項」に改める。

第九条第一項中「各勘定に」を「この会計に」に改め、「当該各勘定の」を削り、同条第二項中「各勘定に」を「この会計に」に、「当該各勘定の積立金」を「積立金」に改め、「それぞれ当該各勘定」を削り、同条第三項を削る。

第九条の二の見出しを「(剩余金の繰入れ)」に改め、同条第一項中「一般勘定」を「この会計に

改め、「同勘定の」を削り、同条第二項を削る。

第十条第二項を次のように改める。

子」の下に「郵便貯金資金の運用に係る損失の補てん金」を加え、同条第二項を削る。

第五条の二を削る。

第五条の三の見出しを「(郵便貯金資金の設置等)」に改め、同条第一項中「特別勘定に金融自

金及び第九条の二第二項の規定による組入金」を「郵便貯金の受入金(第十二条の規定により郵

政事業特別会計に保有させるものを除く。)」に改め、同条第一項を削り、同条第三項中「資金」を「郵便貯金資金」に改め、「郵便貯金法」の下に「昭和二十二年法律第二百四十四号」を加え、同項を同条第二項とし、同条を第五条の二とする。

「昭和二十二年法律第二百四十号」を加え、同項を同条第二項とし、同条を第五条の二とする。

第五条の五の見出しを「(郵便貯金資金の運営方法)」に改め、同条中「資金」を「郵便貯金資金」に、「特別勘定」を「この会計」に改め、同条を第五条の三とする。

第六条第二項中「各勘定に係る」を削り、同項に次の一号を加える。

三 郵便貯金資金の前々年度の増減及び運用に関する実績表並びに前年度及び当該年度の増減及び運用に関する計画表

第六条第三項を削る。

第七条中「一般勘定及び特別勘定に区分し、各勘定において」を削る。

第八条第二項中「並びに同条第二項及び第三項」を「及び同条第二項」に改める。

第九条第一項中「各勘定に」を「この会計に」に改め、「当該各勘定の」を削り、同条第二項中「各勘定に」を「この会計に」に、「当該各勘定の積立金」を「積立金」に改め、「それぞれ当該各勘定」を削り、同条第三項を削る。

第九条の二の見出しを「(剩余金の繰入れ)」に改め、同条第一項中「一般勘定」を「この会計に

改め、「同勘定の」を削り、同条第二項を削る。

第十条第二項を次のように改める。

発金融公庫財形住宅債券を除く。)、同項第五号に掲げる債券(雇用・能力開発債券で勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十号)第十一項の資金の調達に係るものを除く。)又は前項第六号から第十号までに掲げる債券の取得は、応募又は買入れの方法により行わなければならない。

第四条第一項中「事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改め、同条第二項中「前条第一項第十七号を「前条第一項第二十号」に改める。

第五条を次のように改める。

(運用計画)

第五条 総務大臣は、毎年度、積立金の運用に関する計画(以下「運用計画」という。)を定めなければならない。

2 運用計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 積立金の運用に関する基本方針
二 中長期的な観点からの運用資産の構成に
関する事項

三 当該年度において新たに運用する積立金の運用に関する事項

四 その他積立金の運用に関する重要な事項

3 運用計画は、第一条の目的及び積立金の運用が市場に与える影響を総合的に勘案して定めなければならない。

4 総務大臣は、運用計画を定めようすると
きは、あらかじめ郵政審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 総務大臣は、運用計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを見出しが「報告書の提出及び公表」に改め、同条第一項中「提出し」を「提出するとともに、これを公表し」に改め、同条第二項中「年度末現在」を「年度」に改め、「貸借対照表」の下に「及び損益計算書並びに積立金の運用資産について企業会計の基準に準ずる基準として政

令で定めるものにより評価した価額及びその構成を記載した書類」を加える。

第七条の次に次の三条を加える。

(運用職員の責務)

第八条 積立金の管理及び運用に係る事務に従事する職員(政令で定める者に限る。以下「運用職員」という。)は、運用計画に従つて、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

(秘密保持義務)

第九条 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(懲戒処分)

第十条 運用職員が前条の規定に違反した場合においては、当該職員の任命権者は、当該職員に対し国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)第八十二条の規定による懲戒処分をしなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、附則第三条、第十条、第十二条及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

(郵便貯金として受け入れた資金の運用に関する経過措置)

第二条 総務大臣は、郵便貯金として受け入れた

(郵便貯金として受け入れた資金の運用に関する経過措置)

第三条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、附則第三条、第十条、第十二条及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

(郵便貯金として受け入れた資金の運用に関する経過措置)

第四条 新郵便貯金法第六十八条の五の規定は、平成十三年度以後の各年度の郵便貯金資金の運用についての報告書について適用する。

(郵便貯金特別会計法の一一部改正に伴う経過措置)

第五条 第一条の規定による改正後の郵便貯金特別会計法(以下この条において「新特別会計法」という。)の規定は、平成十三年度の予算から適用し、平成十二年度の収入及び支出並びに同年

の(以下この条及び附則第五条第四項において「郵便貯金預託金」という。)については、第一条の規定による改正後の郵便貯金法(昭和二十六年法律第二百号)第二条第一項の規定により資金運用部に預託しているも

の(以下この条及び附則第五条第四項において「郵便貯金預託金」という。)については、第一条の規定による改正後の郵便貯金法(昭和二十六年法律第二百号)第二条第一項の規定による改正前の郵便貯金特別会計法(以下この条において「旧特別会計法」という。)に基づく郵便貯金特別会計(以下この条において「旧特別会計」という。)に基づく郵便貯

金特別勘定(以下この条において「一般勘定又は金融自由化対策特別勘定」という。)の規定により資金運用部に預託することができる。

第六条 総務大臣は、郵便貯金預託金の払戻金を新郵便貯金法第六十八条の三の規定により運用する

場合においては、新郵便貯金法第六十八条の二の目的を踏まえつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、適切に国債を引き受ける等所要の措置を講ずるものとする。

(平成十三年度の郵便貯金資金の運用計画に関する特例)

第三条 郵政大臣は、この法律の施行の日までに、新郵便貯金法第六十八条の四の規定の例により、平成十三年度における郵便貯金特別会計の郵便貯金資金の運用に関する計画を定めるものとする。

第四条 運用職員は、この場合において、同条第四項中の「審議会」とあるのは、「中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第二百六十号)第二百七十六条の規定による改正前の郵便貯金法第十二条第三項に規定する審議会」とする。

第五条 前項の規定により定められた計画は、新郵便貯金法第六十八条の四第一項の規定により定められたものとみなす。

第六条 前項の規定により定められた計画は、新郵便貯金法第六十八条の四第一項の規定により定められたものとみなす。

(郵便貯金資金の運用についての報告書に関する経過措置)

第七条 新郵便貯金法第六十八条の五の規定は、平成十三年度以後の各年度の郵便貯金資金の運用についての報告書について適用する。

(郵便貯金特別会計法の一一部改正に伴う経過措置)

第八条 新郵便貯金法第六十八条の五の規定は、平成十三年度以後の各年度の郵便貯金資金の運用についての報告書について適用する。

(郵便貯金特別会計法の一一部改正に伴う経過措置)

第九条 第一条の規定による改正後の郵便貯金特別会計法(以下この条において「新特別会計法」という。)の規定は、平成十三年度の予算から適用し、平成十二年度の収入及び支出並びに同年

の(以下この条及び附則第五条第四項において「郵便貯金預託金」という。)については、第一条の規定による改正前の郵便貯金法第六十四条の規定による改正前の郵便貯金預託金又は第一条の規定による改正前の郵便貯金預託金と読み替えるものとする。

第十条 第二条の規定による改正前の郵便貯金特別会計法(以下この条において「旧特別会計法」という。)の規定は、平成十三年度の予算から適用し、平成十二年度の収入及び支出並びに同年

の(以下この条及び附則第五条第四項において「郵便貯金預託金」という。)については、第一条の規定による改正前の郵便貯金法第六十四条の規定による改正前の郵便貯金預託金と読み替えるものとする。

第十一条 第二条の規定による改正前の郵便貯金特別会計法(以下この条において「旧特別会計法」という。)の規定は、平成十三年度の予算から適用し、平成十二年度の収入及び支出並びに同年

の(以下この条及び附則第五条第四項において「郵便貯金預託金」という。)については、第一条の規定による改正前の郵便貯金法第六十四条の規定による改正前の郵便貯金預託金と読み替えるものとする。

第十二条 第二条の規定による改正前の郵便貯金特別会計法(以下この条において「旧特別会計法」という。)の規定は、平成十三年度の予算から適用し、平成十二年度の収入及び支出並びに同年

の(以下この条及び附則第五条第四項において「郵便貯金預託金」という。)については、第一条の規定による改正前の郵便貯金法第六十四条の規定による改正前の郵便貯金預託金と読み替えるものとする。

第十三条 第二条の規定による改正前の郵便貯金特別会計法(以下この条において「旧特別会計法」という。)の規定は、平成十三年度の予算から適用し、平成十二年度の収入及び支出並びに同年

の(以下この条及び附則第五条第四項において「郵便貯金預託金」という。)については、第一条の規定による改正前の郵便貯金法第六十四条の規定による改正前の郵便貯金預託金と読み替えるものとする。

第十四条 第二条の規定による改正前の郵便貯金特別会計法(以下この条において「旧特別会計法」という。)の規定は、平成十三年度の予算から適用し、平成十二年度の収入及び支出並びに同年

の(以下この条及び附則第五条第四項において「郵便貯金預託金」という。)については、第一条の規定による改正前の郵便貯金法第六十四条の規定による改正前の郵便貯金預託金と読み替えるものとする。

第十五条 第二条の規定による改正前の郵便貯金特別会計法(以下この条において「旧特別会計法」という。)の規定は、平成十三年度の予算から適用し、平成十二年度の収入及び支出並びに同年

の(以下この条及び附則第五条第四項において「郵便貯金預託金」という。)については、第一条の規定による改正前の郵便貯金法第六十四条の規定による改正前の郵便貯金預託金と読み替えるものとする。

第十六条 第二条の規定による改正前の郵便貯金特別会計法(以下この条において「旧特別会計法」という。)の規定は、平成十三年度の予算から適用し、平成十二年度の収入及び支出並びに同年

の(以下この条及び附則第五条第四項において「郵便貯金預託金」という。)については、第一条の規定による改正前の郵便貯金法第六十四条の規定による改正前の郵便貯金預託金と読み替えるものとする。

第十七条 第二条の規定による改正前の郵便貯金特別会計法(以下この条において「旧特別会計法」という。)の規定は、平成十三年度の予算から適用し、平成十二年度の収入及び支出並びに同年

の(以下この条及び附則第五条第四項において「郵便貯金預託金」という。)については、第一条の規定による改正前の郵便貯金法第六十四条の規定による改正前の郵便貯金預託金と読み替えるものとする。

6

この法律の施行前に旧特別会計法第九条の二

第二項の規定により旧特別会計の金融自由化対策資金に組み入れた金額があるときは、その組み入れた金額の合計額(旧特別会計法第五条の四第一項又は第三項の規定により特別勘定に繰り入れた金額があるときは、これらの金額を控除した金額。次項において「資金組入額」といふに相当する金額を、郵便貯金資金から、旧特別会計法第十二条の二第二項の規定によるすべての借入金の償還を完了する年度(次項において「償還年度」という。)の翌年度の新特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

7 前項の規定にかかわらず、償還年度の末日ま

での間において、新特別会計における歳出の財源に充てるため必要があるときは、資金組入額(既にこの項の規定により郵便貯金資金から新特別会計の歳入に繰り入れた金額があるときには、その金額を控除した金額)を限度として、郵便貯金資金から新特別会計の歳入に繰り入れることができる。この場合において、前項中「相当する金額」とあるのは、「相当する金額(次項の規定により新特別会計に繰り入れた金額があるときは、その金額を控除した金額)」とす

(郵便振替として受け入れた資金の運用に関する経過措置)

第六条 総務大臣は、郵便振替として受け入れた

資金であって、この法律の施行の際現に資金運用部資金法第二条第一項の規定により資金運用部に預託しているもの(以下この条及び次条に

おいて「郵便振替預託金」という。)については、

第三条の規定による改正後の郵便振替法(以下「新郵便振替法」という。)第七十条の二の規定に

かかわらず、当該郵便振替預託金の払戻金を新郵

便振替法第七十条の二の規定により運用する場合においては、郵便振替事業の健全な運営を確

保つつ、資金運用部の既往の貸付けの継続に

2 総務大臣は、郵便振替預託金の契約上の預

託期間が満了するまでの間は、引き続き資金運

用部に預託することができる。

3 第十一条 郵政大臣は、この法律の施行の日まで

に、新運用法第五条の規定の例により、平成十

二年度における積立金の運用に関する計画を定

めるものとする。この場合において、同条第四

項中「郵政審議会(以下「審議会」という。)」とあ

かかる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、適切に国債を引き受ける等所要の措置を講ずるものとする。

(郵政事業特別会計法の一部改正に伴う経過措

置)

第七条 この法律の施行の際、第四条の規定による改正前の郵政事業特別会計法に基づく郵政事

業特別会計に所属する権利義務で郵便振替預託

金に係るものは、同条の規定による改正後の郵

政事業特別会計法に基づく郵政事業特別会計の

郵便振替資金に帰属するものとする。

(積立金の運用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に簡易生命保険特

別会計の積立金(以下この条から附則第十一條

までにおいて単に「積立金」という。)に属する資

産のうちに第五条の規定による改正前の簡易生

命保険の積立金の運用についての報告書を定める

度以後の各年度の積立金の運用についての報告

書について適用し、平成十二年度の積立金の運

用についての報告書については、なお従前の例

による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 積立金は、新運用法第三条第一項の規定

にかかるわらず、平成十五年度までの間に限り、

国に対する貸付け(郵政事業特別会計法第十六

条第一項若しくは第二項の規定による借入金又

は同法第十七条第一項若しくは第三項ただし書

の規定による一時借入金について行う貸付けに

限る)に新たに運用することができる。

(平成十三年度の積立金の運用計画に関する特

例)

第十一条 郵政大臣は、この法律の施行の日まで

に、新運用法第五条の規定の例により、平成十

二年度における積立金の運用に関する計画を定

めるものとする。この場合において、同条第四

項中「郵政審議会(以下「審議会」という。)」とあ

るものは、「資金運用審議会」とする。

2 前項の規定により定められた計画は、新運用

法第五条第一項の規定により定められたものとみなす。

(積立金の運用についての報告書に関する経過

措置)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に必要な経過措置

は、政令で定める。

(大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する

法律の一部改正)

第十三条 大蔵省預金部等の債権の条件変更等に

関する法律(昭和二十二年法律第二十九号)の

号及び第十七号に係るものがあるときは、総務

大臣は、第五条の規定による改正後の簡易生

命保険の積立金の運用についての報告書を定める

こととする。

(第三条第一項の規定にかかるわらず、積立金を当該

賃貸の積立金の運用についての報告書を定める

こととする。

(第三条第一項若しくは第二項の規定による借入金又

は同法第十七条第一項若しくは第三項ただし書

の規定による一時借入金について行う貸付けに

限る)に新たに運用することができる。

(平成十三年度の積立金の運用計画に関する特

例)

第十三条 積立金は、新運用法第三条第一項の規定

にかかるわらず、平成十五年度までの間に限り、

国に対する貸付け(郵政事業特別会計法第十六

条第一項若しくは第二項の規定による借入金又

は同法第十七条第一項若しくは第三項ただし書

の規定による一時借入金について行う貸付けに

限る)に新たに運用することができる。

(平成十三年度の積立金の運用計画に関する特

例)

第十四条 港湾整備促進法(昭和二十八年法律第

百七十号)の一部を次のよう改正する。

第五条中「基いて」を「基づいて」に改め、「を

いう。」の下に「郵便貯金特別会計の郵便貯金

資金」を加える。

(災害対策基本法等の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「資金運用部

資金」の下に「郵便貯金特別会計の郵便貯金

資金」を加える。

(新運用法第五条の規定の例により、平成十

二年度における積立金の運用に関する計画を定

めるものとする。この場合において、同条第四

項中「郵政審議会(以下「審議会」という。)」とあ

るものは、「資金運用審議会」とする。

2 前項の規定により定められた計画は、新運用

法第五条第一項の規定により定められたものとみなす。

(積立金の運用についての報告書に関する経過

措置)

第十六条 防災のための集団移転促進事業に係る国の

財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十

七年法律第二百三十二号)第八条第二項

六 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法

律第六十一号)第七条第二項

七 明日香村における歴史的風土の保存及び生

活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五

十五年法律第六十号)第六条

五 防災のための集団移転促進事業に係る国の

財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十

七年法律第二百三十二号)第八条第二項

九 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の

特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八

十五号)第八条

八 北方領土問題等の解決の促進のための特別

措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十

五号)第八条

九 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の

特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第

八十二号)の一部を次のよう改止する。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十六条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年

法律第九十二号)の一部を次のよう改止する。

第十二条第一項中「国にあつては、資金運用

部」を削る。

(金融自由化対策資金の運用及び簡易保険福祉

事業団の業務の特例等に関する法律の一部改

正)

第十七条 金融自由化対策資金の運用及び簡易保

険福祉事業団の業務の特例等に関する法律(平

成元年法律第六十二号)の一部を次のよう改

正する。

題名中「金融自由化対策資金」を「郵便貯金資

金」に改める。

第二条中「金融自由化対策資金」を「郵便貯金資

金」に改める。

第六条第三項及び第四項中の「金融自由化対

策資金」を削る。

第二条(見出しを含む。)及び第三条中「金融自

由化対策資金」を「郵便貯金資金」に改める。

第六条第三項及び第四項中の「金融自由化対

策資金」を削る。

三 公害の防止に関する事業に係る国の財政上

の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律

第七十号)第四条第二項

四 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法

律第二百三十一号)第十一条

五 防災のための集団移転促進事業に係る国の

財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十

七年法律第二百三十二号)第八条第二項

六 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法

律第六十一号)第七条第二項

七 明日香村における歴史的風土の保存及び生

活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五

十五年法律第六十号)第六条

五 防災のための集団移転促進事業に係る国の

財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十

七年法律第二百三十二号)第八条第二項

九 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の

特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八

十五号)第八条

八 北方領土問題等の解決の促進のための特別

措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十

五号)第八条

九 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の

特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第

八十二号)の一部を次のよう改止する。

第十二条第一項中「国にあつては、資金運用

部」を削る。

(金融自由化対策資金の運用及び簡易保険福祉

事業団の業務の特例等に関する法律の一部改

正)

第十七条 金融自由化対策資金の運用及び簡易保

険福祉事業団の業務の特例等に関する法律(平

成元年法律第六十二号)の一部を次のよう改

正する。

題名中「金融自由化対策資金」を「郵便貯金資

金」に改める。

第二条中「金融自由化対策資金」を「郵便貯金資

金」に改める。

第六条第三項及び第四項中の「金融自由化対

策資金」を削る。

三 公害の防止に関する事業に係る国の財政上

の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律

第七十号)第四条第二項

四 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法

律第二百三十一号)第十一条

五 防災のための集団移転促進事業に係る国の

財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十

七年法律第二百三十二号)第八条第二項

六 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法

律第六十一号)第七条第二項

七 明日香村における歴史的風土の保存及び生

活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五

十五年法律第六十号)第六条

五 防災のための集団移転促進事業に係る国の

財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十

七年法律第二百三十二号)第八条第二項

九 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の

特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八

十五号)第八条

九 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の

特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第

八十二号)の一部を次のよう改止する。

第十二条第一項中「国にあつては、資金運用

部」を削る。

(金融自由化対策資金の運用及び簡易保険福祉

事業団の業務の特例等に関する法律の一部改

正)

第十七条 金融自由化対策資金の運用及び簡易保

険福祉事業団の業務の特例等に関する法律(平

成元年法律第六十二号)の一部を次のよう改

正する。

題名中「金融自由化対策資金」を「郵便貯金資

金」に改める。

第二条中「金融自由化対策資金」を「郵便貯金資

金」に改める。

第六条第三項及び第四項中の「金融自由化対

策資金」を削る。

三 公害の防止に関する事業に係る国の財政上

の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律

第七十号)第四条第二項

四 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法

律第二百三十一号)第十一条

第一項の改正規定並びに第百十六条第一号の改正規定(第二十七条の十六に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日の三月前¹の日前に改正前の電波法第四十一条第三項に規定する者となつたことにより無線従事者の免許を受けることができる資格を得た者の当該資格に係る無線従事者の免許の申請の期限については、なお從前の例による。ただし、この法律の施行の際無線従事者の免許を受けている者が、当該免許を取り消された後に再免許の申請を行うときは、この限りでない。

理由

無線局の免許手続における透明性の向上を図りつつ、電気通信業務を行う無線局の円滑な開設を確保する等のため、一定の無線局について免許申請期間を設けるとともに無線局の開設計画の認定の制度を導入するほか、無線従事者免許に関する規定の合理化を図る等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気通信事業法の一部を改正する法律案

電気通信事業法の一部を改正する法律
電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「第三十八条の二第四項」を「第三十八条の二第五項」に改める。

第三十八条の二第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第十四項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第十六項とし、同条第十三項第二項とし、同条第十二項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を「第五項」に改める。

い。

第三十八条の三第二項中「前条第四項」を「前条

第五項」に改める。

第九十四条第十号中「第七項若しくは第九項」を

「第五項、第八項、第十一項若しくは第十二項」に改め、同条第十三項とし、同条第十項中「第一種電気通信事業者は、」の下に「第四項に規定する接続料にあつては第二項の認可を受けた後五年を超えない範囲内で郵政省令で定める期間を経過することと

に、それ以外の接続料にあつては」を加え、「とき

は、これ」を「ときに、通信量等の記録及び前項の規定期による会計の整理の結果」に改め、同項を同

条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第九項とし、同項の次に次の

一項を加える。

10 指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、郵政省令で定めるところにより、当該指定電気通信設備との接続に係る第三項第一

号の郵政省令で定める機能ごとに、通信量又は回線数その他郵政省令で定める事項(第十二

項において「通信量等」という。)を記録しておかなければならぬ。

第三項の次に次の一項を加える。

4 前項第二号の郵政省令で定める方法(同項第

第三十八条の二第七項を同条第八項とし、同条

第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条

第三項の次に次の一項を加える。

「第三十八条の二第六項」に改める。

第一百九条第一号中「第三十二条の二」の下に「又は第三十八条の二第十項」を加える。

第一百十三条第一号中「第三十八条の二第八項」を

「第三十八条の二第九項」に改め、同条第四号中

「第三十八条の二第七項」を「第三十八条の二第八

項」に改める。

「第三十八条の二第二十一項」に改める。

「第三十八条の二第二十一項」に改める。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（審議会への諮問）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（附則）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（附則）